

海田町 こども計画

居場所づくりで幸せを実感できるまちへ

令和7年3月
海田町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定方法	3
6 SDGsとの関連	4
第2章 こどもを取り巻く本町の現状	5
1 人口の状況	5
2 出生等の状況	7
3 世帯の状況	10
4 就業の状況	11
5 子育て支援施設の状況	12
6 子育て支援事業の利用状況	15
第3章 本町の現状分析と課題	18
1 第2期計画の取組内容からみる課題と方向性	18
2 ニーズ調査結果から読み取れる課題	28
3 ヒアリング調査結果からみる課題	46
4 課題の整理と重点的取組	48
第4章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
2 基本目標	51
3 海田町の特色ある取組	52
4 施策体系	53
第5章 計画の展開	54
基本目標1 子育て家庭を支える基盤づくり	54
基本目標2 こども・若者の健康と自立を支える環境づくり	59
基本目標3 安心して暮らし続けられる環境づくり	65
基本目標4 こども・若者の成長を支え、活躍できる環境づくり	71
基本目標5 地域で見守り、支え合うまちづくり	76
第6章 教育・保育事業等の提供体制	82
1 教育・保育の提供区域の設定について	82
2 量の見込みの算出についての考え方	82
3 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保	85
第7章 計画の推進	98
1 庁内推進体制の充実	98
2 関係機関との連携強化	98
3 計画の達成状況の点検・評価	98
資料編	99
1 海田町子ども・子育て会議条例	99
2 海田町子ども・子育て会議委員名簿	101

第1章 計画の概要

1 計画策定の主旨

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回りました。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、様々な課題が顕在化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

更に、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。加えて同年5月には「こども大綱」が閣議決定されました。この「こども大綱」を通じて、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が現在進められています。

本町においては、令和2年3月に「みんなで支える すべての子どもが笑顔で暮らせるまちづくり～共につながる 子育て安心プラン～」を基本理念とした、「第2期海田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に基づき、総合的な子育て支援を推進してきましたが、計画期間が令和6年度で終了することから、この度、この計画を承継しながら、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、町民の意識やニーズ、海田町子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、本町における子育て支援に関連する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進することを目的として「海田町こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

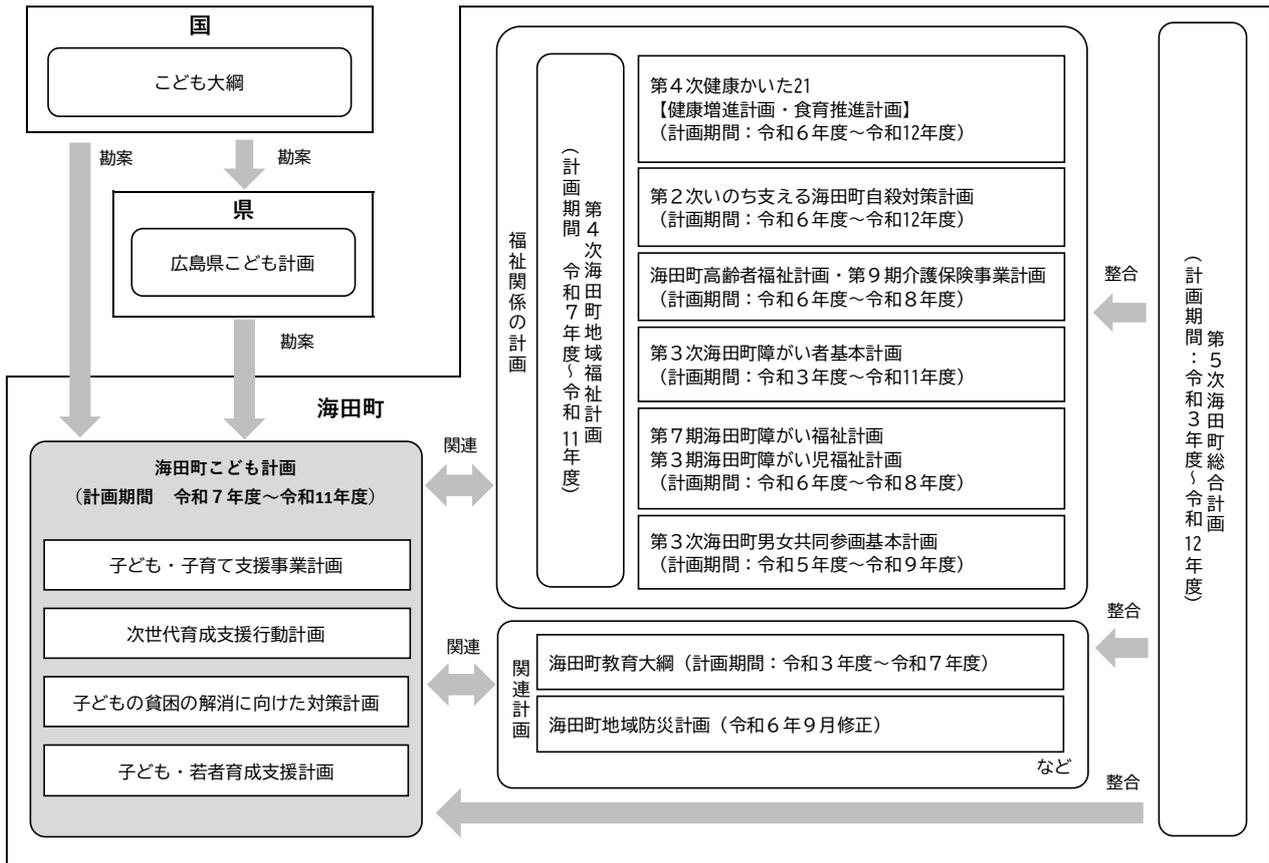
(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、「子ども・子育て支援法」による「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」、「子ども・若者育成支援推進法」による「市町村子ども・若者計画」の役割を担っています。更に、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「すこやか親子21」の趣旨を踏まえた計画とします。

(2)関連計画との整合・連携

本町の最上位計画である「第5次海田町総合計画」及び全ての福祉の上位計画である「第4次海田町地域福祉計画」の基本理念である地域共生社会の実現を目指し、関連する個別計画との整合・連携を図っています。

●●本町における計画の位置づけ●●



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜、見直す場合があります。

4 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいうこととします。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記します。

「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者とします。

「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者を指します。

5 計画の策定方法

(1) 計画の点検・評価

子ども・子育て支援事業計画に基づき推進している様々な子育て支援施策や取組については、それぞれの取組内容の点検や評価による検証結果を踏まえ、本計画を策定しています。

(2) ニーズ調査(アンケート調査)の実施

計画の策定にあたり、町内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者及び妊娠期の女性に対し、子育て支援施設や事業の利用状況及び今後の利用希望、子育て支援に関するニーズ等を調査し、策定の基礎資料とすることを目的としてニーズ調査(アンケート調査)を実施しました。

●●ニーズ調査(アンケート調査)の概要●●

調査区分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査	妊娠期女性調査
調査対象	町内に居住する0歳から小学校入学前までのこどもがいる家庭	町内に居住する小学生のこどもがいる家庭	町内に居住する妊娠期の女性
調査方法	郵送配布・回収 WEB調査	学校配布・回収	郵送配布・回収 WEB調査
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月15日まで		
配布数	1,557件	1,399件	169件
有効回収数	1,082件	937件	113件
有効回収率	69.5%	67.0%	66.9%

(3)関係団体ヒアリング調査の実施

町内に居住する子どもが通う保育所・幼稚園・認定こども園及び子育て支援サークルを対象とし、保護者のニーズや意見等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

調査区分	保育所・幼稚園・認定こども園 対象調査	子育て支援サークル対象調査
調査対象	各施設の代表者又は責任者	各団体の代表者又は責任者
調査方法	郵送配布・郵送回収によるヒアリングシート調査	
調査期間	令和6年5月	
調査数	16件	2件

(4)子ども・子育て会議による策定体制

計画の策定にあたっては、ニーズ調査やヒアリング調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者などから構成される「海田町子ども・子育て会議」に諮り、専門的見地から様々な意見をいただきました。

6 SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに全ての国が取り組むべき17のゴールからなる国際目標です。SDGsは、あらゆる格差と不平等を解消していくことを根本理念としており、貧困、教育、健康、労働、ジェンダー、環境など多くの項目が本計画に関連しています。

本町では、世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方も見据えながら、子育て支援に取り組みます。



第2章 こどもを取り巻く本町の現状

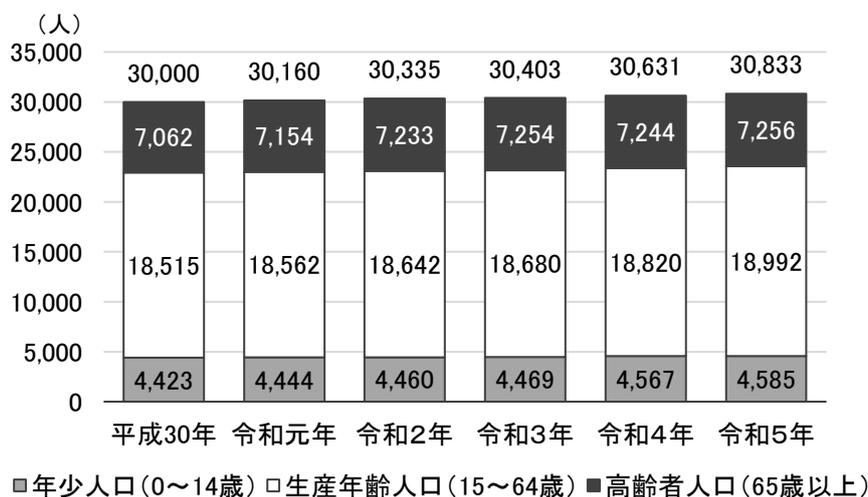
1 人口の状況

(1)人口の推移

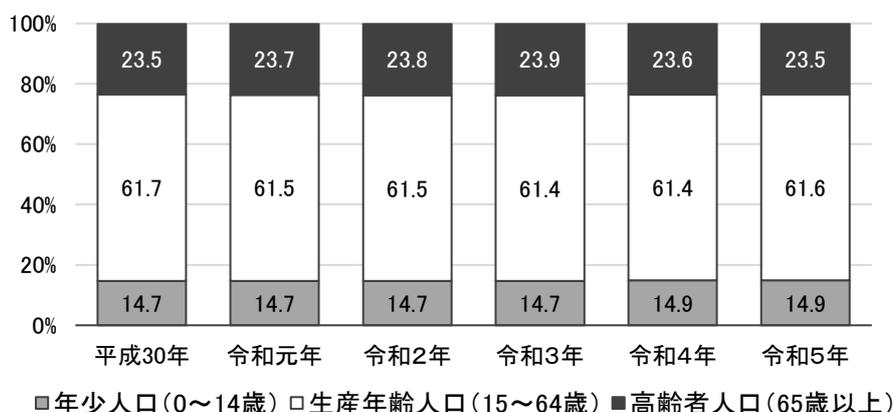
本町の総人口は令和5年12月末日現在30,833人であり、平成30年から833人の増加となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに増加傾向で推移しています。

年齢3区分別の構成比では、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに横ばい傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移

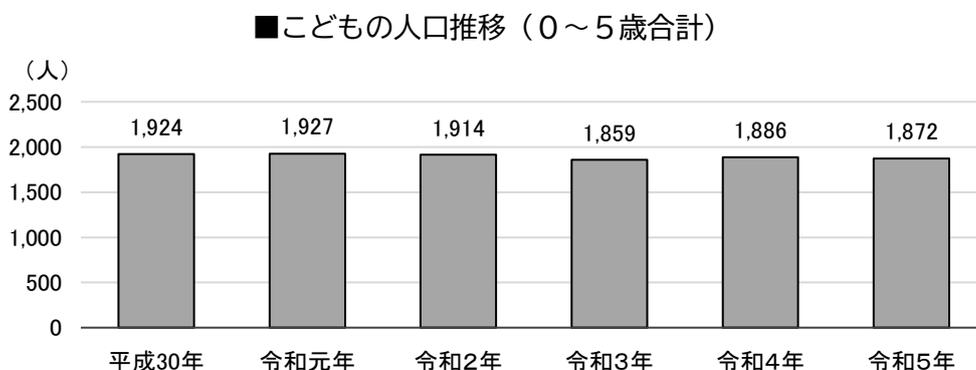


■年齢3区分別人口の構成比



(2)こどもの人口の推移

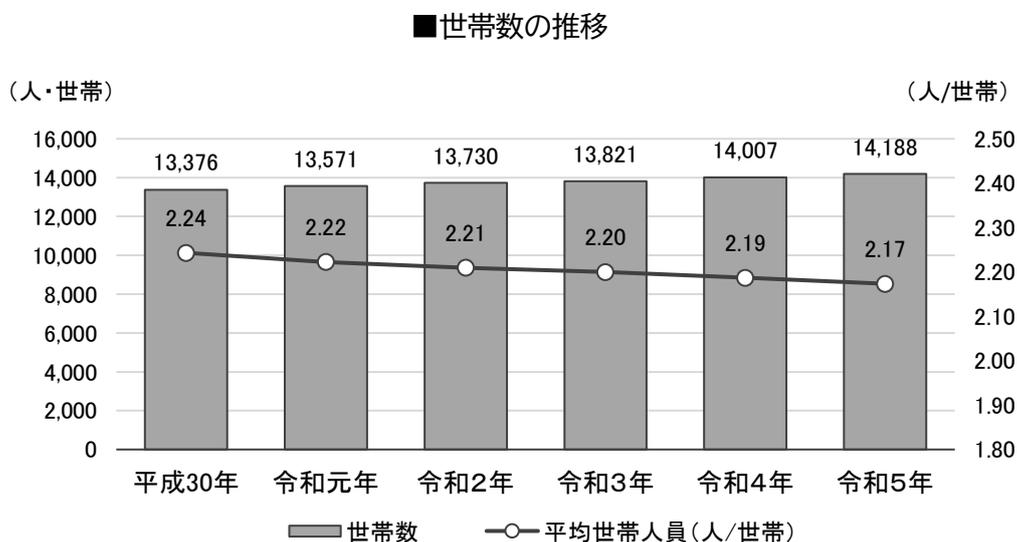
本町の5歳以下のこどもの人口の推移をみると、多少の増減を繰り返していますが、横ばいで推移しています。令和5年12月末現在では1,872人となっています。



資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

(3)世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、令和5年では14,188世帯となっています。平均世帯人員は令和5年では2.17人となっており、小家族化の進行がみられます。

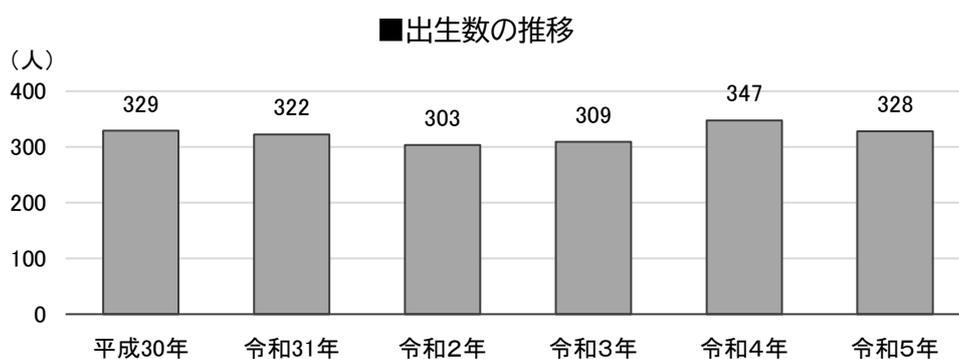


資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

2 出生等の状況

(1)年間出生数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しており、令和5年の出生数は328人となっています。



資料：住民基本台帳

(2)合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に産むこどもの数にあたる合計特殊出生率は、国や広島県の平均を大きく上回っています。

■合計特殊出生率の推移

(単位：人)

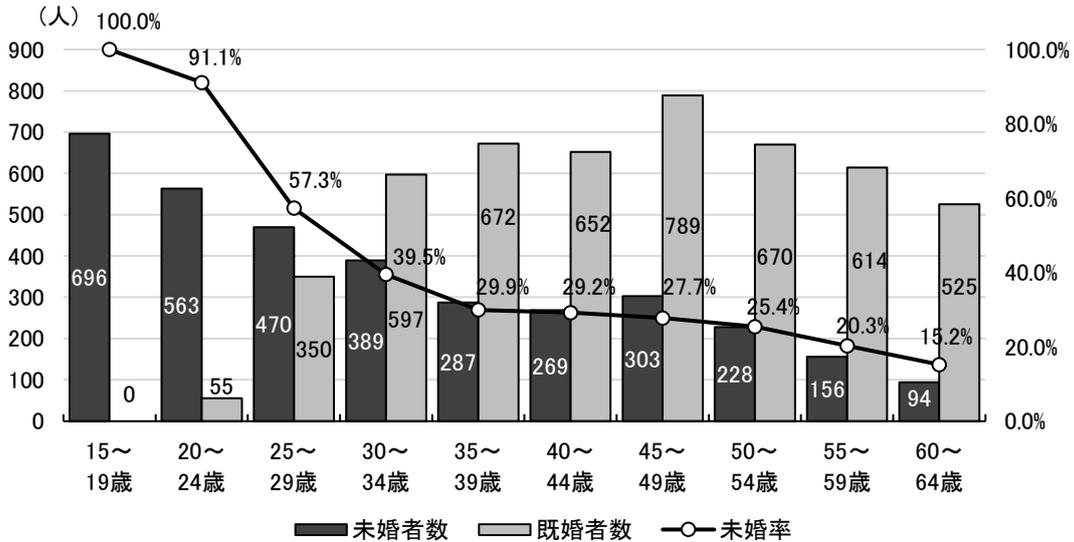
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
広島県	1.56	1.55	1.49	1.48	1.42	1.40
海田町	2.02	1.89	1.81	1.79	1.63	1.86

資料：国・広島県 人口動態統計，海田町は庁内資料

(3) 婚姻の状況

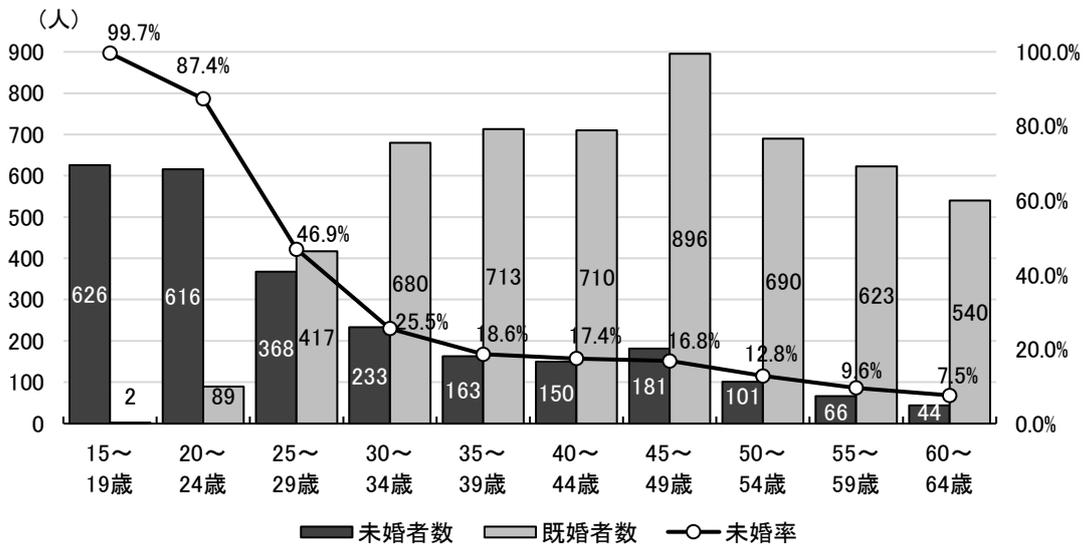
本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。女性の場合は、20歳代後半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

■年齢別未既婚者数と未婚率（男性）



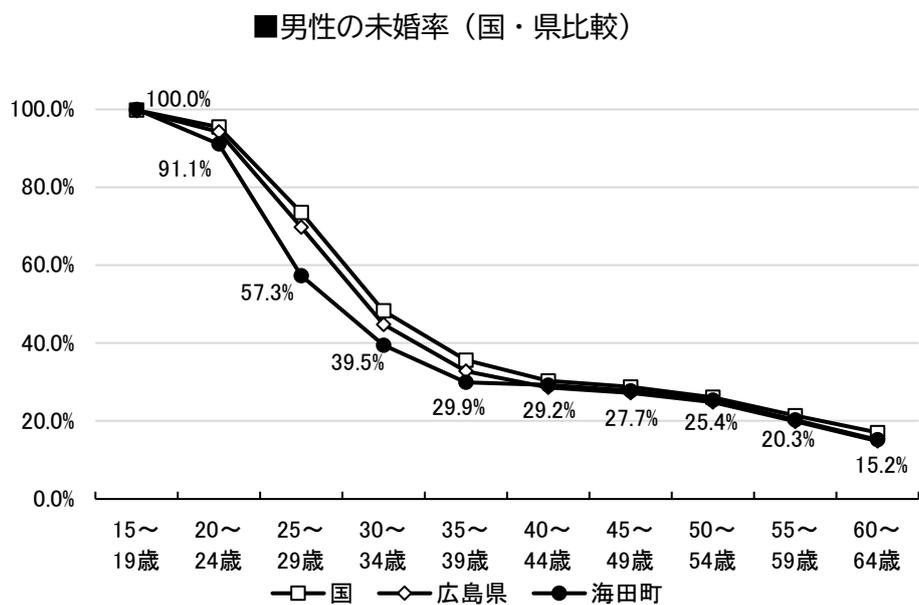
資料：国勢調査（令和2年）

■年齢別未既婚者数と未婚率（女性）

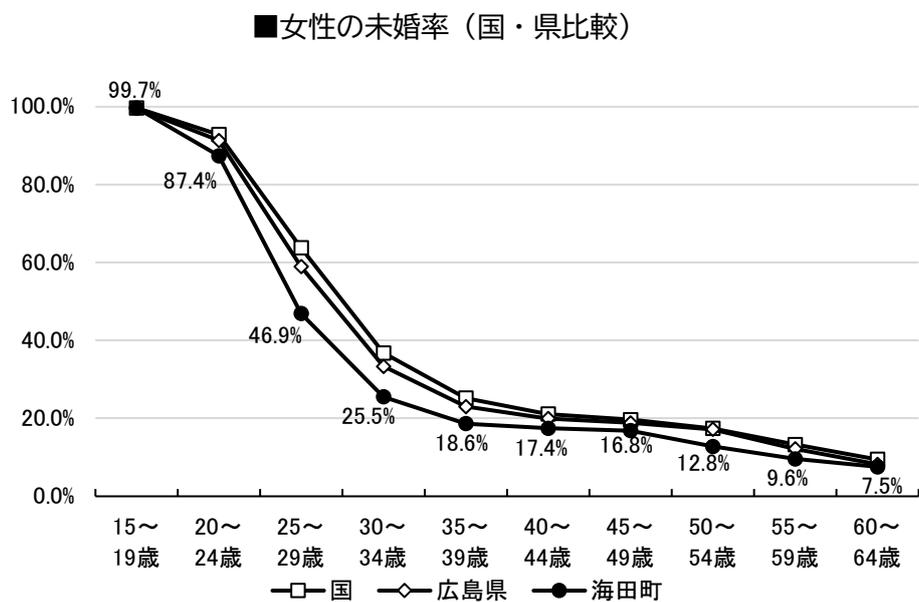


資料：国勢調査（令和2年）

本町の未婚率は、国や広島県の平均に比べ、全体的に低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

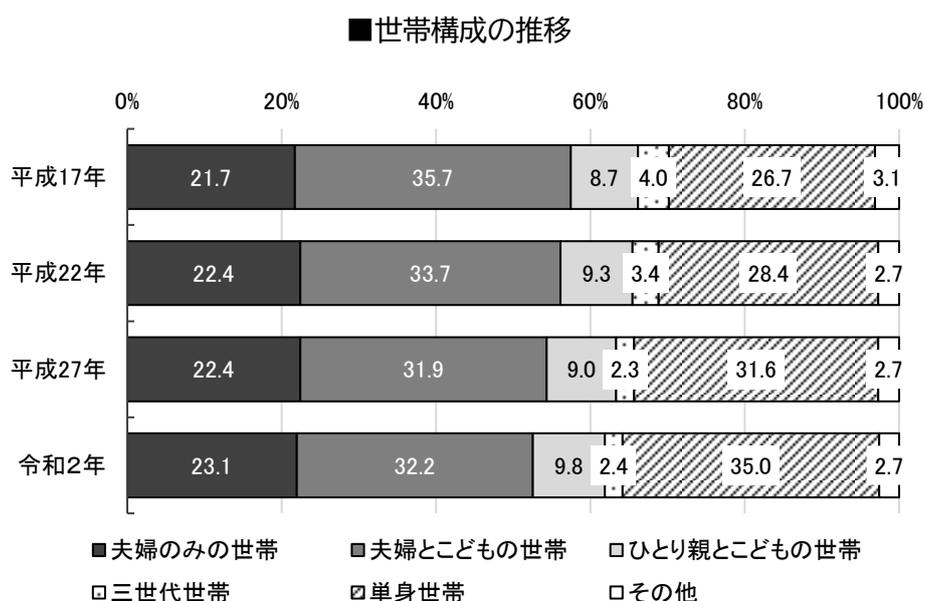


資料：国勢調査（令和2年）

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成17年から令和2年までの推移をみると、「単身世帯」は増加傾向で推移しています。「夫婦とこどもの世帯」「三世帯世帯」はおおむね減少傾向で推移しています。



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況(20歳未満の子どもがいる世帯)

本町の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭については、令和2年で203世帯となっており、うち母子世帯が190世帯(93.6%)、父子世帯が13世帯(6.4%)となっています。

■ ひとり親家庭の状況

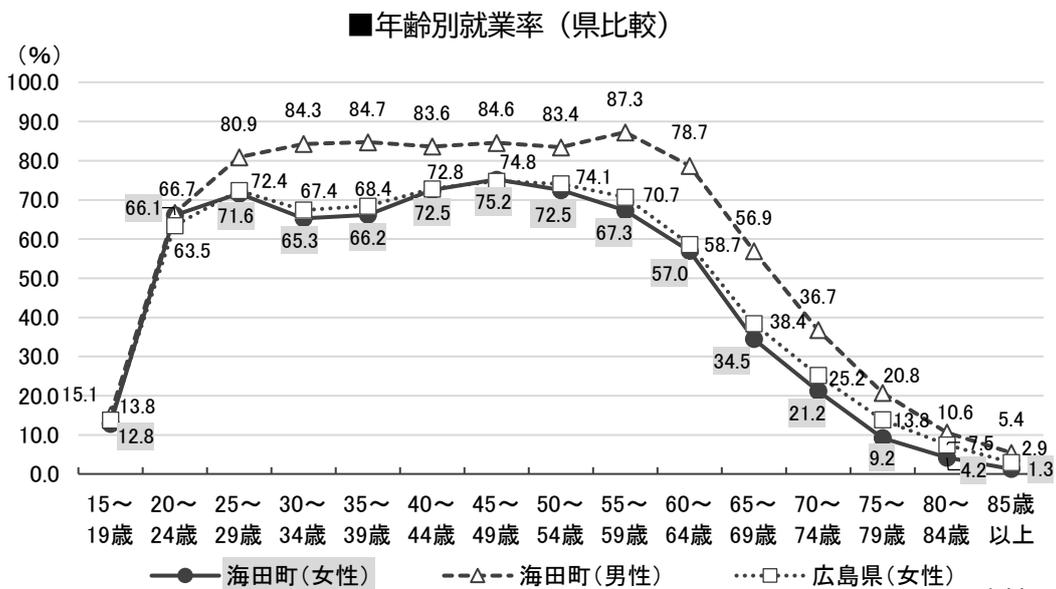
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
ひとり親家庭(合計)	254	275	232	203
母子世帯数	221(87.0%)	241(87.6%)	214(92.2%)	190(93.6%)
父子世帯数	33(13.0%)	34(12.4%)	18(7.8%)	13(6.4%)

資料：国勢調査

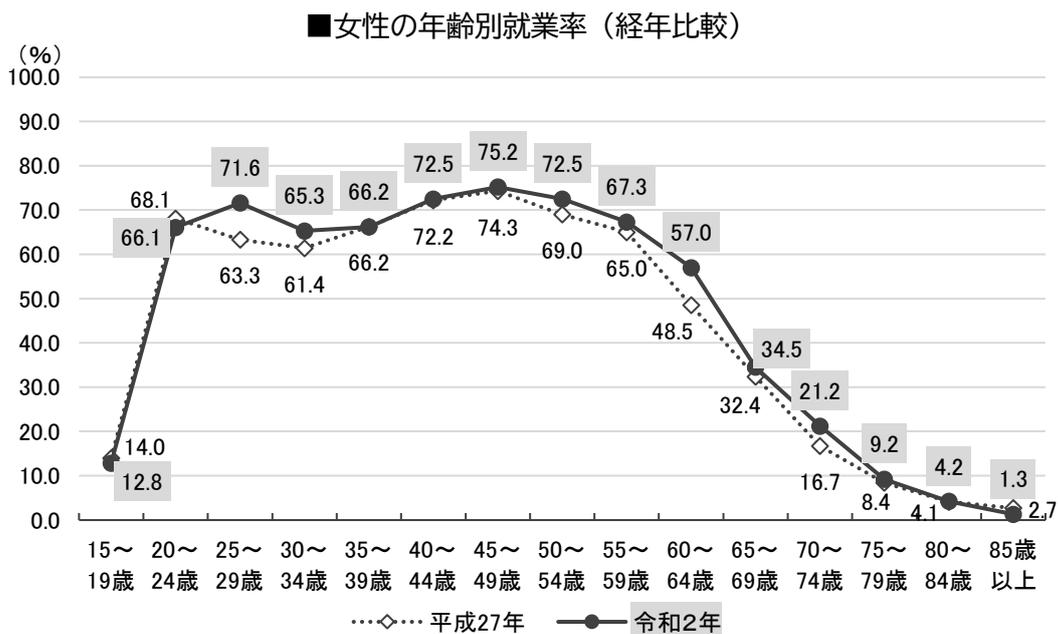
4 就業の状況

(1) 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、30歳代前半に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況がうかがえます。県の平均と比べると、ほぼ同様の傾向となっています。



本町の就業率は、平成27年に比べ全体的に増加しており、特に20歳代後半の就業率が高くなっています。また、30歳代以上の年齢層も依然として高くなっており、共働き世帯が多いことがうかがえます。

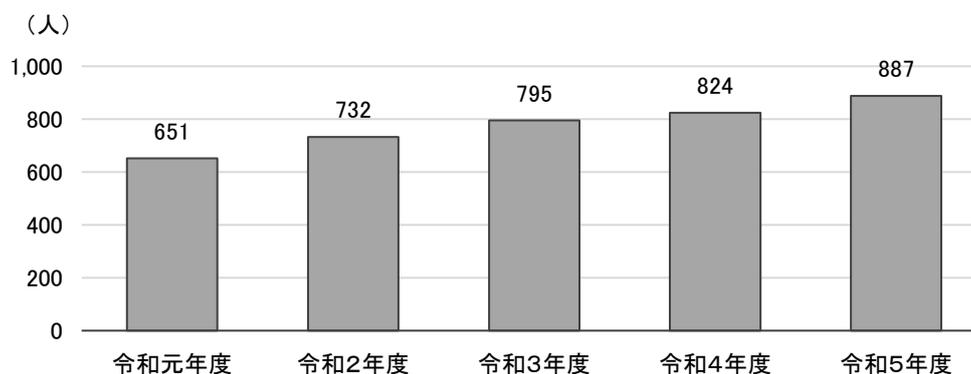


5 子育て支援施設の状況

(1) 保育所・認定こども園(保育部分)の現状

町内の保育所・認定こども園（保育部分）の入所児童数は、増加傾向で推移しており、令和5年度は887人となっています。保育所は町内に7園、認定こども園（保育部分）は3園あり、そのうち6園で、入所児童数が施設規模（定員）を上回っています。令和4年度までは見込量を下回る実績で推移していましたが、令和5年度は見込量を上回っています。

■保育所・認定こども園（保育部分）入所児童数の推移



■保育所・認定こども園（保育部分）入所児童数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率(%) (R1→R5)
定員(人)		747	747	835	895	877	—
施設充足率(%)		87.1	98.0	95.2	92.1	101.1	—
入所児童数 (合計)(人)	実績値①	651	732	795	824	887	36.3
	第2期の見込量②	723	819	863	877	877	—
	差(②-①)	72	87	68	53	△10	—
0~2歳	実績値①	304	358	389	388	412	35.5
	第2期の見込量②	321	416	433	429	429	—
	差(②-①)	17	58	44	41	17	—
3~5歳	実績値①	347	374	406	436	475	36.9
	第2期の見込量②	402	403	430	448	448	—
	差(②-①)	55	29	24	12	△27	—

※伸び率は、令和元年度を100とした場合の令和5年度の割合
資料：庁内資料（各年度3月1日現在）

■保育所・認定こども園（保育部分）の現状

	施設名	所在地	定員(人)	入所児童数(人)			施設 充足率(%)
				0~2歳	3~5歳	合計	
公立	つくも保育所	南つくも町	129	51	82	133	103.1
	合計		129	51	82	133	103.1
私立	明光保育園	稲荷町	100	38	53	91	91.0
	龍洞保育園	中店	90	35	55	90	100.0
	小さくら保育所	寺迫	72	32	48	80	111.1
	海田保育園	日の出町	30	31	—	31	103.3
	さいわい保育園	南幸町	168	77	91	168	100.0
	みどりのなあーさりい	窪町	30	27	—	27	90.0
	こうわ認定こども園海田	畝	120	55	85	140	116.7
	みどりのもりこどもえん	南幸町	66	29	34	63	95.5
	こうわ認定こども園海田第二	西浜	60	31	23	54	90.0
	合計		736	355	389	744	101.1
合計			865	406	471	877	101.4

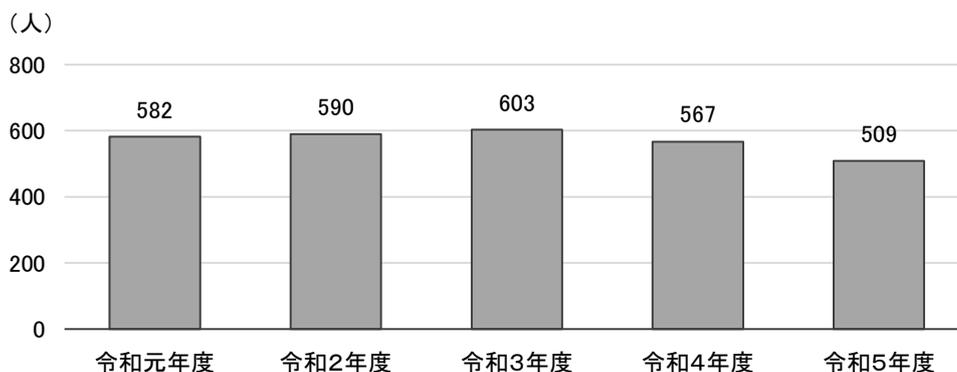
資料：庁内資料（令和6年3月1日現在）



(2) 幼稚園・認定こども園(教育部分)の現状

町内には私立幼稚園が3園、認定こども園(教育部分)が3園あり、在園児童数は令和4年度以降減少傾向で推移しており、令和5年度では509人となっています。

■幼稚園・認定こども園(教育部分)在園児童数の推移



■幼稚園・認定こども園(教育部分)在園児童数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率(%) (R1→R5)
幼稚園・認定こども園(教育部分)数		730	745	757	772	772	105.8
施設充足率(%)		79.7	79.2	79.7	73.4	65.9	—
在園児童数 (人)	実績値①	582	590	603	567	509	87.5
	第2期の見込量②	350	619	604	586	591	168.9
	差(②-①)	△232	29	1	19	82	—

※伸び率は、令和元年度を100とした場合の令和5年度の割合
資料：庁内資料(各年度5月1日現在)

■幼稚園・認定こども園(教育部分)の現状

	認可定員 (人)	在園児童数(人)					施設 充足率 (%)
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
海田みどり幼稚園	240	14	46	69	72	201	83.8
海田幼稚園	280	7	21	44	34	106	37.9
東海田幼稚園	85	14	20	17	21	72	84.7
こうわ認定こども園海田	15	3	3	4	3	13	86.7
みどりのもりこどもえん	12	1	3	1	0	5	41.7
こうわ認定こども園海田第二	15	13	16	3	0	32	213.3
合計	647	52	109	138	130	429	66.3

資料：庁内資料(令和5年5月1日)

6 子育て支援事業の利用状況

(1) 特別保育事業(延長保育・一時預かり保育等)

一時預かり保育事業の利用者数については、令和3年度以降増加傾向で推移しており、令和5年度では1,130人と大幅に増加しています。延長保育事業の実績は令和2年度から令和4年度にかけて見込量を下回っており、令和5年度も下回っていますが実績が見込量に近づいてきています。

■特別保育事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延長保育事業 (人/年)	実績値①	126	131	138	130	135
	第2期の見込量②	108	150	158	161	161
	差(②-①)	△18	19	20	31	26
一時預かり 保育事業	実績値①	280	137	482	514	1,130
	第2期の見込量②	664	1,132	1,320	1,509	1,509
	差(②-①)	384	995	838	995	379

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(2) 幼稚園における預かり保育事業

幼稚園における預かり保育事業の利用者数は、令和3年度以降減少傾向で推移しており、令和5年度は22,526人となっています。令和元年度は実績が見込量を大幅に上回っていましたが、令和2年度以降は実績が見込量を下回っています。

■幼稚園における預かり保育事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼稚園に おける預かり 保育事業	実績値①	24,877	26,030	25,932	24,754	22,526
	第2期の見込量②	11,178	24,867	26,110	27,416	28,787
	差(②-①)	△13,699	1,163	178	2,662	6,261

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(3)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、令和2年度以降減少していましたが令和4年度から利用が増加しています。令和元年度は実績が見込量を上回っていましたが、令和2年度以降は実績が見込量を下回っています。

■子育て支援センター事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	実績値①	41,526	17,161	13,461	27,875	35,359
	第2期の見込量②	25,117	44,115	44,777	45,225	45,677
	差(②-①)	△16,409	26,954	31,316	17,350	10,318

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(4)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童クラブについて、低学年の利用は年度によりばらつきはありますが増加傾向で推移しています。

■放課後児童クラブの利用状況

延べ(人日/年)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年	実績値①	270	286	275	294	296
	第2期の見込量②	250	269	279	291	298
	差(②-①)	△20	△17	4	△3	2
高学年	実績値①	60	39	44	40	42
	第2期の見込量②	62	51	60	56	54
	差(②-①)	2	12	16	16	12

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(5)児童館運営事業

児童館の利用者数については、海田児童館では令和4年度以降、海田東児童館では令和3年度以降増加傾向で推移しています。

■児童館の利用状況

延べ(人/年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
海田児童館	7,160	3,378	2,821	5,534	6,540
海田東児童館	4,597	3,600	4,233	7,587	9,058

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は、令和2、3、5年度は実績が見込量を下回り、令和元年、4年度は実績が見込量を上回っています。

■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
子育て援助 活動支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター 事業)	実績値①	186	53	80	228	76
	第2期の見込量②	59	157	157	157	157
	差(②-①)	△127	104	77	△71	81

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(7)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における訪問数は、おおむね横ばいで推移しており、令和4年度以降、実績が見込量を上回っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乳児家庭 全戸訪問事業	実績値①	303	262	296	328	324
	第2期の見込量②	235	318	319	307	306
	差(②-①)	△68	56	23	△21	△18

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(8)妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の利用者数は、増減を繰り返しており、令和5年度は502人となっています。令和元年度以降、実績が見込量を下回っています。

■妊婦健康診査事業の利用状況

延べ(人日/年)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦健康診査 事業	実績値①	432	499	548	530	502
	第2期の見込量②	434	552	554	532	531
	差(②-①)	2	53	6	2	29

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

第3章 本町の現状分析と課題

1 第2期計画の取組内容からみる課題と方向性

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ、学校教育や保健・福祉部門、生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携・調整が必要です。

本町では、第2期計画に基づき、全庁的に様々な子育て支援施策や事業を実施しており、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させています。

本計画の策定にあたり、第2期計画の「施策体系」における11の基本施策ごとに、これまでの主な取組内容及び評価結果に基づく今後の方向性を整理しました。

【参考/第2期計画の施策体系】

基本目標1	子育て家庭を支える基盤づくり
1	子育て支援の提供基盤の整備
2	安心して子育てできる環境づくり
基本目標2	健やかな成長を支える環境づくり
3	安心して産み育てることができる環境づくり
4	食育の推進
基本目標3	安心な暮らしを支える環境づくり
5	経済的支援の充実
6	配慮が必要な子どもや家庭への支援
基本目標4	心豊かな成長を支える学びの場づくり
7	子育て力を高める環境づくり
8	学ぶ力を育む環境づくり
9	健全育成の推進
基本目標5	地域で子どもを見守るまちづくり
10	地域全体で子育てを支える環境づくり
11	安全・安心な生活環境づくり

基本目標1 子育て家庭を支える基盤づくり

1 子育て支援の提供基盤の整備

【これまでの主な取組内容】

- 保育体制の充実について、令和2年に「こうわ認定こども園海田」を新設、令和3年に「小さくら保育所」を移転し、定員増を図るとともに、「みどりのもりこどもえん」を新設しました。また、令和4年に「こうわ認定こども園海田第二」を新設しました。
- 児童クラブの充実について、令和3年に「みどりのもり児童クラブ」を新設し、令和4年に「こうわ児童クラブ海田」を新設しました。
- 病児・病後児保育事業の実施について、令和4年に「病児保育施設ぼかぼか」を新設しました。
- 対象施設の各種事業に係る人件費等について保育人材確保事業補助金や特別保育事業費補助金を支給しています。

【課題】

- 認定こども園の新設など計画的な施設整備を進めてきました。一方で、0～2歳については、入所待ちが生じており、引き続き、保育体制の充実を図っていく必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、子育ての支援を受けたい「おねがい会員」は増加していますが、子育ての支援を行いたい「まかせて会員」が不足しており、会員の確保に努めていく必要があります。
- 放課後児童クラブについては、私立放課後児童クラブの新設により定員を確保してきたものの、児童クラブのニーズは増加し続け、入会者数が定員を超過しているため、引き続き、余裕教室等の活用や私立放課後児童クラブ設置の支援が必要です。また、中学生に意見聴取を行っており、子どもたちの意見を踏まえながらよりよい放課後児童クラブの運営に向けて取組を検討していく必要があります。

今後の主な取組の方向性

- 0～2歳の受け皿の確保
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運用（令和8年～）
- 保育サービスに関わる人材と体制の確保
- 一時預かり事業等の広域利用協定への参加
- 放課後児童クラブの受け皿の確保（私立放課後児童クラブ設置の支援等）
- 放課後児童クラブのサービスの充実

2 安心して子育てできる環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 令和6年度から「海田町こども家庭センター」を設置し、児童福祉分野と母子保健分野による切れ目のない一体的な支援を行っています。
- パパママ教室や家族講座等を土曜日に開催し、家族での育児を促進しています。
- 令和3年度から、多胎ピアサポートを各年度1～2回開催し、子育ての仲間づくりや情報交換の場としています。
- つどいの広場や親子教室で、保護者やこどもが交流できる場を設け、情報提供、保育士等による相談、助言を行っています。
- 毎年妊婦や子育て家庭を対象に、子育ての楽しさやこどもの発達について伝えるため、子育て講演会を開催しています。
- ホームページ、広報、SNS、かいたネウボラアプリ、ちらし、デジタルサイネージ等を使いながら教室や相談等の事業の情報発信を行っています。
- 定期的に「子育て支援ネットワーク会議」を開催し、関係者、関係機関の連携強化を図っています。
- 令和6年度から「相談窓口ひまわりキャッチ」を開始し、多機関で連携しながら包括的な支援体制づくりを行っています（重層的支援体制整備事業）。

【課題】

- 「相談窓口ひまわりキャッチ」の周知を行う必要があります。
- 地域の結びつきや交流を深めるため、SNSやかいたネウボラアプリ等を活用しながら、子育てに関する情報発信やつどいの広場・教室の利用促進を図る必要があります。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">● 相談窓口ひまわりキャッチの体制強化● 子育てに関する情報の周知啓発の強化● 男性の育児参加の促進（企業の理解、育児休業等の取得促進）● 女性活躍推進の啓発



基本目標2 健やかな成長を支える環境づくり

3 安心して産み育てることができる環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 町独自の支援策として、不妊検査・不妊治療及び不育治療を行う人に助成を行うことで、治療を受ける人の経済的な負担を軽減し、治療の選択肢が広がるよう支援しています。
- かいたネウボラによる妊娠期からの切れ目のない支援において、専門職による相談支援を行っています。
- 令和6年度に利用者が来館・相談しやすい環境を整えるため、かいたネウボラの拠点であるひまわりプラザの空間改修を行いました。
- 産後ケア事業や産前・産後サポート事業として、助産師や保健師等による妊産婦、乳幼児向けの講座や個別相談を実施しています。
- 令和5年度から父親たちへの育児に対する参加意識を高めることを目的として「母子健康手帳」の名称を「親子健康手帳」に変更しています。(以下「母子健康手帳」は「親子健康手帳」という。)
- 子育てヘルパーの派遣については、令和5年度より利用派遣対象世帯の要件を緩和し、要保護児童対策地域協議会に登録されている要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に家事、育児等の支援を行っています。
- 令和6年度から乳児健診2回分の公費負担に加え、1か月児健診の公費負担を開始し、出産後からの切れ目のない健康診査の実施体制を整備しています。
- 子育て支援パスポート事業については、町内の協賛店舗に協力していただき、サービスを提供しています。

【課題】

- 産後ケア事業（宿泊型、デイケア型、アウトリーチ型）の利用者のニーズに応えることができるように、引き続き、契約医療機関等を拡充する必要があります。
- 子育てヘルパーの派遣にあたっては、適切な時期に必要な支援が行えるよう、引き続き、契約事業所を拡充する必要があります。
- 医師会、歯科医師会、助産師会などと連携しながら、母子保健体制の充実を図る必要があります。

今後の主な取組の方向性

- 母子・父子保健の充実と利用拡大
- 乳幼児健診の充実と利用拡大
- 安心して妊娠・出産できる体制づくり

4 食育の推進

【これまでの主な取組内容】

- 親子健康手帳交付時及び各種教室等を通じて、妊娠期や乳幼児期の食に関する知識の普及や、不安や悩みを相談できる場を提供しています。
- 栄養士が作成した食育支援ファイルを妊婦や子育て世代に配布しています。
- 小中学校において望ましい食習慣や食に関する知識を身につけられるよう、食育の年間指導計画を作成し、食育の推進に努めています。

【課題】

- こどもが健全な食生活を送るため、保護者への働きかけを行うとともに、妊娠期、乳幼児期や思春期などそれぞれのライフステージに応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、引き続き、学校や地域、関係機関が連携して食育を推進していく必要があります。

今後の主な取組の方向性

- 食育に対する理解を促進し、健康な食生活を普及
- 妊娠期や乳幼児期の食に関する知識の普及
- 食事や栄養に関する教室や相談の機会の充実

基本目標3 安心な暮らしを支える環境づくり

5 経済的支援の充実

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るため、福祉医療費を助成し、疾病の早期発見と治療を推進しています。通院医療費の助成対象を、令和4年1月から小学校6年生まで、令和6年1月から中学校3年生まで拡大しています。
- 生後12か月までの乳児がいる保護者に対し、年6回おむつを支給しています。
- 妊婦のための支援給付金（出産・子育て応援給付金）として、妊娠期と産後に給付金を支給しています。

【課題】

- 乳幼児等医療費の助成や幼児教育・保育の無償化、児童手当の給付、就学援助制度の推進などを行っており、今後も引き続き、子育て世帯の経済的支援の充実を図っていく必要があります。

今後の主な取組の方向性

- 医療費の助成制度についての継続的な検討
- ひとり親世帯及び新婚世帯等への公営住宅の優先提供

6 配慮が必要な子どもや家庭への支援

【これまでの主な取組内容】

- ひとり親家庭への支援として、就職の際に有利となる資格の取得を促進し、かつ、生活の負担軽減を図るために高等職業訓練促進給付金を支給しています。令和6年度より給付金の支給対象となる資格の拡大を行っています。
- 子どもの発達に不安のある保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対し、子どもとの向き合い方について学ぶため、ペアレント・トレーニング講座を開催しています。
- 福祉事業所の製品販売会を庁舎で開催することにより、障がいのある方と身近に接する機会をつくるとともに、福祉事業所の活動について周知に努めています。
- 発達障がいについては、医療機関を受診する児童生徒が増えています。必要に応じて、年度途中でも通級指導教室等へ入級できるようにしています。
- 子育て支援ネットワーク会議を定期的に開催し、関係機関が支援の必要な家庭について情報共有することで、児童虐待の早期発見・未然防止に努めています。

【課題】

- 生活困窮者自立支援事業で、子どものいる家庭の相談につながるよう、事業の周知に努めながら支援を行っていく必要があります。
- 子どもを取り巻く環境が複雑化し、本町においても児童虐待の新規通告件数は増加傾向となっています。児童虐待が起こる背景の多様化に伴い、相談援助技術の向上が求められます。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">● ハローワークや広島県ひとり親家庭サポートセンターとの連携強化● 国の制度等を活用したひとり親家庭の経済的支援● 児童発達支援センターの設置● 障がいのあるなしに関わらず、児童生徒一人ひとりの個性に応じた相談支援体制の充実● 福祉と教育の連携強化と一体的な提供● 発達障がいなどの早期療育の充実● 児童虐待の早期発見, 早期対応体制の充実● 「児童育成支援拠点事業」による児童の居場所づくり● 「親子関係形成支援事業」による相談支援事業の充実● 生活困窮者自立支援事業の周知● 生活に困難を抱える子育て家庭の早期発見と各種事業のコーディネート

基本目標4 心豊かな成長を支える学びの場づくり

7 子育て力を高める環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 町立図書館のブックスタート事業による絵本の配布を通じて、親と子が絵本を介して、心がふれあうひと時を持つことができるとともに、子育てを応援する地域の民生委員・児童委員等が乳児のいる家庭を把握し、つながりを持つことができています。
- 公民館で親子が参加できる家庭教育講座を開催しています。

【課題】

- 公民館での家庭教育講座は体験的なものが多く、家庭の教育力の向上などのテーマによる講座には参加者が集まりにくい状況です。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">● ブックスタートの継続実施● 家庭教育につながる参加しやすい公民館講座等の創出

8 学ぶ力を育む環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 学習指導要領に基づき、各教科等の内容の特色を生かしつつ、実生活や実社会で使える力を養うことができるよう教育活動を行っています。また、児童生徒が教育相談員に相談しやすい環境や時間をつくり、個に応じた支援を行っています。
- 町立小中学校に対して、外国語指導助手（A L T）を年間 127 日派遣しています。また、教員の英語指導力向上の研修を計画的に実施しています。
- 教職員の I C T 活用指導力向上研修を行い、各教科等の特質に応じて、適切な学習場面で、児童生徒が効果的に活用できる力を身につけることができる授業展開を構築しています。
- 町立中学校や保育所、幼稚園、認定こども園が定期的に集まる研修の場を設け、関係者との連携、交流がスムーズに行える仕組みをつくっています。このことにより、生徒と園児の交流が活発に行われるようになっていきます。

【課題】

- 障がいの有無、国籍、性別、経済状況など、あらゆる違いを超えて、全てのこどもたちが一緒に学ぶ、インクルーシブ教育が求められています。また、グローバル化が進む中で、異文化理解や国際的な視野を持った人材育成が求められています。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の生きる力を育む，個性を伸ばす教育の推進 ● 児童生徒の読書活動推進のための環境づくり ● ICTを活用した教育の推進 ● 多文化共生によるグローバルな人材の育成

9 健全育成の推進

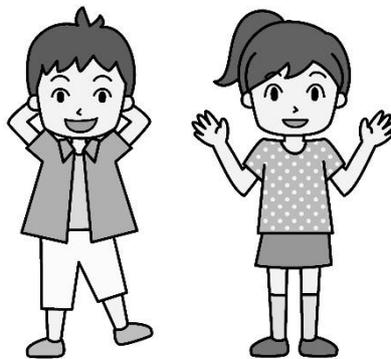
【これまでの主な取組内容】

- 教育相談員を配置し，児童生徒や教職員の相談体制や，環境整備を行っています。また，カウンセラーによる定期的な校内研修により，教職員のカウンセリング技能の向上を図っています。
- 児童生徒の発達段階に応じて，情報モラル教育を計画的に実施しています。
- 教育相談員やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携により，支援が必要な児童生徒や家庭に対して，相談や関係機関への連携につなげることができています。

【課題】

- スマートフォンやSNS等のインターネットによるトラブルが増えてきています。こどもの頃から情報を選択し，活用できるメディアリテラシーに関する教育や学習の機会を提供していく必要があります。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実 ● メディアリテラシー教育の計画的な実施 ● 児童生徒の犯罪防止，再犯防止の強化 ● 薬物依存，ゲーム依存などの依存症防止と更生支援



基本目標5 地域でこどもを見守るまちづくり

10 地域全体で子育てを支える環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 余裕教室等の活用について、夏季休業中には、放課後児童クラブの希望者数が増えるため、各校の状況に応じて余裕教室を有効に活用できるようにしています。
- 放課後子供教室の利用者は増加傾向にあり、子ども達の放課後の居場所づくりとして定着してきています。
- 役場庁舎1階交流スペースやひまわりプラザの活用を推進し、子ども達の居場所として定着してきています。

【課題】

- 放課後児童クラブにおいて、子どもが楽しめるおやつや季節行事の実施が求められています。
- 海田東小学校区は、放課後子供教室と放課後児童クラブが同じ町民センター内で、定期プログラムや学びの広場を実施していますが、他校区では実施場所が異なるため連携が薄くなっています。

今後の主な取組の方向性

- 放課後児童クラブのサービスの充実
- 放課後子供教室と児童クラブの連携
- 役場庁舎1階交流スペースや福祉センター、ひまわりプラザ等の公共施設の利活用の充実



▲役場町民交流スペース



▲福祉センターキッズスペース

11 安全・安心な生活環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 各校，児童生徒の登校時に交通ボランティアとして多くの地域住民が見守り活動に参加しています。
- 不審者対策の一斉メール配信では，不審者情報等について迅速で的確な配信を実施することができ
ており，保護者の登録率は99%を超えています。
- 「ひろしま・マイタイムライン」を活用し，児童生徒の発達段階に応じた防災教育を実施していま
す。また，総合的な学習の時間に防災マップを作成するなど，各校の実態に応じた教育活動を実施
しています。
- 関係機関と連携し，保育園，幼稚園，認定こども園及び小中学校において交通安全教室を実施して
います。また学校へは，児童が集団登校時等に使用する交通安全用品（横断旗・笛等）を配布して
います。

【課題】

- 毎年，青少年育成海田町民会議と連携し，「子ども・女性110番の家」の協力依頼や周知に努めてい
ます。一方で高齢化等の理由で設置場所が減少しています。

今後の主な取組の方向性

- 「子ども・女性110番の家」への理解と協力を得られるよう，周知に努める
- 児童生徒が地域の課題を自分事として捉えることができるように学習課題を設定する
- 安全・安心に通学できる街路整備等の推進
- こどもから高齢者まで使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進



2 ニーズ調査結果から読み取れる課題

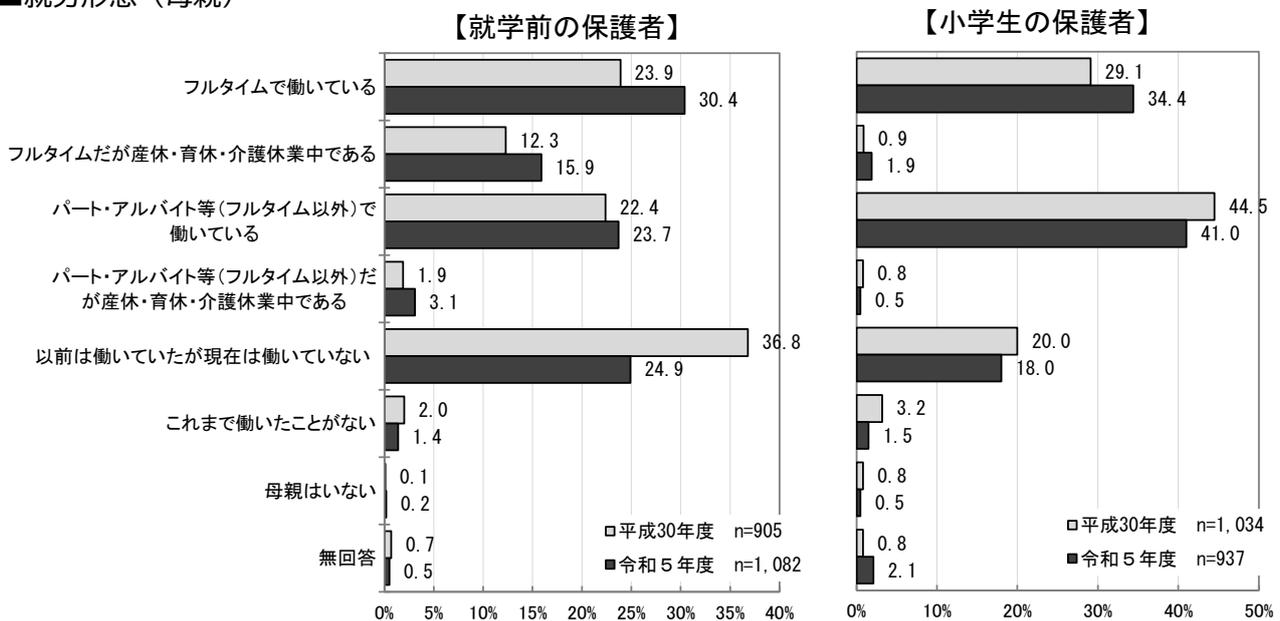
(1) 保護者の就労状況について

就学前から小学生にかけて、未就労の割合が減少し、なんらかの形で就労している方の割合が高くなっています。

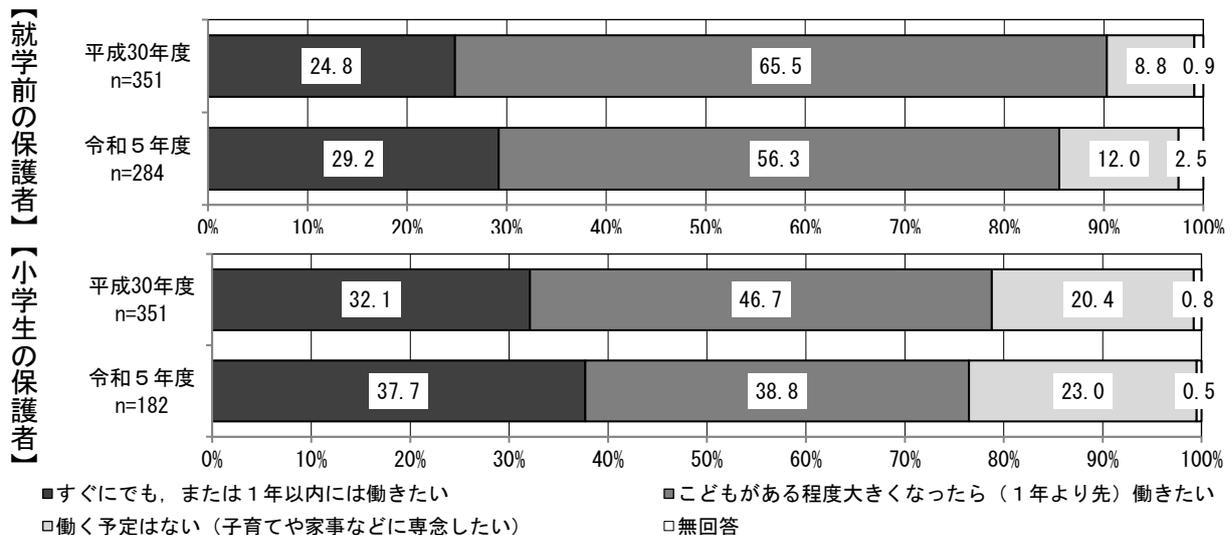
就学前の母親の7割以上が現在就労しており、前回調査（H30）に比べて就労する母親が10ポイント以上増加しています。また、小学生の母親においては、前回調査（H30）に比べてパート・アルバイトの割合が減少し、フルタイムの割合が増加しています。

現在就労していない保護者の就労希望時期は、過去の調査と比較してより早い時期の就労を希望する割合が増加しています。

■ 就労形態（母親）



■ 【現在、就労していない母親における今後の就労意向】



【課題】

- 社会情勢等の変化に伴い、早期の就労を希望する母親は増加しており、今後も増加が予想されることから、乳児期からこどもを預けて就労できる支援等がより求められています。

(2)子育て支援施設等の利用について

施設については、前回調査と比べて適正規模だと感じる保護者の割合が増加しています。

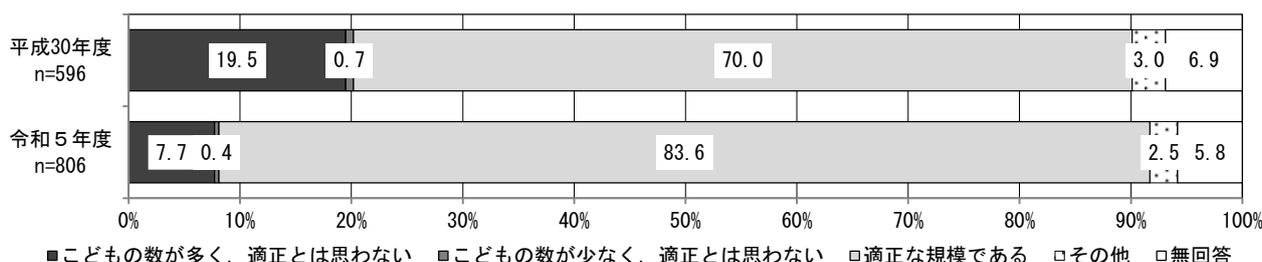
通園については、前回調査と比べて車の利用割合が増加しています。

前回調査では、幼稚園のニーズが増加傾向にありましたが、今回の調査では大きく減少しており、代わりに認定こども園のニーズが高くなっています。

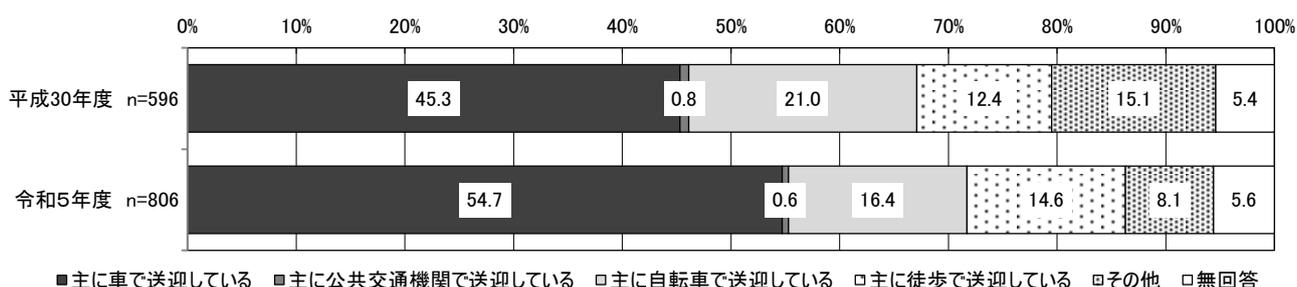
第2期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」の利用ニーズが減少し、「認定こども園」の利用ニーズの増加が目立っています。

施設利用において重視する点では、自宅からの距離に次いで、教育保育の質が求められています。

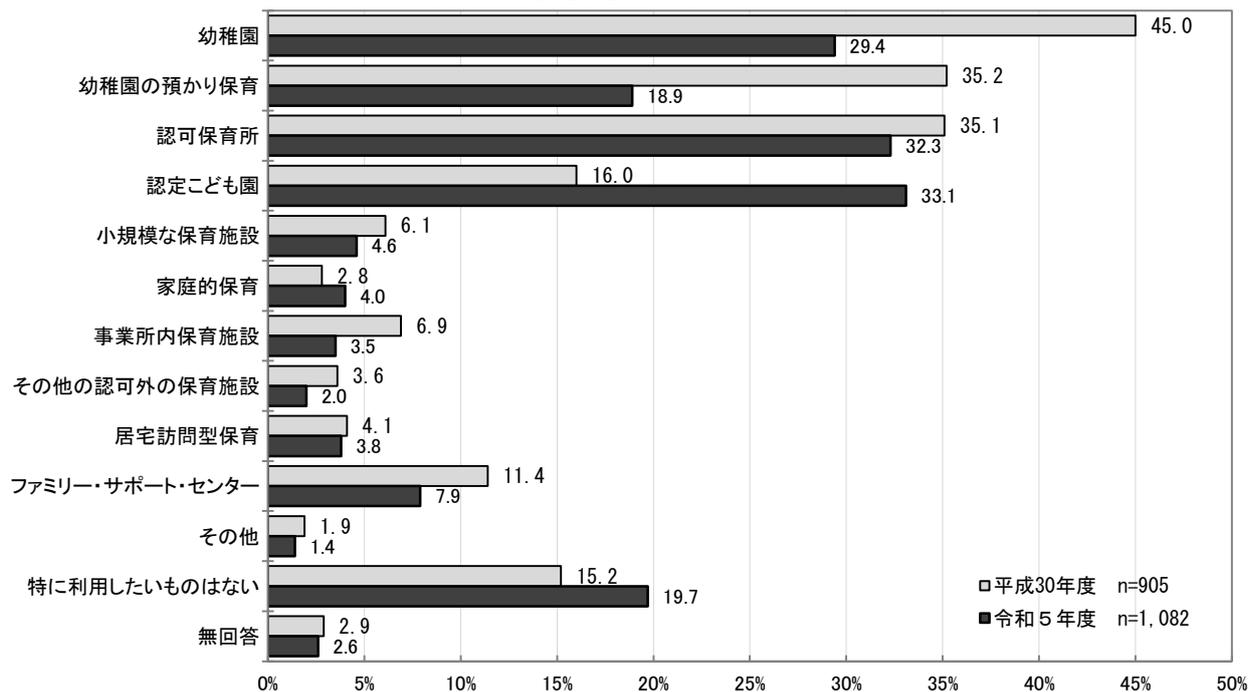
■現在、利用している子育て支援施設の園児数は、適正な規模と思いますか。(就学前の保護者)



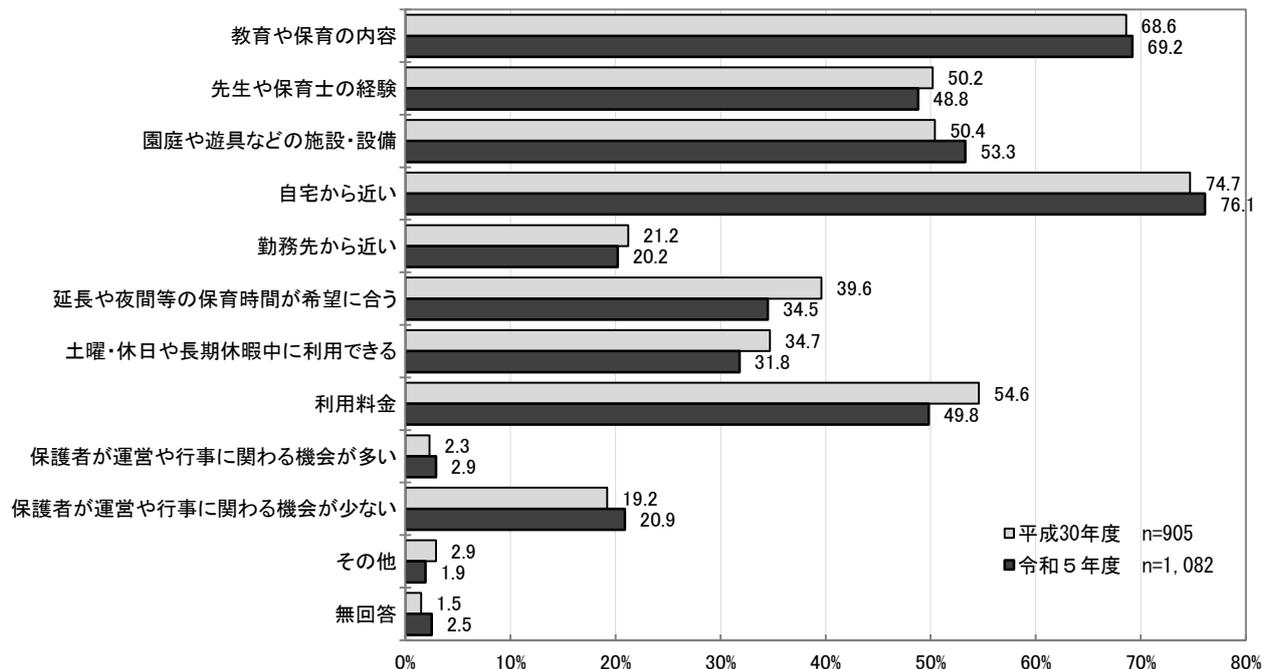
■主な通園方法はどれですか。(就学前の保護者)



■子育て支援施設や事業の今後の利用希望（就学前の保護者）



■今後、子育て支援施設や預かり保育などの事業を利用すると想定した場合、あなたはどのような点を重視しますか。（就学前の保護者）



【課題】

- 幼稚園を包含する形での認定こども園のニーズが高まっており、教育を重視しながらも働きながら預けられる保育ニーズに対応する必要があります。
- 施設やサービスの利用において、質の向上が求められている中で、自動車通園の割合が増加しており、駐車場の整備や事故の防止、近隣とのトラブル対策といった対応が必要です。

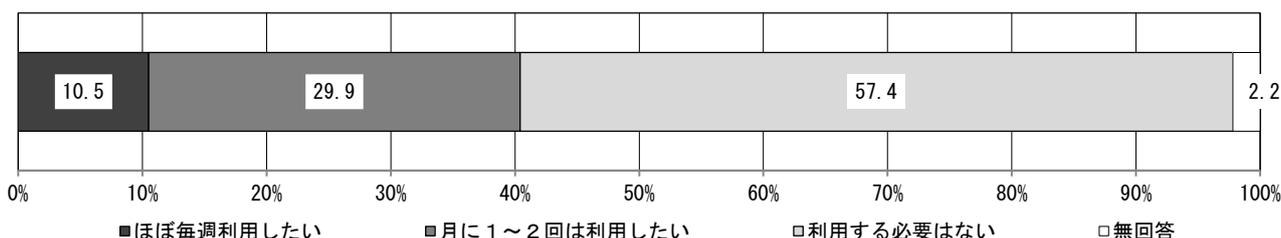
(3) 保育サービスの提供について

土曜日の利用について、ほぼ毎週利用したい割合は約1割となっており、長期休業中については、約25%が毎日利用したい、週に数日の利用を加えると約66%の保護者にニーズがみられます。

子どもが病気の時の対応として、就学前、小学生の保護者ともに母親が仕事を休んで対応している割合が7割以上となっています。更に、母親または父親が休んで対応した方のうち、病児病後児保育施設の利用希望は、就学前の保護者で4割以上となっています。

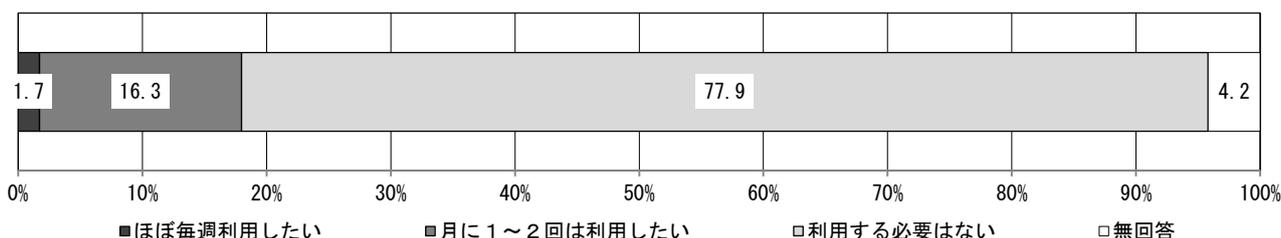
■土曜日の利用希望

n=1,082



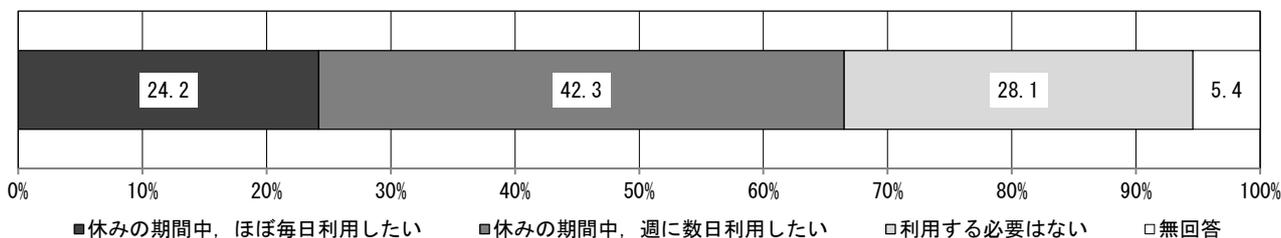
■日曜日・祝日の利用希望

n=1,082

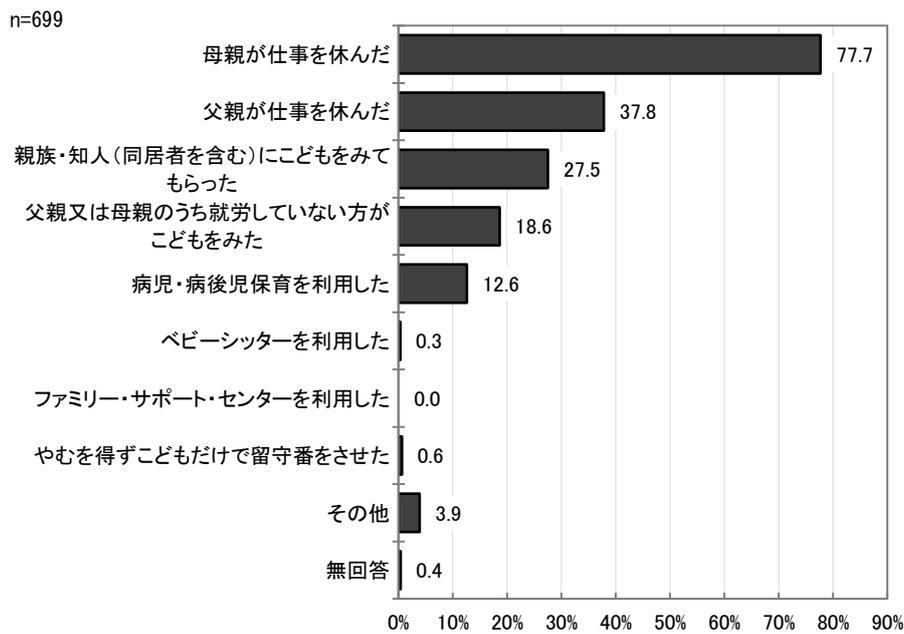


■夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の利用希望

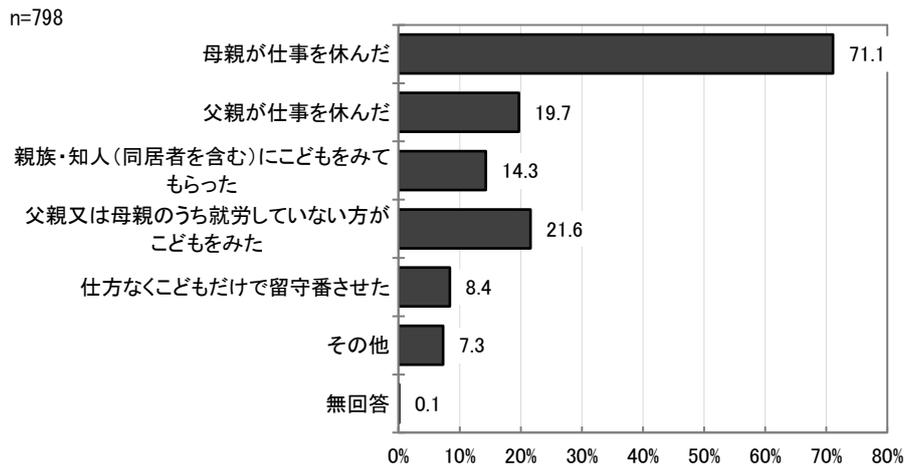
n=260



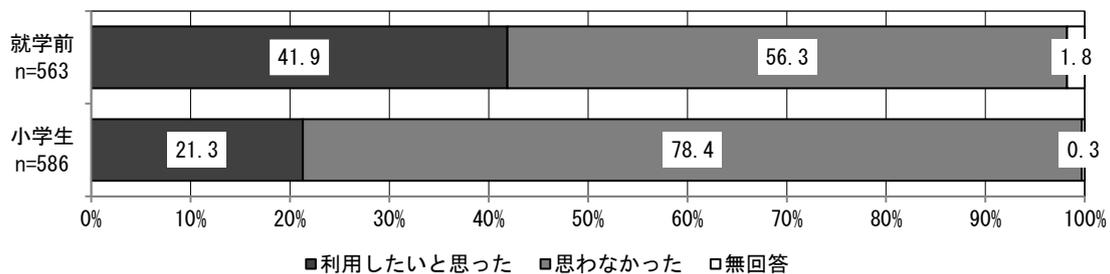
■こどもが、病気やケガで保育所や幼稚園などを利用できなかった時の対処（就学前の保護者）



■こどもが、病気やケガで保育所や幼稚園などを利用できなかった時の対処（小学生の保護者）



■保護者が仕事を休んだときの病児・病後児のための保育施設等の利用希望



【課題】

- 土曜日や長期休暇中の保育サービスの利用を希望する声も多く、対応できる施設やサービスの検討が必要です。
- 「病児・病後児保育事業」の利用希望は高くなっており、事業内容の周知や情報提供の充実を図る必要があります。

(4)子育てに関する情報提供や相談等について

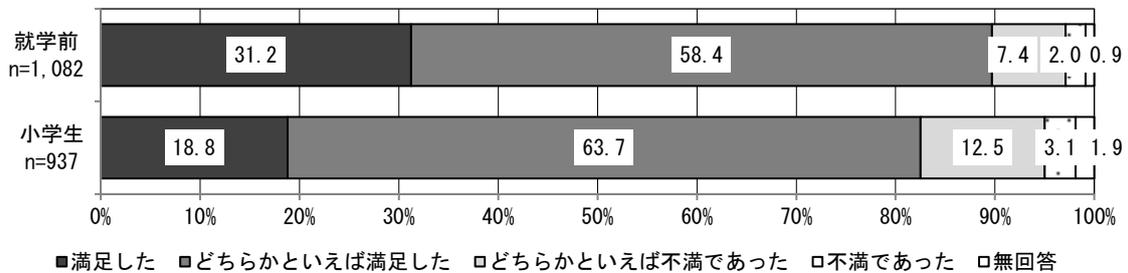
妊娠・出産時の情報提供については、就学前の保護者で約10%，小学生の保護者で15%程度が不満を感じています。

情報の入手先については、就学前、小学生の保護者ともに町広報紙が高いものの、就学前の保護者に関しては、かいたネウボラだより、子育てガイド、かいたネウボラアプリ「母子モ」といったネウボラ関連の情報入手の割合が比較的高くなっています。

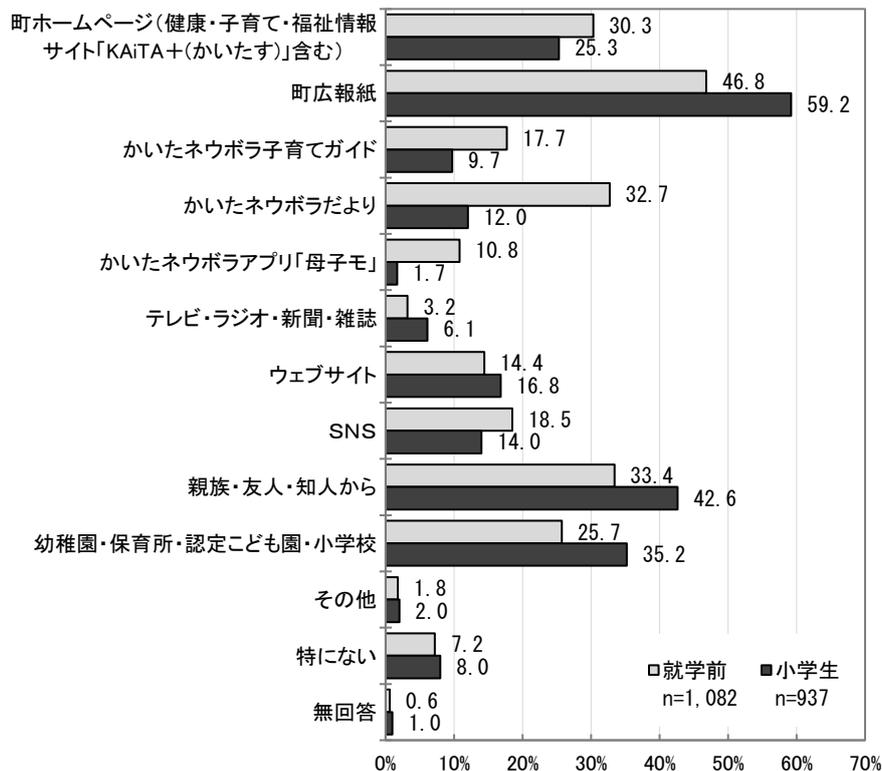
現在の情報入手に関して、就学前の保護者では約25%，小学生の保護者では約33%が入手できていないと回答しています。

子育てについての悩みは、就学前の保護者で育児の方法（しつけ）に関する事、小学生の保護者で教育に関する事が最も高くなっています。

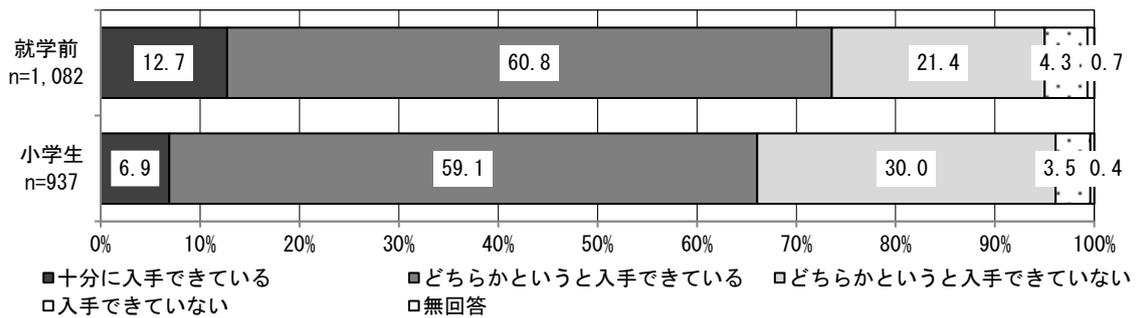
■妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度



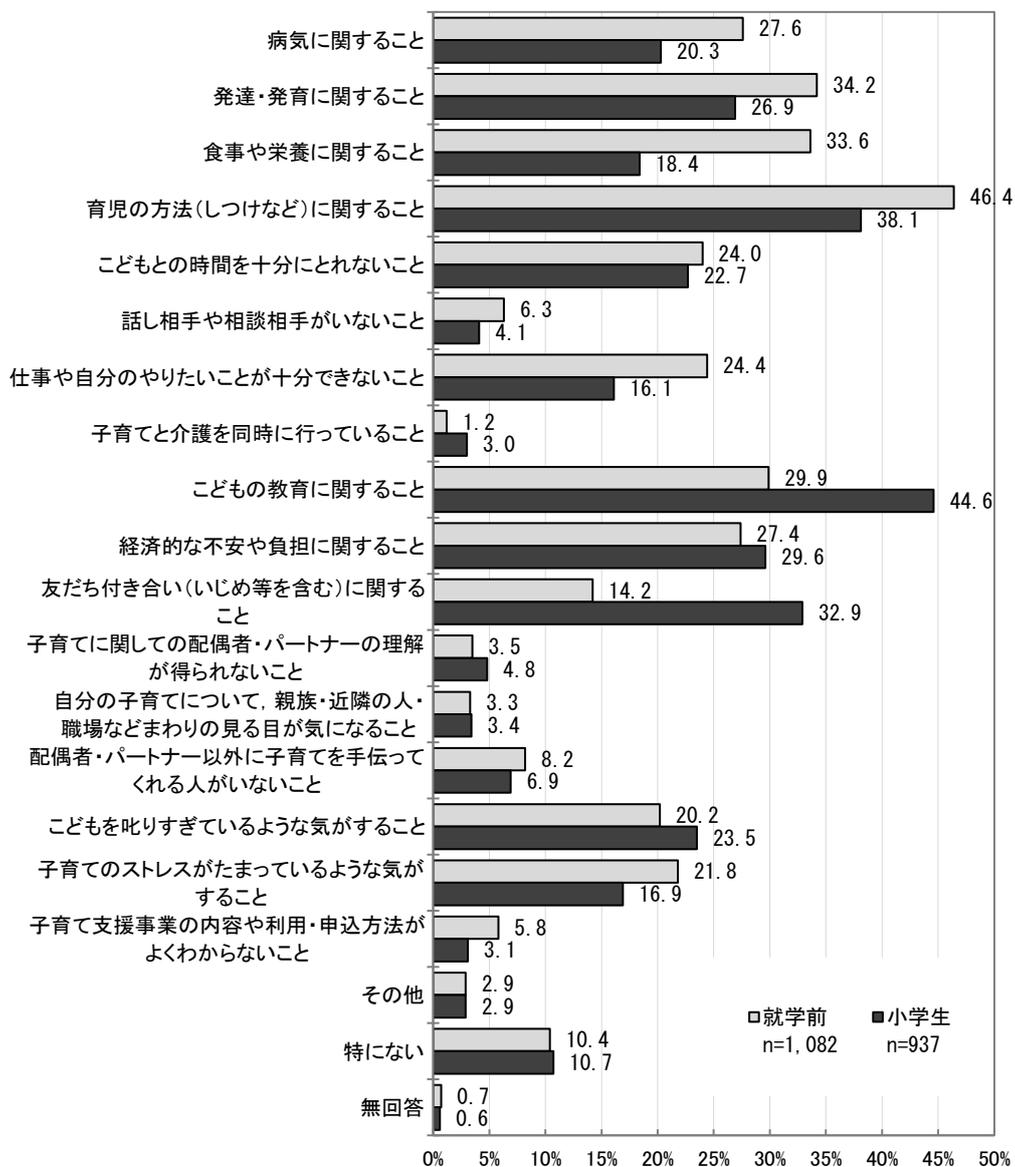
■子育て支援に関する情報の入手先



■情報の入手状況



■子育てに関する悩み



【課題】

- 3～4人に1人の割合で情報が入手出来ていないと感じており、妊娠・出産時の情報提供をはじめ、育児関連の情報発信について、広報紙だけでなく、ネウボラだよりや子育てガイド、かいたネウボラアプリ「母子モ」などの媒体を活用して、情報提供に対する不満が減少するよう取り組む必要があります。
- 就学前の保護者では育児方法（しつけ）、小学生の保護者では教育などこどもの成長段階によって、求められる情報の内容は異なるため、成長段階に合わせた内容と提供方法を検討した上での情報発信が必要です。

(5)放課後の過ごし方について

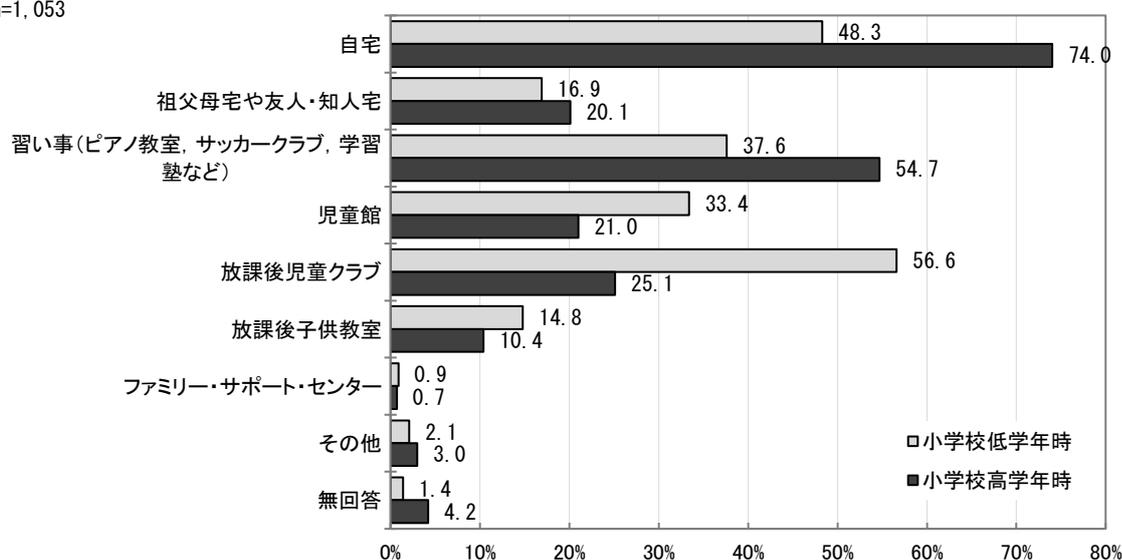
就学前の保護者に希望する放課後のこどもの過ごし方に比べて、小学生の実際の放課後の過ごし方は、自宅が増加し、児童館や放課後児童クラブは減少しています。

小学生の保護者はこどもが自宅で過ごすことを希望する方が多く、放課後児童クラブで過ごすことを希望する保護者は1割程度となっています。

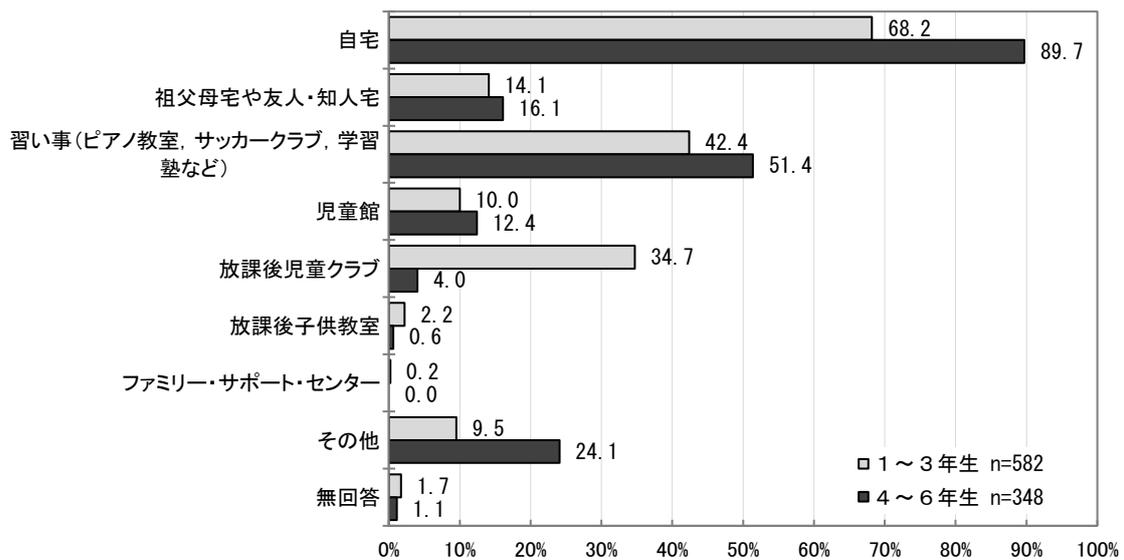
また、こども同士が集まって活動できる場所が求められています。

■小学校入学後に希望する放課後のこどもの過ごし方（就学前の保護者）

n=1,053

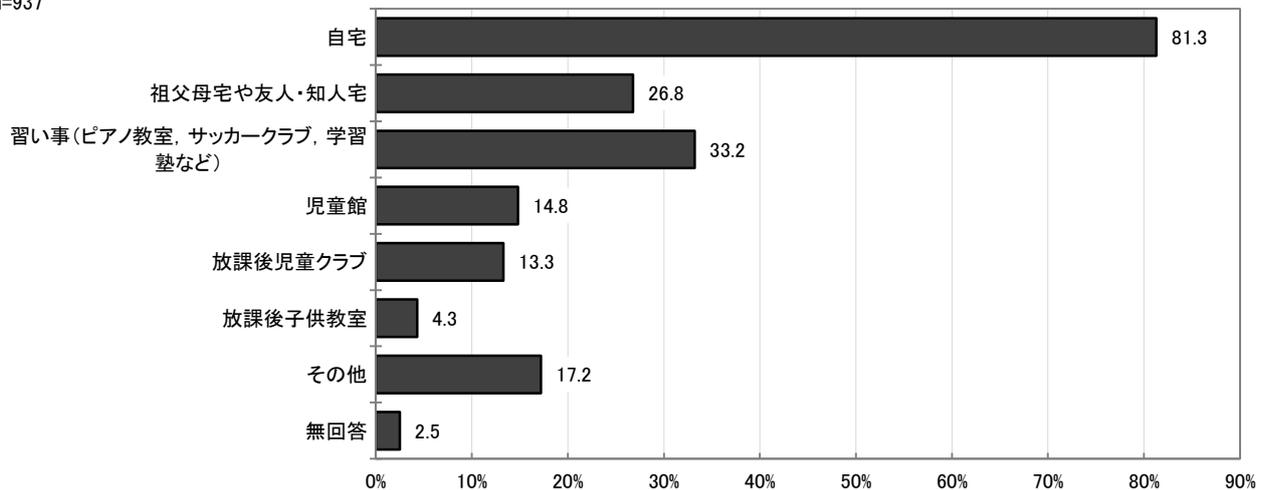


■希望する放課後のこどもの過ごし方（小学生の保護者）



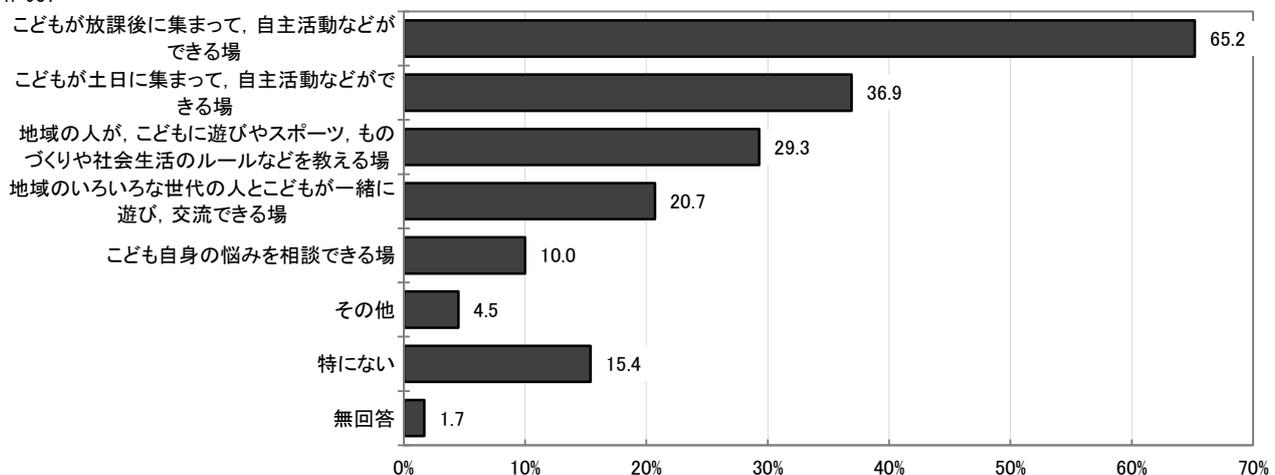
■放課後に過ごさせたい場所（小学生の保護者）

n=937



■子ども同士で過ごさせたい場所（小学生の保護者）

n=937



【課題】

- 就学前の保護者の放課後児童クラブの利用ニーズは高いものの、実際の利用状況やニーズにおいては、自宅で過ごす（させたい）という希望が高く、年次に応じた利用状況の実情を踏まえた受入体制の整備が必要です。
- 放課後児童クラブとは別の形で、こども同士が集まって自主活動などができる居場所について検討する必要があります。

(6)仕事と子育ての両立について

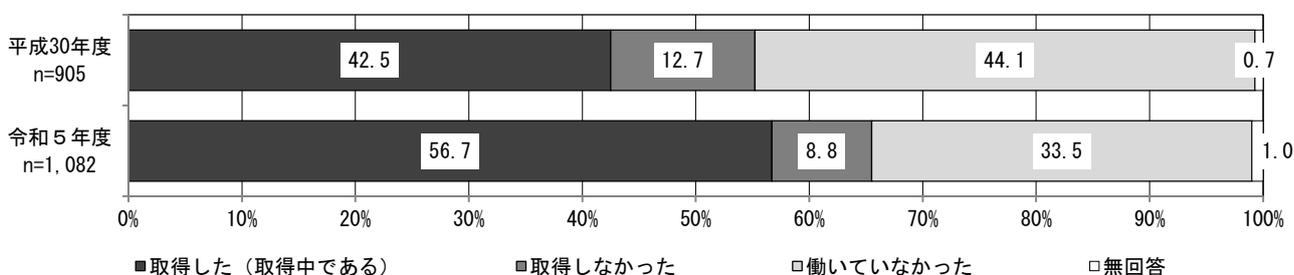
育児休業の取得率は、就学前、小学生の保護者ともに前回調査に比べて高くなっています。父親の育児休業取得も進んでいるものの、母親に比べて依然として低い状況です。

就学前の保護者の父親が育児休業を取得しなかった理由の2番目に「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」が挙げられており、3割以上が回答しています。

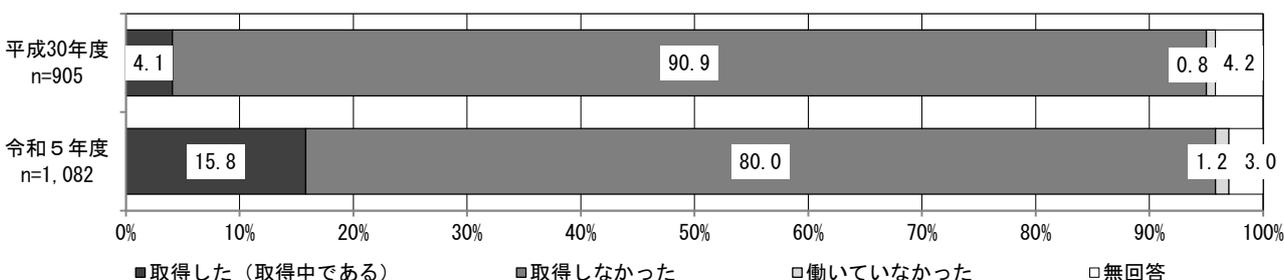
今の社会は子育てをしながら働きやすいと思わない割合が6割以上を占めており、前回調査に比べて働きにくいというイメージが強くなっています。

今後の子育てをしながらの働き方について、勤務条件を変えずにずっと働き続けたい希望が4割以上で最も高く、前回調査に比べて増加しています。

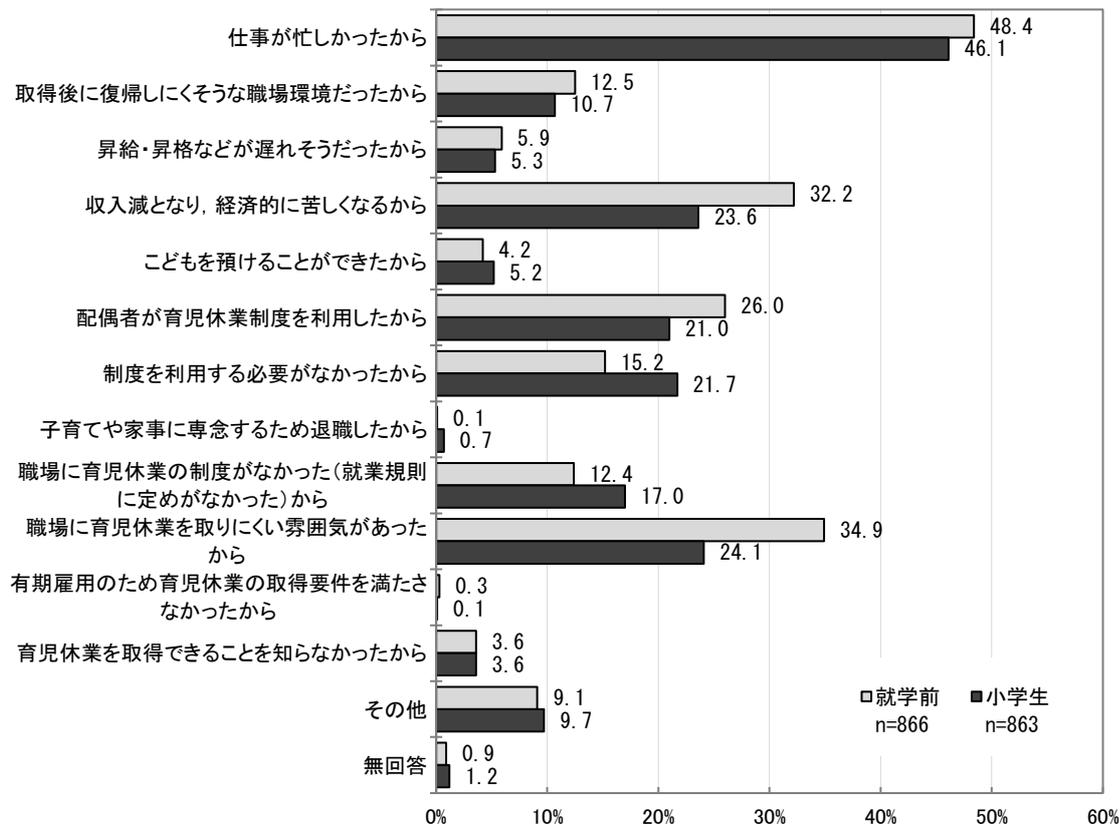
■母親は育児休業を取得しましたか。(就学前の保護者)



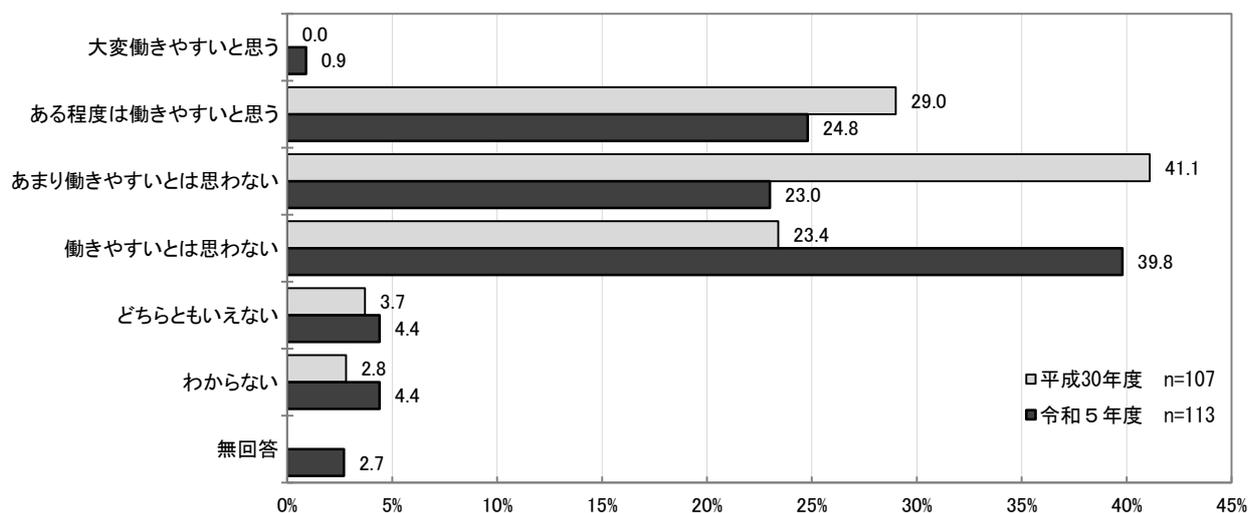
■父親は育児休業を取得しましたか。(就学前の保護者)



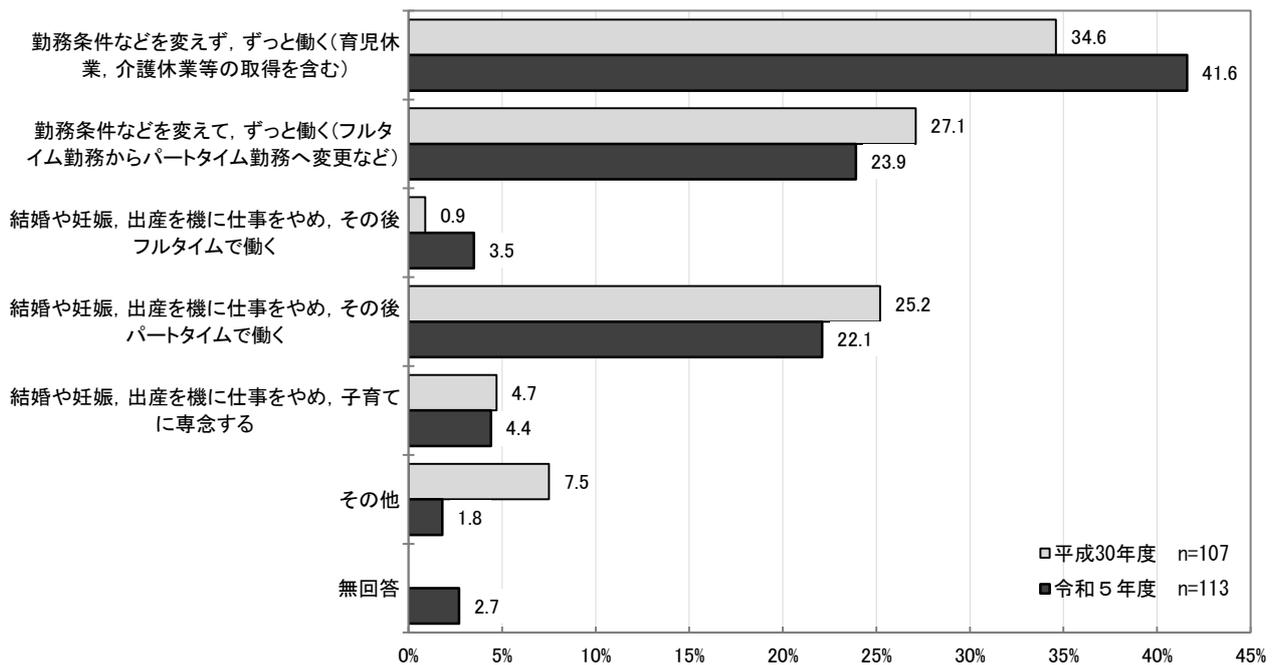
■父親が育児休業を取得しなかった理由



■現社会での子育て中の女性の働きやすさ（妊娠期）



■今後の働き方の希望（妊娠期）



【課題】

- 育児休業の取得率は増加しているものの、父親の育児休業取得率はいまだ低く、職場の環境をはじめ、当事者や周辺の意識や考え方についての変化が求められています。
- 現状、子育てをする女性にとって働きやすいというイメージはないものの、勤務条件を変えずに働き続けたいというニーズは高く、妊娠や子育てをする女性がより働きやすい環境づくりが求められています。

(7)母子保健について

妊娠・出産に不安や負担を感じる母親は多く、約75%がなにかしらの不安・負担を感じています。更に前回調査に比べて増加しています。

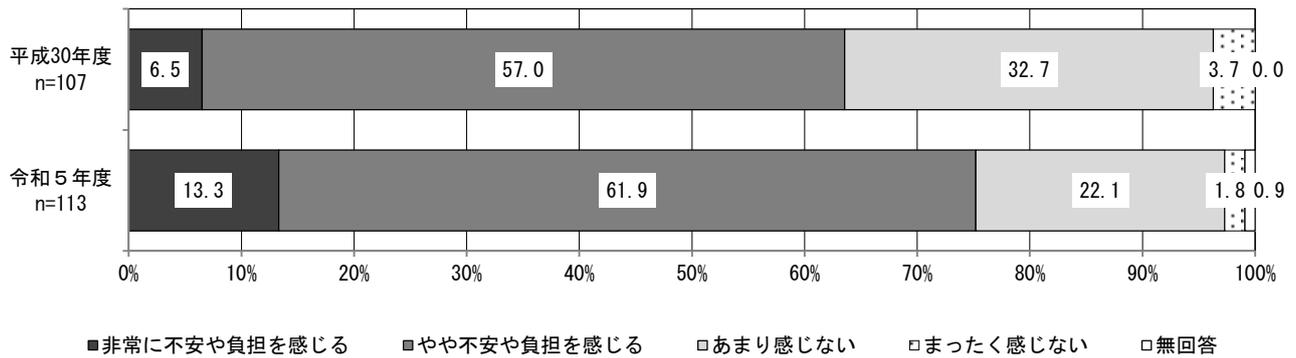
妊娠・出産時に求められる情報としては、産前産後の支援やこどもに関する手当、幼稚園や保育所などに関するものが高くなっています。

相談先については、前回調査から大きな変化はないものの、子育て支援センターがやや増加しています。

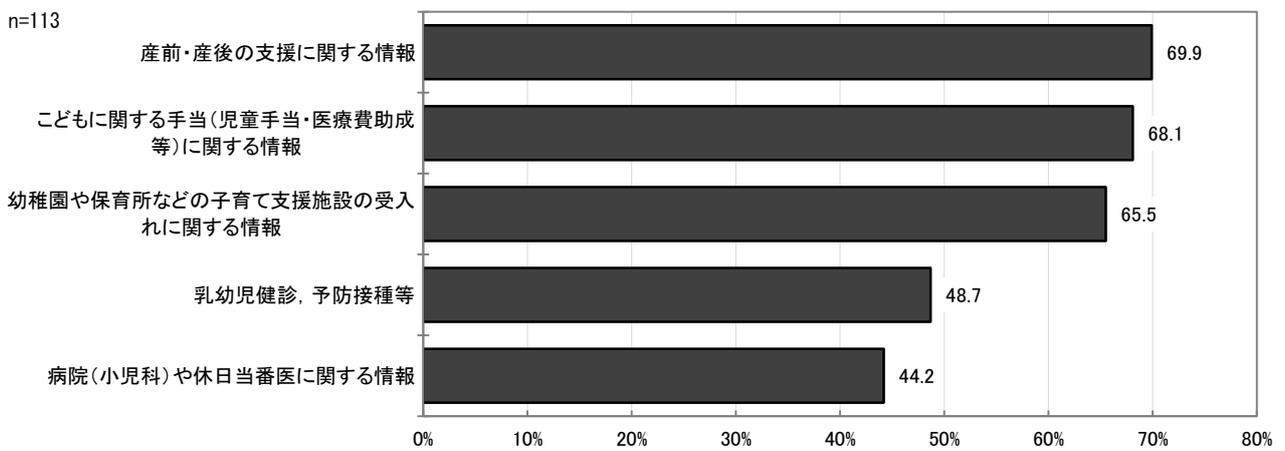
情報提供の満足度は前回調査に比べて増加しており、満足+どちらかといえば満足が7割を越えています。

子育ての充実させるべき内容として、前回調査結果と同様に、小児救急医療体制が最も高くなっている反面、育児の不安や悩みに対する相談体制や予防接種に関する情報提供と相談体制が大きく減少しています。

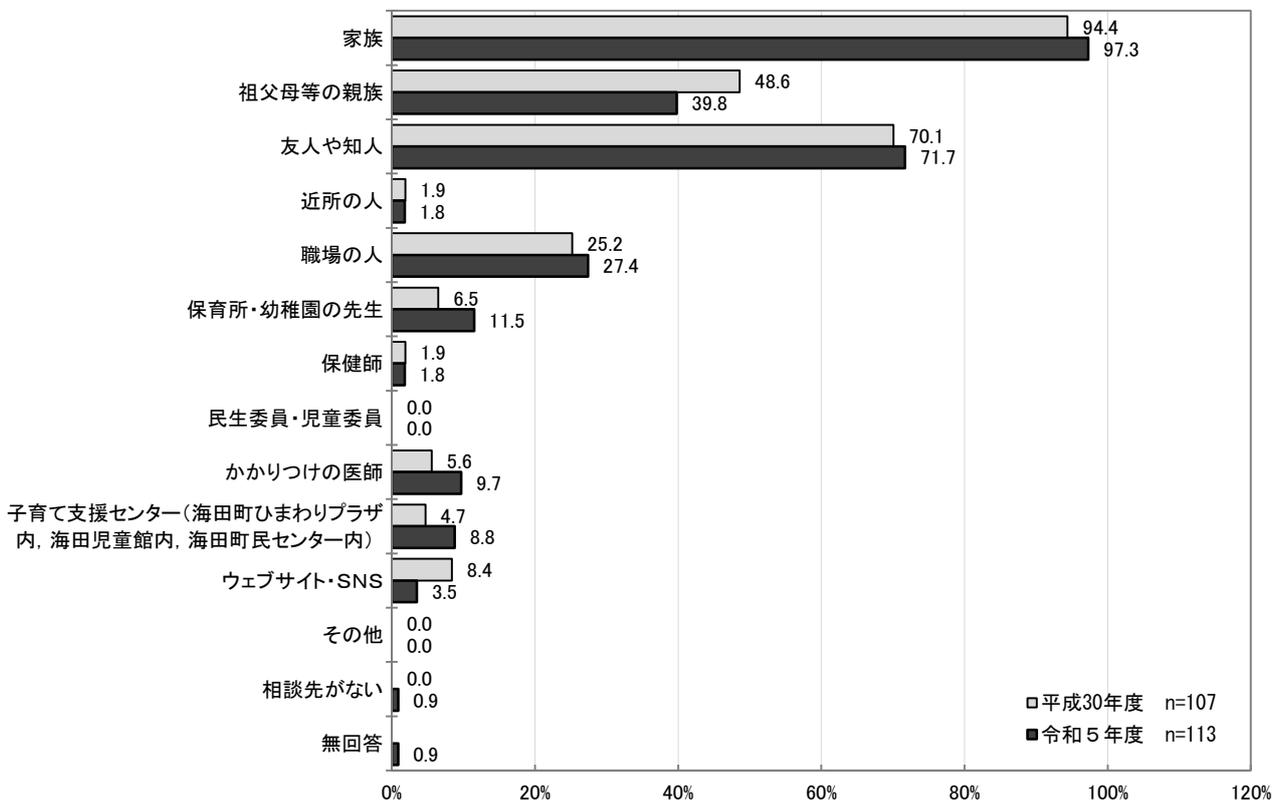
■妊娠・出産に対するの不安や負担（妊娠期）



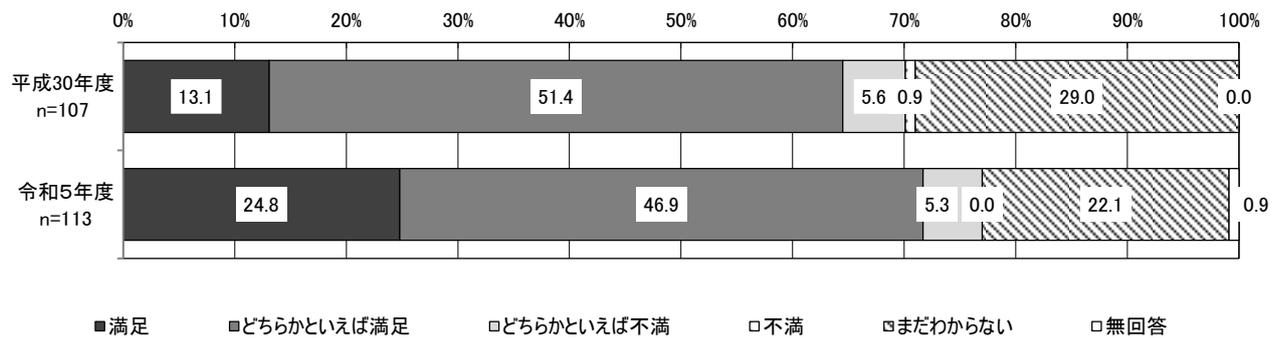
■妊娠・出産時に知りたい情報（妊娠期）【上位5項目】



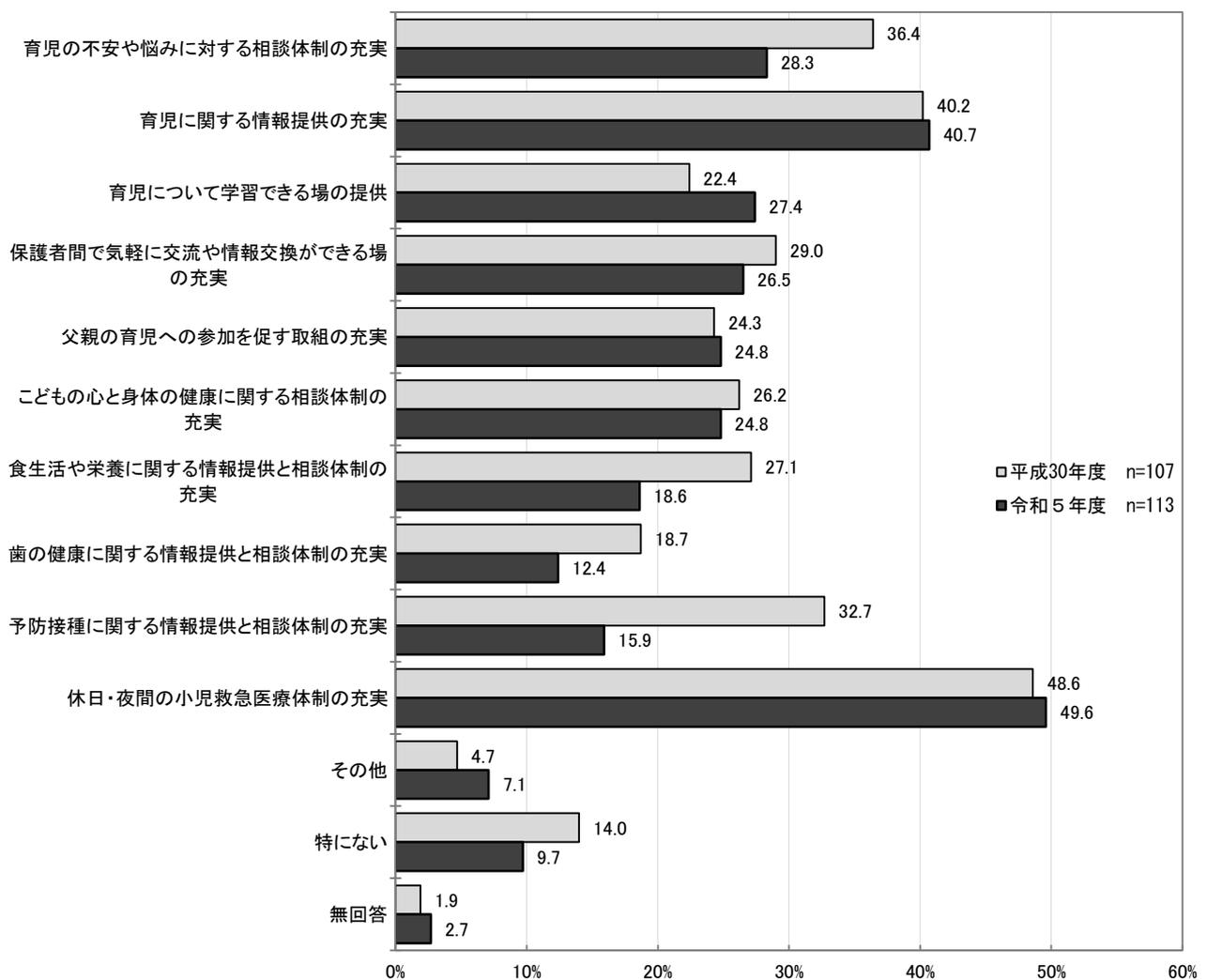
■妊娠・出産・子育ての相談相手（妊娠期）



■妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度（妊娠期）



■母子保健において充実させるべき内容（妊娠期）



●多くの母親が不安や負担を感じている反面、提供情報や不安・負担に対する相談体制などへの満足度は高く、今後は母親が抱える不安や負担に対して適切な情報と対応支援の提供を充実させ、満足度の維持・向上を図っていくことが重要です。

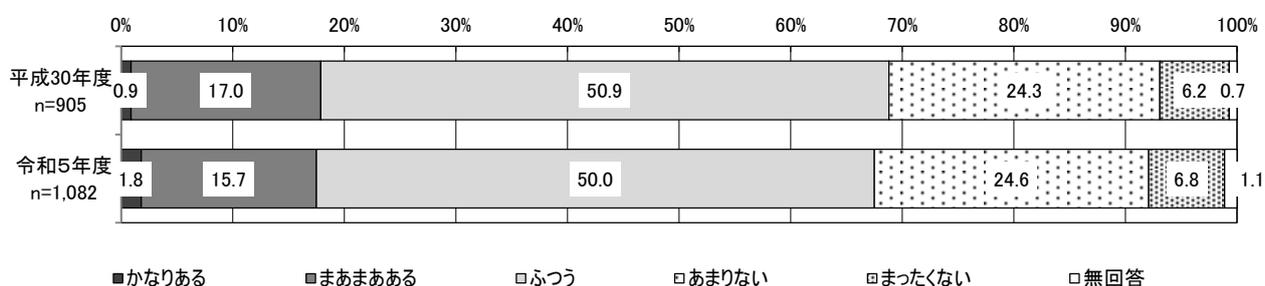
(8) 経済的なゆとりについて

就学前，小学生の保護者ともに3割以上が経済的にゆとりがないと回答しており，前回調査時に比べて微増しています。

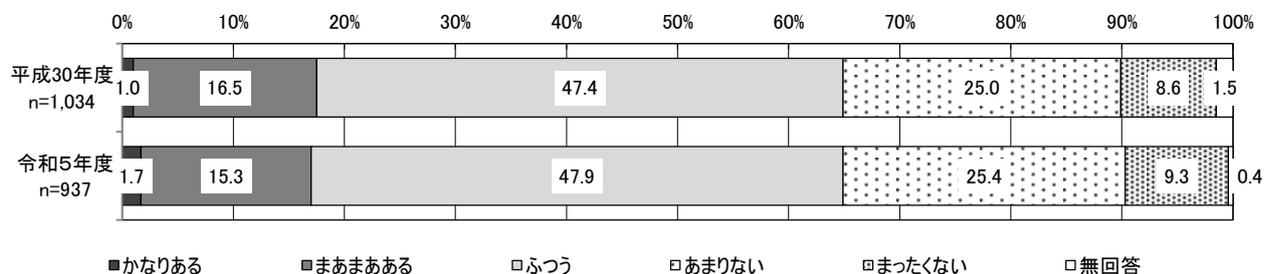
こどもへの対応について，就学前，小学生の保護者ともに，前回調査に比べて，感情のままにたたいたことがあるなど10ポイント以上減少し，特にないが増加しています。

虐待を防止するための取組として，就学前，小学生の保護者ともに，前回調査に比べて子育てや児童虐待について相談できる窓口の充実，子育てを支援する一時預かりなどの取組の充実が増加しています。

■ 経済的なゆとり（就学前の保護者）



■ 経済的なゆとり（小学生の保護者）

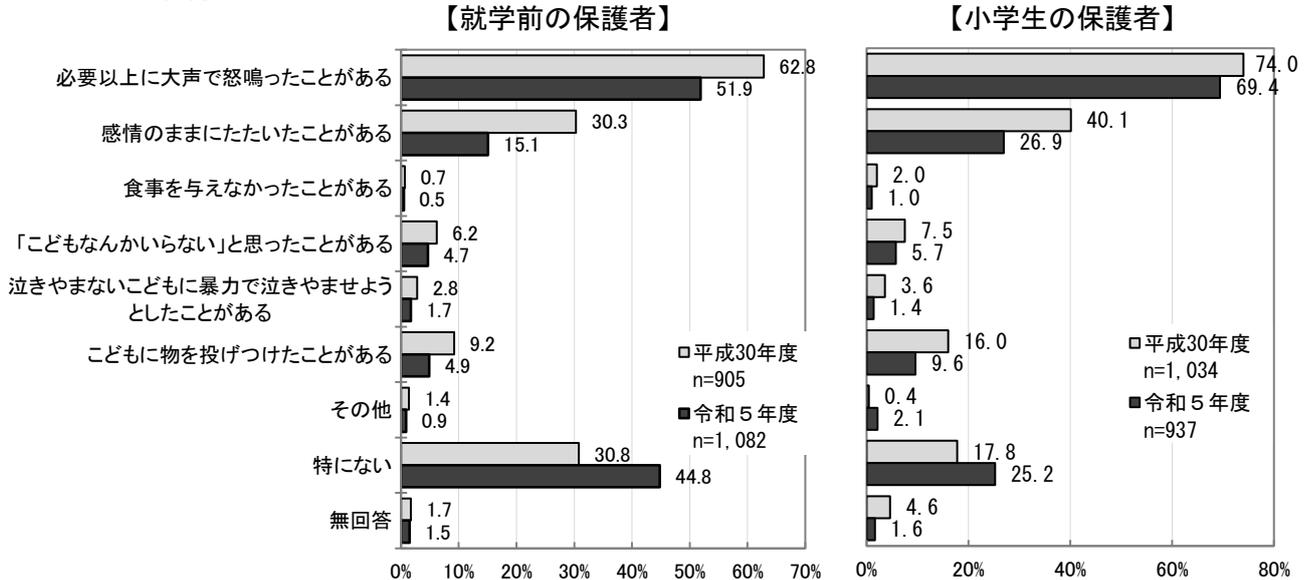


【課題】

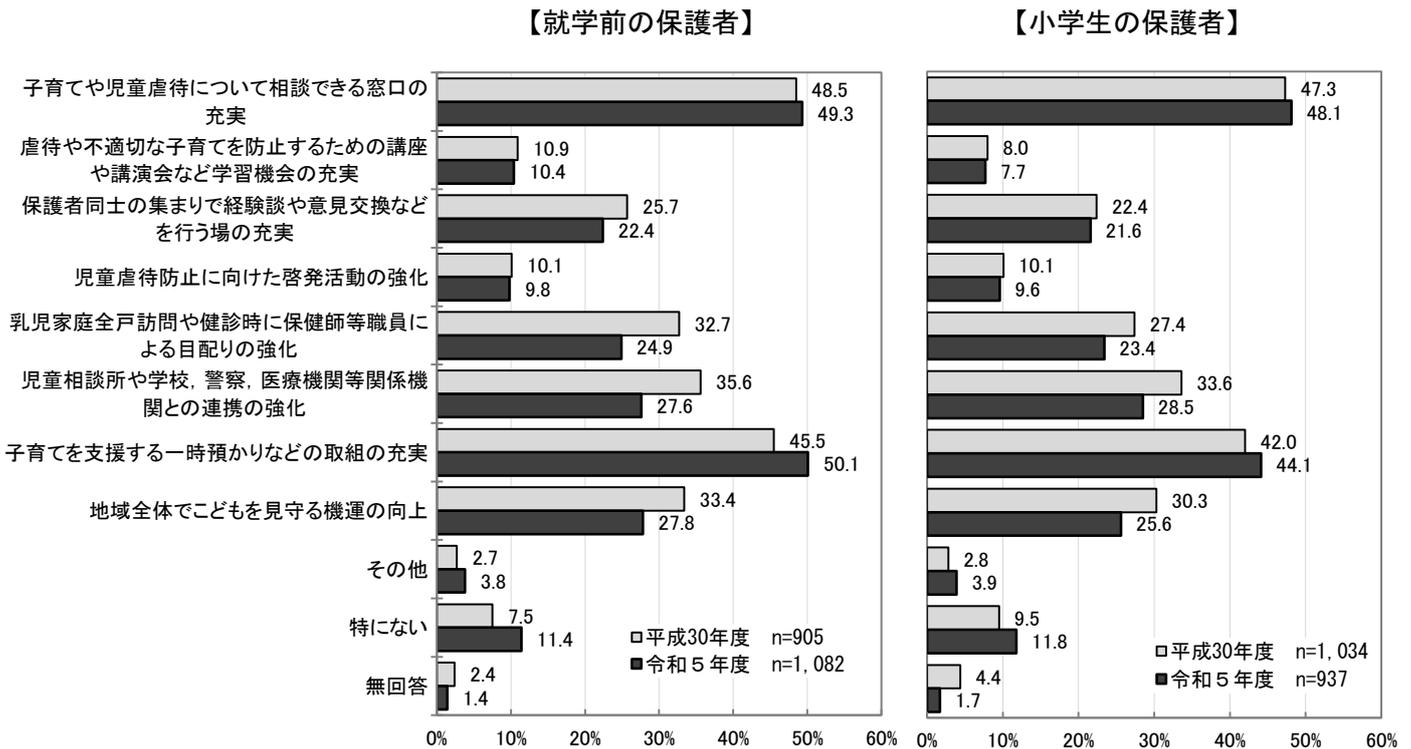
- 経済的にゆとりがない家庭が一定数あり，社会情勢の変化による物価高騰の影響も踏まえ，就労や家計改善等の相談につなげる必要があります。

(9) 虐待防止について

■こどもへの虐待



■虐待防止に必要な取組



【課題】

- 虐待につながる保護者の行動などについては、前回調査から減少しているものの、こどもに対する暴力的な行動は一定数あることから、相談窓口の充実や一時的にこどもを預けられる支援などが必要です。

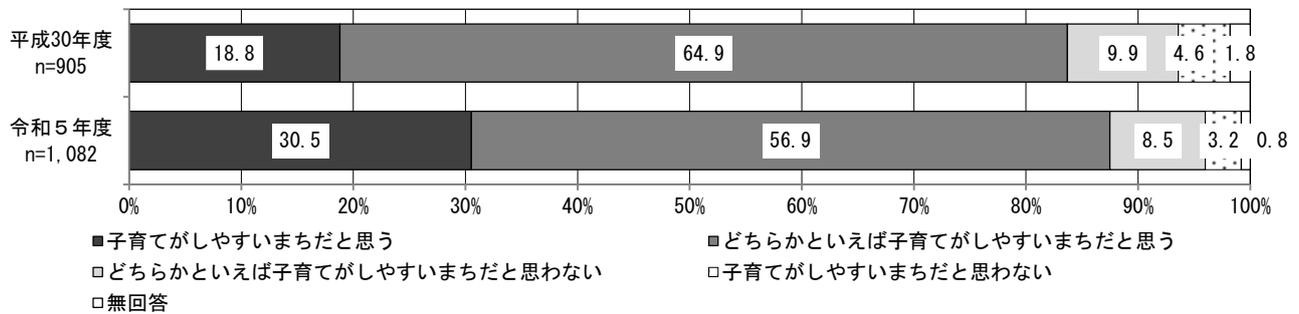
(10)地域における子育て支援について

町の子育て環境について、就学前、小学生の保護者ともに、前回調査時に比べて子育てしやすいまちだと思う割合が増加しています。

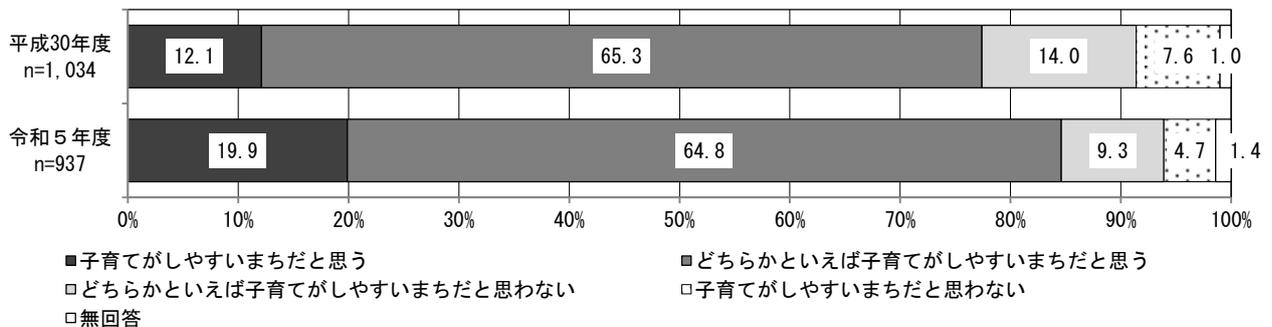
永住意向について、就学前、小学生の保護者ともに、前回調査時に比べてずっと住みたい、当分の間は住みたいの割合が増加しています。

町の子育て支援施策について、就学前の保護者では、安全・安心なこどもの遊び場の充実、子連れでも利用しやすい道路や建物・施設などの整備、こどもの医療費の助成の順で高くなっており、小学生の保護者では、こどもの医療費、安全・安心なこどもの遊び場の充実、学校給食費の助成の順で高くなっています。

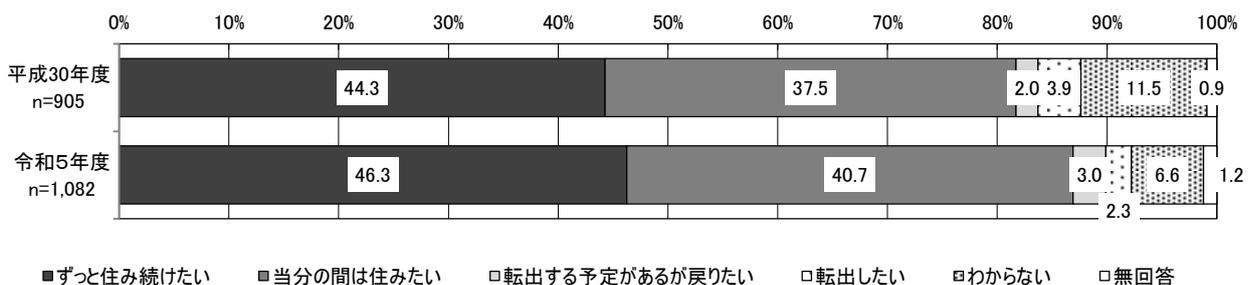
■海田町での子育てのしやすさ（就学前の保護者）



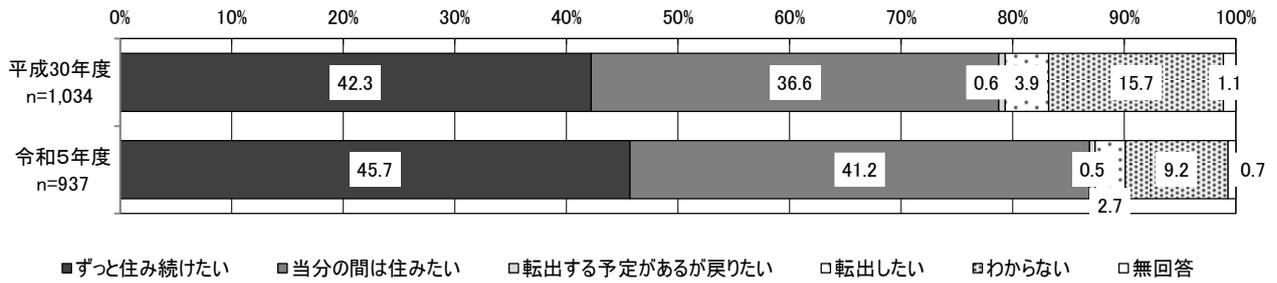
■海田町での子育てのしやすさ（小学生の保護者）



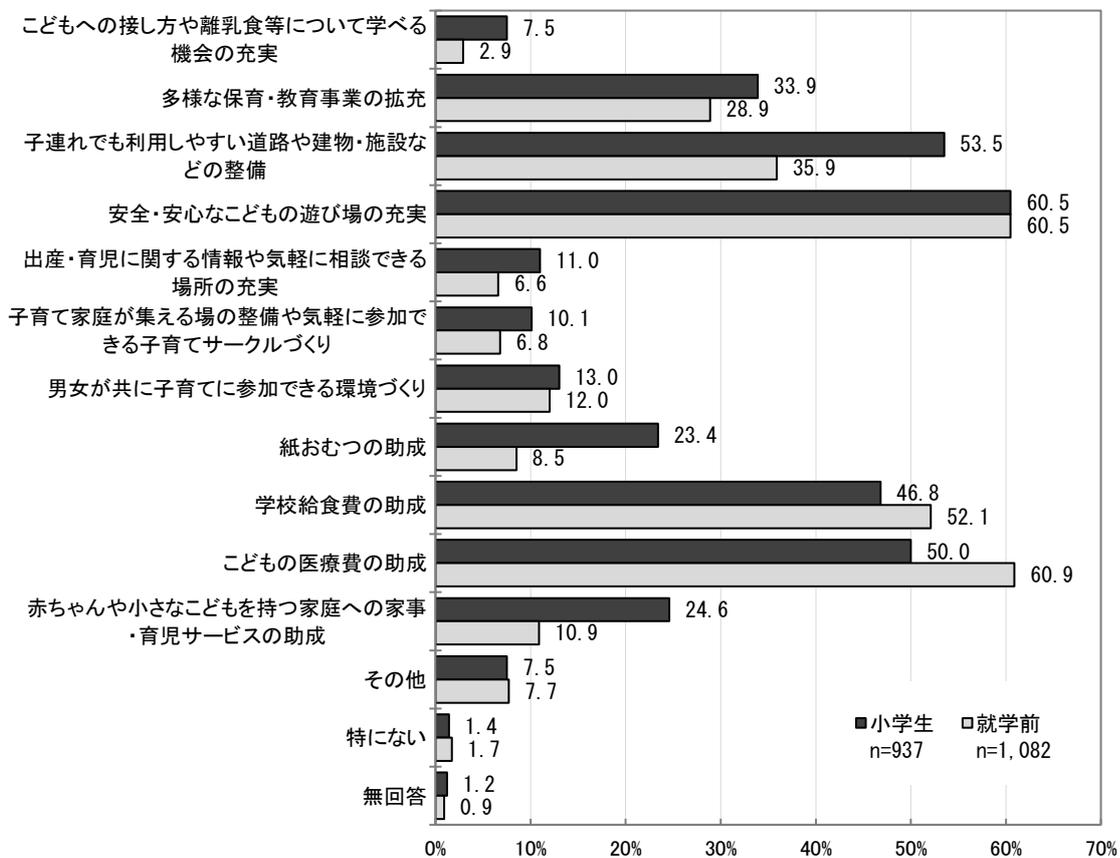
■海田町での永住意向（就学前の保護者）



■海田町での永住意向（小学生の保護者）



■子育て支援施策で必要だと思うこと



【課題】

- 就学前、小学生の保護者ともに、子育て環境が良く、子育てしやすい、ずっと住み続けたいと回答する割合が高く、町の子育て支援施策をはじめ、生活環境の向上が結果として表れています。
- 町に求める子育て支援については、安全・安心なこどもの遊び場等、共通点はあるものの、就学前、小学生の保護者それぞれニーズが異なっており、適切な対象に向けた支援の充実が必要です。

3 ヒアリング調査結果からみる課題

本計画の策定にあたって、町内に居住するこどもが通う保育所、幼稚園、認定こども園、子育てサークル等、各施設にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されています。(回答内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約しています。)

【保育所・幼稚園・認定こども園】

(1)施設運営上の課題について

- 職員の確保が難しいことや、発達の遅れや障がいがあるこどもへの対応が難しいことが多くあげられている。
- 職員の確保に向けた課題では、一定の技術を持つ人材や朝夕など人材の確保が難しい時間帯があることなどが多くあげられている。

(2)保育・教育人材の確保や育成のために必要な取組

- 専門職の養成や資格取得への支援など人材の育成に向けた支援
- 高校等の学生に対する職場体験
- 人材の確保が難しい夕方時間帯に対して、子育てが終わった世代に向けて人材の確保に向けたPRを行う。
- 施設間の相互交流や人的交流のための研修、行事を通じて働きやすい環境づくりを進める。

(3)海田町のこども・子育てに関するサービス・事業の中で、不足していたり、利用対象・範囲の拡大等を図るべきだと思うもの

- 各園同士が連携や相談ができる関係性の構築
- 発達の遅れなどの保護者の相談に対応できる保健師等の体制の確保

(4)町から支援してほしいと思うこと

- 町と教育・保育施設、関係機関とが連携した、配慮を要する家庭や児童の個別具体的な情報を継続的に共有できる仕組みづくり
- 教育・保育施設を効果的かつ適正に運営するため、毎年度、制度や補助金などの説明会や情報交換の場の設置
- 各園や子育て支援機関など町内各施設の取組や先進事例などを現場職員が知る機会や互いに交流する場の設置
- 発達に関する支援ができる場所や機関の設置

【関係団体】

(1)活動団体における課題

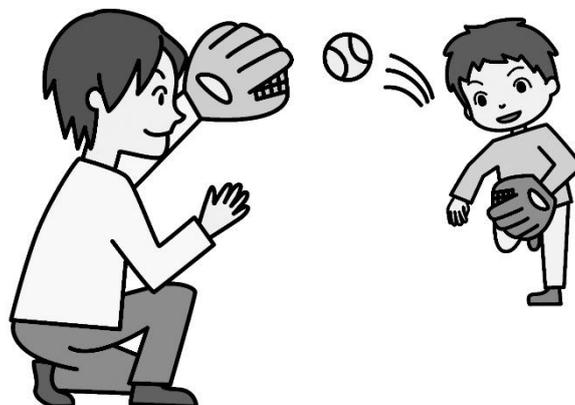
- スタッフの人材確保や育成，活動資金が足りないこと，各種団体との連携などにおいて課題があるとあげられている。
- 行政との連携において，担当が変わる際に最初から説明する必要がある，わかりやすい形で理解を得られるようにしていく必要がある。
- 活動中に見守ってもらえるような仕組みがあるとよい。

(2)子ども・若者や子育て世帯について気になること

- 産休を取り，復帰までの短い期間でも顔見知りができるような行きやすい広場等があるとよい。
- 未就園児と就園・就学した子（兄弟姉妹）と一緒に遊べる場がほしい。

(3)子ども・若者が安心して過ごせる居場所について必要な視点・機能

- 人の目があり，行きやすく過ごしやすい雰囲気がある。
- 土日も遊べるオープンスペース。共働き・ワンオペ育児の方が多いので，土日に親子で遊べる場が身近にあるといい。
- ボール遊びができる公園の充実



4 課題の整理と重点的取組

1 子育て支援の提供体制の充実

【課題】

- 0～2歳の保育所，認定こども園への入所待ちが生じています。また，アンケートによると，就労している母親が増加しており，保育ニーズが高まっています。保育所や認定こども園への待機児童が発生しないよう量の確保に努めるとともに，各保育施設のサービスの質の向上に努め，保育ニーズへの対応を強化することが重要です。
- 地域子ども・子育て支援事業においては，ファミリー・サポート・センターの支援会員が不足しています。また，放課後児童クラブの定員が，利用希望に対し不足しており，余裕教室の活用などにより，必要量の確保に努める必要があります。
- 子育て支援サービスの質を高めるために，人材の確保が必要です。そのため，保育士等の処遇改善や研修，交流，就業支援などの具体的な対策が重要です。

【重点的取組】

- 保育ニーズに応じた受入体制の整備
- 多様な保育サービスの提供

2 情報提供・相談体制の充実

【課題】

- アンケート結果では，子育てについての悩みは，就学前の保護者で育児の方法（しつけ）に関する事，小学生の保護者で教育に関する事が最も高くなっています。子育て家庭が悩みや不安を抱えないよう相談体制の充実を図るとともに，広報媒体を通じて子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の場の周知を図っていく必要があります。
- 子育てに関する情報が十分に得られていない人もいることから，様々な方法で伝えていくことが重要です。スマートフォンや窓口でのお知らせなど，情報が届きやすい広報媒体を検討することが求められます。
- 子育てに関する相談先や情報は，親族や友人・知人から得られる場合も多く，子育て家庭を支える周りの人にも，情報の入手先などを伝えることで，課題の早期解決につながります。

【重点的取組】

- 相談支援と情報提供の充実

3 配慮が必要な子どもや家庭への支援

【課題】

- 発達障がいについては、医療機関を受診する児童生徒が増えています。本町においても発達障がいや障がいのある子どものニーズに応じた配慮が必要です。また、障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、町内に児童発達支援センターの設置を進めていく必要があります。
- 児童虐待の新規通告件数は増加傾向となっています。アンケート結果では、虐待防止に向けた取組について、相談窓口の充実や一時預かりなどの取組が求められており、対応職員数の確保や相談援助技術の向上などを行う必要があります。
- 経済的にゆとりがない家庭や、虐待がみられる家庭など、子育て家庭の課題に対応するため、相談窓口の充実や児童保護の仕組づくりが必要です。
- ヤングケアラーなどの個々の事情についての早期発見、心理的サポート、教育機会の提供、家庭環境の改善など、学校や地域などと連携しながら支援を進めるとともに、ヤングケアラーに関して町民に周知していく必要があります。

【重点的取組】

- | | |
|-------------------|-------------|
| ●障がいのある子ども・若者への支援 | ●児童虐待防止対策 |
| ●子どもの貧困対策 | ●ヤングケアラーの支援 |

4 子ども・若者が希望を持てる環境の充実

【課題】

- 就学前から小学生の保護者においては前回調査時に比べて働いている人が増えており、特に小学生の保護者においてはフルタイムの人も増加しています。また、現在働いていない人においても就労希望は大きく増加しています。
- アンケート調査では、今の社会は子育てをしながら働きやすいと思わない割合が6割以上を占めており、前回調査に比べて働きにくいというイメージが強くなっています。
- 価値観の多様化により、それぞれの家庭における希望も多様化するなか、仕事と子育てが両立できる環境をつくることや、男性の家事や子育てへの参画を後押しするためにも、家事や育児能力の向上につながる取組を進めていくことが大切です。
- 本町に住む子どもや若者が希望を持って学び、働くことができるよう、ボランティアやキャリア教育、社会人になっても学べる場などを充実していくことが重要です。
- 子ども・若者に関する取組・政策を考えるにあたり、子どもや若者の意見を聴き、政策に反映していくことが大切であり、意見を聴く環境を整えていく必要があります。

【重点的取組】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ●家庭全体での子育ての推進 | ●子ども・若者が活躍できる環境づくり |
| ●子どもまんなか社会に向けた環境づくり | |

第4章 計画の基本的な考え方

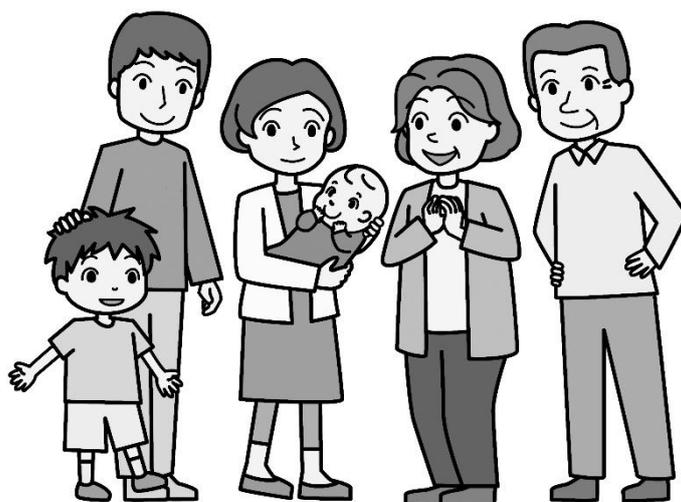
1 基本理念

居場所づくりで幸せを実感できるまちへ

■ ■ ■ こども・若者の居場所づくりを通じて目指す海田町の未来 ■ ■ ■

こども・若者は家庭を基盤として、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長しますが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状があります。こうした課題や個別のニーズに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴って、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっていきます。

海田町は、こどもの居場所づくりを通じて、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）を実感し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して、社会で活躍していける未来を目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では次の五つの「基本目標」を掲げ、それぞれに「基本施策」を定めます。「基本施策」に基づいて進める個別の取組については、第2期計画で実行してきた取組に対して、現状に即した見直しを行うとともに、新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 子育て家庭を支える基盤づくり

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズの変化を踏まえた、教育・保育施設の受入体制の整備や多様な保育サービスの充実を図り、安心して子育てできるよう、総合的に支援します。

基本目標2 こども・若者の健康と自立を支える環境づくり

妊娠期の不安を軽減し、安心して妊娠、出産に臨めるよう、かいたネウボラによる妊娠期からの切れ目のないきめ細かな支援を推進します。また、関係機関と連携して、親子や若者の健康づくりを推進し、こどもから若者までの健やかな成長と自立を支援します。

基本目標3 安心して暮らし続けられる環境づくり

ひとり親家庭への支援や障がいのあるこどもへの支援、児童虐待の防止、ヤングケアラーの支援、ニート対策、こどもの貧困対策など、配慮が必要なこどもや若者が安心して暮らし続けられるよう支援します。

基本目標4 こども・若者の成長を支え、活躍できる環境づくり

地域の関係機関と連携して、子育てを学ぶ機会や多様な体験活動の充実、就労支援や学び直し等の取組を推進し、こども・若者が活躍できる環境づくりを推進します。また、きめ細かな教育や心身の健康づくりを進め、こどもや若者の健全な育成を推進します。

基本目標5 地域で見守り、支え合うまちづくり

安全なこどもの居場所や遊び場、防犯や交通安全対策など、こども・若者の安心、安全の確保に努めるとともに、子育てしやすい生活環境の整備など、地域で子育てを見守り、支え合う環境づくりを推進します。

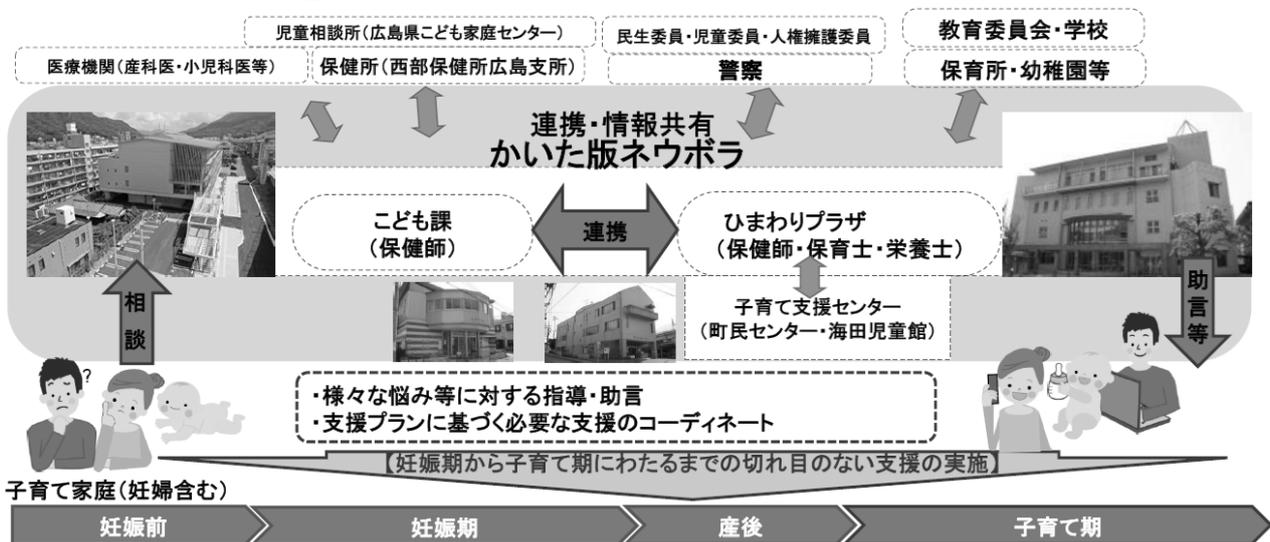
3 海田町の特色ある取組

海田町こども計画では、これまで本町が築いてきた「かいたネウボラ」を中心とする「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援」を更に充実させる計画となっています。

こどもたちの健やかな成長を支え、保護者の子育てに対する不安感や負担感、孤立感を和らげるため、直接的な給付だけではなく、「相談しやすい」子育て支援体制や、二人目・三人目の出産を躊躇することのない保育・教育環境の充実に取り組んでいきます。

また、保護者の就労ニーズの多様化に応えるため、新たに保育施設と児童クラブを整備し、体制を充実させます。本町に住めば、待機児童の心配はなく、妊娠から復職までの一連のサイクルの見通しが立つといった安心感を持ってもらい、保育の環境面において、第2子以降の壁を感じないように、保育の受け皿を安定的に確保していきます。

■かいたネウボラの取組



【今後の主な取組】

- ・かいたネウボラについては、令和6年度、県のネウボラ戦略的PRモデル事業の一環として、ひまわりプラザ2階の「つどいの広場」をリニューアルし、より利用しやすく、相談しやすい環境を整えました。
- ・親子健康手帳の内容を記録する「かいたネウボラアプリ」(通称「母子モ」)の機能を拡充し、妊娠の届出や教室・相談予約が、24時間スマホで入力できるようになります。
- ・「5歳児健診」を新たに開始します。5歳児を対象に、こどもの特性に応じた適切な支援を行えるようにします。こどもの特性を早期に把握し、適切な支援につなぐことにより、健診後のケアから就学までの間、保護者の不安や悩みに寄り添った適切なサポートを行います。
- ・近年増加傾向にある児童虐待に迅速に対応するため、児童家庭相談システムを導入します。対応記録の管理に係る時間効率を改善し、相談支援業務をより細やかに実施します。
- ・新たに令和8年4月開設予定の保育施設と児童クラブを整備します。

4 施策体系

基本目標	基本施策	施策の方向		
基本目標1 子育て家庭を支える 基盤づくり	1 子育て支援の提供基盤の整備	(1)保育ニーズに応じた受入体制の整備 (2)多様な保育サービスの提供		
	2 安心して子育てできる環境 づくり	(1)相談支援と情報提供の充実 (2)親子の交流とネットワークづくり (3)家族全体での子育ての推進(ワーク・ライフ・バランス)		
		基本目標2 子ども・若者の健康 と自立を支える環境 づくり	3 安心して産み育てることが できる環境づくり	(1)妊娠・出産期の支援の充実 (2)子どもの健やかな成長・発達への支援 (3)小児医療体制の確保
4 食育の推進	(1)食育の推進			
5 子ども・若者の健康づくり	(1)子ども・若者の心身の健康づくり			
基本目標3 安心して暮らし続け られる環境づくり	6 経済的支援の充実	(1)経済的支援の充実		
	7 配慮が必要な子どもや若者 等への支援	(1)ひとり親家庭への支援 (2)障がいのある子ども・若者への支援 (3)児童虐待防止対策 (4)子どもの貧困対策 (5)ヤングケアラーの支援 (6)ニートやひきこもり対策 (7)外国にルーツのある子ども等への支援		
		基本目標4 子ども・若者の成長 を支え、活躍できる 環境づくり	8 子育て力を高める環境づくり	(1)子育て力を高める家庭教育の推進
			9 学ぶ力を育む環境づくり	(1)学校教育の充実 (2)多様な体験やふれあいの機会づくり (3)幼保小連携の強化
				10 健全育成の推進
			11 子ども・若者が希望を持て る環境づくり	(1)子ども・若者が活躍できる環境づくり (2)子どもを持つことへの支援
		基本目標5 地域で見守り、支え 合うまちづくり		12 子どもまんなか社会に向け た環境づくり
13 地域全体で子育てを支え る環境づくり	(1)地域における子育て支援活動の促進 (2)子ども・若者の居場所づくりの充実			
	14 安全・安心な生活環境づくり		(1)安全・安心な子ども・若者の生活環境づくり (2)子ども・若者の安全確保のための取組の 推進	

第5章 計画の展開

基本目標

1

子育て家庭を支える基盤づくり

基本施策① 子育て支援の提供体制の整備

保護者の就労形態の多様化や就労ニーズの増加などにきめ細かく対応するため、計画的な子育て支援基盤の整備と多様な保育サービスの提供を推進します。

(1) 保育ニーズに応じた受入体制の整備

取組事業	事業内容	担当課
保育体制の充実 【新規・拡充】 居場所	<ul style="list-style-type: none">●保育ニーズの高まりを踏まえ、計画的な施設整備と保育体制の充実を図ります。●0～2歳児の保育所等の設置を支援します。●令和8年度より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運用を開始します。	こども課
地域子ども・子育て支援事業等の推進 居場所	<ul style="list-style-type: none">●保護者のニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育、障がい児保育を実施するとともに、保育士の確保に努めます。	こども課
預かり保育の推進 居場所	<ul style="list-style-type: none">●幼稚園及び認定こども園について教育課程に係る教育時間終了後のこどもの「預かり保育」のニーズを把握するとともに、必要な体制の確保に努めます。	こども課

(2) 多様な保育サービスの提供

取組事業	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none">●子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員間の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施するとともに、会員数の増加と利用しやすい環境づくりを目指します。	こども課

取組事業	事業内容	担当課
病児・病後児保育事業の実施 【拡充】 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の病児保育施設の運営を支援するとともに、県内市町との広域利用協定に参加し、病児・病後児保育の実施体制を確保します。 	こども課
一時預かり事業の広域利用の実施 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内市町との広域利用協定に参加し、増加傾向にある一時預かり事業の広域的な実施体制を確保します。 	こども課
ショートステイ事業等の推進 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の緊急時などにこどもを一定期間、養育・保護できるよう、児童福祉施設との連携を図ります。 	こども課
放課後児童クラブの充実【新規】 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労等のため、保護者が日中家庭にいない小学生の放課後の健全育成を図るため、学校との連携により、放課後児童クラブ事業を推進します。 ● こどもの意見聴取で得た様々な意見を積極的に採用し、放課後児童クラブの質の向上を図ります。 ● 利用者の増加に合わせて、各学校区に応じて定員の見直しを実施します。また、私立児童クラブの設置を支援します。 	こども課



▲放課後児童クラブ

基本施策② 安心して子育てできる環境づくり

子育て中の不安や孤立感の軽減を図れるよう、子育てについて気軽に相談でき、必要な情報を得られる環境を整備するとともに、親子の交流やネットワークづくりを推進します。また、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を支える環境の整備を推進します。

(1) 相談支援と情報提供の充実

取組事業	事業内容	担当課
こども家庭センターの運営 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き生かしながら、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な運営を行うことで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目のない継続的な支援を行います。 	こども課
地域子育て支援センターの充実 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て支援拠点として、機能の拡充と子育てのネットワーク化を図ります。 ●子育てに関する情報提供や保育士による相談、助言を行います。 ●未就園児と保護者がいつでも利用できる広場（つどいの広場）や未就園児の年齢に応じた教室の充実を図ります。 ●子育て講演会を開催し、子育ての大切さについての意識の醸成を図ります。 ●町内の支援センター同士や幼稚園等の地域の関係機関が連携した取組を推進します。 ●こどもとその保護者が相互に交流できる場所として、多くの人が気軽に利用できるよう、事業内容の周知や働きかけに努めます。 	こども課



▲ひまわりプラザつどいの広場リニューアル後



▲ひまわりプラザつどいの広場

取組事業	事業内容	担当課
広報等の充実	●広報紙「子育て応援ひろば」やホームページ、冊子「子育てガイド」、ちらし「ネウボラだより」、スマートフォン向けアプリ「かいたネウボラアプリ」を活用し、子育てに関する分野横断的な幅広い情報提供の充実に努めます。	こども課
利用者支援の推進	●子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭がニーズに応じて保育所や幼稚園、認定こども園、地域の子育て支援事業等から適切なサービスを利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行います。	こども課
子育て家庭おむつ支給事業【新規】	●対象月齢時に、子育て支援センターでおむつを配布することで、家庭の状況の把握や子育てに関する情報提供を行い、育児不安の軽減や経済的負担の軽減を図ります。	こども課

(2)親子の交流とネットワークづくり

取組事業	事業内容	担当課
子育て支援ネットワーク会議の充実	●子育て支援ネットワーク会議（代表者会議・子育て部会）を運営し、関係機関の情報交換や研修会等を行います。また、相互の連携を強め、よりよい子育て支援体制づくりを進めます。	こども課 学校教育課 社会福祉課 健康づくり 推進課
子育てサークルの活動支援 居場所	●子育ての仲間づくりや情報交換を目的とした自主グループの育成と活動促進のため、場所や情報を提供します。	こども課
園庭開放の推進 居場所	●親子の仲間づくりのきっかけとなるよう、町内全保育所、幼稚園、認定こども園における園庭開放を推進します。	こども課
地域子育てネットワークの形成 居場所	●子育てサークル等の組織化やネットワーク化への支援、活動の場の提供を行います。親子だけでなく、幅広い世代との交流の機会を確保し、より身近な地域での子育て支援意識の醸成に努めます。	こども課

(3) 家族全体での子育ての推進(ワーク・ライフ・バランス)

取組事業	事業内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理念に基づいた教育や啓発を推進するなど理解促進に取り組み、家庭においても、男女が共同して家事や育児などを行う意識の醸成を図ります。 	社会福祉課
父親の育児参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●親子健康手帳交付時に父親の育児参加を促すリーフレット等を配布します。 ●妊娠、出産や子育てに関する正しい知識を普及するため、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室を開催します。また、家族全体で子育てを行うため、父親を含めた子育て家族を対象とした家族講座を開催します。今後も教室や講座の周知を図るなど、参加促進を図ります。 	こども課



▲パパママ教室



▲家族講座

基本施策③ 安心して産み育てることができる環境づくり

かいたネウボラによる妊娠期からの切れ目のない支援において、保健師の地区担当制による相談体制の充実など、安心して安全な妊娠、出産及び乳幼児期の子育てを支援します。また、かかりつけ医や小児救急医療対策事業についての周知を推進します。

(1)妊娠・出産期の支援の充実

取組事業	事業内容	担当課
不妊検査不妊治療・不育治療に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●町独自の支援策として、不妊検査不妊治療費及び不育治療費の助成を行います。 ●県の不妊専門相談センターについての周知を図るとともに、近隣で相談できる機関の情報提供に努めます。 	健康づくり推進課
プレコンセプションケアの推進 【新規】	●プレコンセプションケアの大切さについて、ホームページ等でわかりやすく周知します。	健康づくり推進課 こども課
親子健康手帳交付時の保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠から出産、子育てに至るまでの健康状態を記録する親子健康手帳の交付時に、日常生活全般にわたる指導、相談に応じます。 ●妊娠期から関係機関と連携し、要支援者に対する継続的な支援を行います。 	こども課
保健師の地区担当制の実施	●保健師が小学校区ごとに地区を担当し、こどもの健康づくりを促進するとともに、地域生活課題の把握に努めます。	こども課
妊婦健康診査の推進	●妊婦健康診査受診券を発行し、妊娠中の健康診査を推進するとともに、産後も必要に応じて継続した支援に努めます。	こども課
妊婦歯科健康診査の推進	●妊娠中の歯科健康診査を推進するとともに、受診率向上に向けた啓発を強化します。	こども課
父親の育児参加の促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●親子健康手帳交付時に父親の育児参加を促すリーフレット等を配布します。 ●妊娠、出産や子育てに関する正しい知識を普及するため、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室を開催します。また、家族全体で子育てを行うため、父親を含めた子育て家族を対象とした家族講座を開催します。今後も教室や講座の周知を図るなど、参加促進を図ります。 	こども課

取組事業	事業内容	担当課
プレママレターの実施	●妊娠6か月頃の妊婦に対し、郵送にて教室や相談先の紹介を行い、ネウボラの周知と利用の促進を図り、支援体制を整えます。	こども課
プレママコールの実施	●妊娠8か月頃の妊婦を対象に電話連絡を行い、妊娠経過や出産・子育てに向けての準備状況等を確認し、順調に出産・子育てが行えるよう支援します。	こども課
産前・産後サポート事業の実施	●妊産婦の孤立感を解消するために、妊産婦等に対し、助産師や保健師等による教室や相談支援を実施します。	こども課
産後ケア事業の実施	●安心して子育てできるよう、出産後の母子に対して、病院や自宅で助産師や保健師等が心身のケア、授乳指導や育児相談等を実施します。	こども課
産科医等の確保支援	●過酷な勤務環境にある産科医等に対し処遇改善を図るため、分娩件数に応じて医療機関が産科医等に支給する分娩手当に対し、補助金を交付します。	こども課
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業の推進	●乳児の健やかな育児環境づくりへの支援を目的として、出産後2か月までに全戸訪問を実施し、乳児の発育状況や母子の健康状態の確認を行い、保護者の不安の軽減を行うなど、相談、育児支援を行います。	こども課
産婦健康診査費用の助成	●産婦健康診査費用の助成を行い、エジンバラ産後うつ病スケールをもとに支援が必要と思われる母子について医療機関と連携し、早期に訪問、必要な支援の提供を行います。	こども課
産後ヘルパーの派遣	●産後に育児等についての相談や支援が受けられないことにより、日常生活に支障がある世帯に対し、産後ヘルパーを派遣し、家事、育児等の支援を行います。	こども課
養育支援家庭訪問事業の徹底	●養育が困難な家庭について、保護者の不安の軽減と、乳児の安全と健やかな成長のために、地区担当保健師が個別訪問し、必要な支援を行います。	こども課



▲ベビーマッサージ

親子健康手帳
(母子健康手帳)
Parents and Child Health Handbook

令和 年 月 日交付 / No. _____

保護者の氏名: _____

子の氏名 (第 子): _____

生年月日: 令和 年 月 日 性別: _____

海田町

▲親子健康手帳

(2)こどもの健やかな成長・発達への支援

取組事業	事業内容	担当課
乳児健康診査の推進	●乳児健康診査受診券を発行し、乳児の健康診査を推進します。要精密検査者の受診状況の把握及びフォローや未受診者への受診勧奨を行います。	こども課
すくすく赤ちゃん (育児教室)の実施	●乳児の成長の確認を保護者と一緒に行うとともに、乳児とのふれあい、関わり方について、集団教室の場で情報提供していきます。また、参加率向上のため、赤ちゃん訪問時に全員参加の案内を行い、教室への欠席者には個別で電話やはがきの通知を行います。 ●参加が難しい人については、来所・訪問等に対応し状況を確認します。	こども課
ぐんぐん(11か月 児親子教室)	●保護者と一緒にこどもの成長発達を確認し、1歳のお誕生日のお祝いをします。また、子育て支援センターの利用促進につながるよう、施設紹介等を行います。	こども課
1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査の実施【拡充】	●幼児の健全な成長発達を促進するため、1歳6か月児、3歳児に加え、5歳児健康診査を実施します。受診率向上のため、2回以上未受診の者に対しては、電話、訪問等で受診勧奨を引き続き行います。 ●育児相談では、保護者と共に発達状況を確認し、悩みや相談に応じて適切に支援するとともに、3歳児健診の心理相談を引き続き行います。	こども課
未受診者対策の推進	●すくすく赤ちゃん(育児教室)、1歳6か月児、3歳児健康診査未受診者の家庭に対して、生活環境やこどもの成長発達を把握し、支援します。 ●引き続き、未受診者への訪問や面談を行います。また、訪問、面談時に児の成長発達について保護者と確認し、必要に応じて支援につなげます。	こども課
幼児発達支援の充実	●子育てにおいて、育てにくさや不安を感じている保護者に対して、集団及び個別の支援を行います。また、町内保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談を実施し、幼児期から就学に向けて継続的な支援を行います。	社会福祉課 こども課 学校教育課
健康相談の充実	●生涯を通じての健康づくりの出発点である乳幼児や妊産婦の健康を守るため、子育て支援センター等と連携し、保健師や管理栄養士による個別健康相談の充実を図ります。	健康づくり 推進課 こども課

取組事業	事業内容	担当課
予防接種の推進	●感染症の予防や重症化予防のため、定期予防接種の推進や任意予防接種を促進し、未接種者の把握と接種の勧奨を行います。特に、MR（麻しん・風しん混合）の接種率は100%を目指し、重点的に取り組みます。	健康づくり推進課
お母さんのがん検診の推進	●様々な機会を通じて、子育て中の母親に子宮頸がん検診や乳がん検診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見に努めます。 ●がん検診の必要性について、広報等でわかりやすく周知します。また、がん検診を受けるきっかけになるよう、21歳時に子宮頸がん検診、41歳時に乳がん検診の無料クーポンを配布し、受診勧奨を行います。	健康づくり推進課 こども課
子育てヘルパーの派遣	●養育支援が必要な家庭に対し、家事、育児等の支援を行う子育てヘルパーの派遣によって子育てを行う家庭の負担軽減を図り、児童虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。	こども課

(3)小児医療体制の確保

取組事業	事業内容	担当課
「かかりつけ医」の確保対策の推進	●日常的な診療のほか、家族一人ひとりの病気の予防や健康管理のアドバイスをする「かかりつけ医」を持つ必要性について周知に努めます。	こども課
小児救急医療対策事業の周知	●夜間に受診の判断に迷う時、専門職が電話で対応する事業「広島県小児救急医療相談電話」について周知を図ります。	健康づくり推進課
救急医療（休日当番医）の確保	●日曜日及び年末年始に受診が必要になった場合に、町内の医療機関において受診できるよう、医療機関と連携し診療体制を確保します。	健康づくり推進課



基本施策④ 食育の推進

妊娠期から望ましい食習慣や生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな人間性を育むことができるよう、健康かいた21（健康増進計画・食育推進計画）に基づき、関係機関と連携を図りながら町全体で食育を推進します。

(1)食育の推進

取組事業	事業内容	担当課
親子健康手帳発行時の栄養指導	●妊娠期の若年女性が生涯にわたって健全な食生活を送れるよう、親子健康手帳交付時に「やせ」の危険性やバランスよく食事を摂取することの必要性について助言を行い、意識と行動の変容を図ります。	健康づくり推進課 こども課
プレママ教室の実施	●妊娠期の適切な食生活についての理解を促すとともに、実践について支援します。	こども課
離乳食教室の充実	●乳幼児と保護者を対象に、離乳食についての情報提供や相談、助言などの支援を行い、食に対する不安の軽減を図ります。	こども課
乳幼児の食育の推進	●妊娠期から望ましい食習慣を身につけ、「食」を通じた健やかな体と豊かな人間性を育むことができるよう、保育所、認定こども園における栄養バランスのとれた給食の提供や、子育て支援センターにおける食育活動を通じて、食に対する保護者の関心を高め、家庭での食生活が豊かになるよう情報提供を行います。	こども課
思春期世代への食育の推進	●各学校において食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画的、継続的に特色ある食育に取り組みます。 ●町立小中学校における全てのこどもたちに温かくておいしい給食を提供するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の推進を図ります。	学校教育課

基本施策⑤ こども・若者の健康づくり

こどもの頃から日常的に運動に親しむことにより、日常生活を送る上での体力や運動能力を伸ばすことができます。また、成人してからも継続して体を動かすことで、運動習慣が定着し、健康増進にもつながります。関係機関と連携しながらこども・若者の健康づくりを支援します。

こころの健康を保つには、ストレスとうまく付き合うことが大切です。ストレスに早めに気づき、解消する力を身につけることを目指します。

(1)こども・若者の心身の健康づくり

取組事業	事業内容	担当課
こどもや若年世代への運動実践事業	<ul style="list-style-type: none"> ●運動が生活習慣病等の発症予防に効果的であることを若年世代から周知・啓発していきます。 ●幼少期からの生活習慣や健康状態は成人以降の健康状態に大きく影響を与えることから、こどもの健康を支えるため、こどもの頃からの運動習慣の獲得を目指します。 	健康づくり推進課 こども課 生涯学習課
健康づくりの機会の提供 居場所	●ウォーキングイベントやニュースポーツ講座などの開催により、こどもや若者の健康づくりへの意識向上と運動習慣の定着に努めます。	健康づくり推進課 生涯学習課
学校での相談・教育体制等の充実 居場所	●児童・生徒が一人で問題を抱え込むことがないように、教育相談員や教育指導員等による相談体制の充実を図ります。	学校教育課
こころの相談室（精神保健福祉相談）	●こころに不安をもつ人やその家族が、身近なところで相談できる相談室です。家族の問題に悩む人や遺族の相談に専門職が応じます。また、様々な心身不調の入口となる睡眠の問題についても気軽に相談できる場とし、こころの健康づくりを多面的にサポートします。	健康づくり推進課



▲ウォーキング大会



▲ニュースポーツ講座(モルック)

基本施策⑥ 経済的支援の充実

子育て家庭に対する経済的負担感の軽減を図るため、子育て支援のための各種手当や制度の周知及び利用を促進します。

(1)経済的支援の充実

取組事業	事業内容	担当課
子育て支援パスポート事業の充実	●協賛店舗の協力により、子育て世代が、子育て支援パスポートの提示で各種サービスが受けられる子育て支援パスポート事業の充実を図ります。	こども課
乳幼児等医療費の助成	●乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児等医療費や入院医療費の助成を行います。 ●対象年齢の引き上げや所得制限の撤廃など、町独自の医療費助成制度の拡充については、財源等を考慮し、実施の可能性について検討します。また、町村会等を通じて、国、県に対して統一的な制度化についての要望を続けます。	こども課
幼児教育・保育の無償化の実施	●3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化します。	こども課
幼児教育・保育の無償化に伴う補足給付の実施	●年収約360万円未満相当世帯または第3子以降の児童に対して補足給付（旧制度幼稚園（私学助成園）に在籍するこどもの副食材料費の補助）を行います。	こども課



▲海田町子育て支援パスポート

取組事業	事業内容	担当課
児童手当の給付	●国のこども未来戦略に基づく手当制度の拡充に対応し、児童手当制度を適切に運用しながら、児童を養育している家庭に児童手当を支給します。	こども課
妊婦のための支援給付金（出産・子育て応援給付金）の支給【新規】	●全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、妊婦のための支援給付金（出産・子育て応援給付金）を支給します。	こども課
就学援助制度の推進	●小中学校に通う児童生徒を対象とした計画的な就学援助を行います。	学校教育課
町営住宅入居における優遇制度の継続 居場所	●町営住宅入居におけるひとり親世帯及び新婚世帯等の抽選時の当選確率の優遇制度を引き続き実施します。	まちデザイン課

基本施策⑦ 配慮が必要なこどもや若者等への支援

ひとり親家庭への経済的な支援等を行い、家庭の状況に応じて悩みや不安を相談できる体制の充実に努めるとともに、自立に向けた就労相談や福祉制度等を情報提供し、生活支援を図ります。障がいのあるこども・若者については、関連計画や関係機関等との連携を十分に図りながら支援を充実します。また、児童虐待の防止に努めるとともに、様々な機会を通じて虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を強化します。更に、ヤングケアラーへの支援やニート・ひきこもり対策、外国籍のこどもや家庭に対する生活支援等の充実を図ります。

(1)ひとり親家庭への支援

取組事業	事業内容	担当課
相談・支援体制の充実	●ひとり親家庭の生活に関する総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や離婚前相談、面会交流等の支援を行います。	こども課
父母の就労促進	●ハローワーク等と連携し、父母の就労の場の確保を促進します。母子・父子自立支援員による就労相談の充実を図ります。	こども課
資格取得の経済的支援	●安定した生活を送るため、看護師等の資格取得をする方に対し、給付金を支給する等によりひとり親家庭の経済的自立を支援します。	こども課
こどもへの学習支援	●関係機関と連携しながら、ひとり親家庭のこどもを対象とした学習支援を行います。	こども課

取組事業	事業内容	担当課
児童扶養手当の支給	●ひとり親家庭のこどもについて児童扶養手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	こども課
ひとり親家庭等医療費の助成	●ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成し、保健の向上と生活の安定を図ります。	こども課

(2)障がいのあるこども・若者への支援

取組事業	事業内容	担当課
受入体制の整備 【新規】居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●町立全小中学校に通級指導教室を開設し、障がいのあるこどものニーズに対応するとともに、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導を行います。また、教師の専門性を高めるための研修等を実施します。 ●保育所、認定こども園及び放課後児童クラブにおいて障がいのあるこどもの受入れを実施します。また、受入れに対して町独自の補助金を支給します。私立保育所、認定こども園については、必要に応じて支援を行います。 ●児童発達支援センターの設置について進めていきます。 	学校教育課 こども課 社会福祉課
相談体制の充実	●障がいのあるこどものニーズに対応するとともに、一人ひとりの個性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
発達支援の推進	●障がいのあるこども等のニーズに応じた障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）が利用できるよう、事業所等と連携し、相談支援の質の向上、サービス提供体制の充実を図ります。	社会福祉課
障がいのある児童への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、こどもの年齢や発達状況に応じた支援を行います。 ●専門機関と連携し、保育所や幼稚園、認定こども園への巡回訪問を行い、児童の状況を確認するとともに、保育所等に対して必要な支援方法の助言等を行います。 	こども課 学校教育課 社会福祉課
各種手当・医療費の助成	●障がいのあるこどもがいる家庭に対して、特別児童扶養手当の給付や重度心身障害者医療費の助成を行います。	社会福祉課
啓発活動の展開	●障がいのあるこどもが社会的に自立し社会活動に参加できるよう、障がいへの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。	社会福祉課
きめ細かな特別支援教育の計画・立案	●発達障がいの傾向がある児童生徒を、適切に把握して個別の支援計画や指導計画を作成し、計画的に自立を支援します。	学校教育課

取組事業	事業内容	担当課
就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●通級指導教室を開設し、障がいのある児童生徒や保護者の要望を尊重した支援を行います。 ●発達障がいの傾向がある児童生徒とその保護者を関係機関とつなぎ、より積極的な教育相談を実施するとともに、教育相談員等の活用を促進します。 	学校教育課
発達障がいへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥／多動性障がい）等、発達障がいの傾向にある児童生徒への計画的な支援を行うとともに、保護者に対して支援体制の周知を図ります。また、教育相談員や教育指導員等の活用を促進します。 	学校教育課
障がいのある人への就業、生活に係る支援【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援や就労選択支援を通し、本人の希望や能力に合った就職先や就労系サービスを選択できるよう支援します。また、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等により、就労の定着に向けて支援します。 ●障害者就業・生活支援センター、学校、事業所等と連携し、障がい者の就業、生活に係る支援を行います。 	社会福祉課

(3)児童虐待防止対策

取組事業	事業内容	担当課
こども家庭センターの運営【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き生かしながら、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な運営を行うことで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目のない継続的な支援を行います。 	こども課
養育環境に課題のあるこどもの支援【新規】 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●養育環境等に課題がある児童等を把握し、児童と家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関へのつなぎを行います。 ●「児童育成支援拠点事業」の実施について、家庭や学校に居場所のない児童等の把握に努め、必要に応じて居場所となる場の設置について検討します。 	こども課 学校教育課
相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●親子関係形成支援を目的として、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニング講座を引き続き実施します。 	こども課 社会福祉課
児童虐待防止に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止に関する意識を向上し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、秋のこどもまんなか月間等の啓発活動を推進します。 	こども課

取組事業	事業内容	担当課
養育環境に課題のある家庭への支援	●「子育て世帯訪問支援事業」の実施について、子育てを行う家庭の負担軽減を図り、児童虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、養育支援が必要な家庭に対し、家事、育児等の支援を行う子育てヘルパーを派遣します。	こども課
人権や生命を大切にする教育の推進	●道徳の時間を要として、学校の教育活動全体において、潜在的カリキュラムである人権教育を計画的に実施し、お互いを認め合い、人権を尊重する意識の醸成を図ります。 ●道徳科の授業改善に取り組みます。	学校教育課

(4)こどもの貧困対策

取組事業	事業内容	担当課
地域で気付き、つなぐ支援	●経済的に困難な状態にある家庭やそのこどもに気付き、早期の対応を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健師、民生委員・児童委員、海田町くらしの安心・サポートセンター等の関係機関が連携し、支援を必要とするこどもや家庭に対して適切な支援が行き届くよう努めます。	社会福祉課 こども課 学校教育課
教育・保育の機会均等の確保	●家庭の経済状況に関わらず、こども一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるよう、教育・保育の確保をはじめ、ひとり親家庭等に対する学習支援等により教育の機会均等を図ります。	こども課 学校教育課
暮らしへの支援	●生活困窮等の実態の把握に基づき、経済的に困難な状況にある家庭やそのこどもに対する相談支援を行います。 ●海田町くらしの安心・サポートセンターで経済的に困難な状況にある家庭について自立できるように支援を行います。また、積極的に他の支援機関等と連携し、情報共有を行いながら支援を行います。 ●町営住宅等の相談の際に、経済的に困難な状況にある家庭やそのこどもに対して、相談支援の窓口につなげる等の対応を引き続き行います。 ●生活困窮等の状況を踏まえ、住民税等の減免制度により、減免を実施します。	社会福祉課 こども課 税務課 住民課 まちデザイン課
相談・支援体制の充実	●ひとり親家庭の生活に関する総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や離婚前相談、面会交流等の支援を行います。	こども課
父母の就労促進	●ハローワーク等と連携し、父母の就労の場の確保を促進します。母子・父子自立支援員による就労相談の充実を図ります。	こども課

取組事業	事業内容	担当課
就学援助制度の推進	●小中学校に通う児童生徒を対象とした計画的な就学援助を行います。	学校教育課

(5)ヤングケアラーの支援

取組事業	事業内容	担当課
ヤングケアラーに関する周知啓発 【新規】	●広報やホームページ等を通じてヤングケアラーに関することや相談窓口について周知します。	こども課
ヤングケアラーの支援体制の充実 【新規】	●学校や教育相談員等などと連携しながらヤングケアラーの実態の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	こども課 学校教育課

(6)ニートやひきこもり対策

取組事業	事業内容	担当課
ひきこもり相談支援 【新規】 居場所	●ひきこもり相談支援センターを設置し、ひきこもり相談支援、居場所づくり等の支援を行います。	健康づくり 推進課
関係機関との連携 【新規】	●ひきこもり相談支援センターとの連絡調整会議や海田町くらしの安心・サポート・ひきこもり相談支援ネットワーク協議会を通じて関連機関との連携を図ります。	健康づくり 推進課 社会福祉課
ニートの就業促進 【新規】	●広島地域若者サポートステーション（若者交流館）の情報提供を行うとともに、連携を図りながら、高校中途退学者を含むニートの就業促進を図ります。	資産活用課

(7)外国にルーツのあるこども等への支援

取組事業	事業内容	担当課
外国人への情報提供の実施	●広報等を外国人にもわかりやすくするなど、生活に必要な情報の提供を実施します。	かいた ブランド課
こども等への支援	●保育所等においては、外国籍家庭など各家庭の状況等に応じた個別の支援を行います。 ●学校においては、外国籍児童生徒を対象に、日本語指導を行います。また、保護者に対しても、学校からの連絡事項に対応できるよう通訳等の支援を行います。	こども課 学校教育課
外国語版母子健康手帳の交付	●健診や医療の場で医療従事者や保護者の双方が記載内容を確認できるよう、母国語に合わせて交付します。	こども課

基本施策⑧ 子育て力を高める環境づくり

町立図書館と民生委員・児童委員が連携し、絵本を通じた親子のきずなづくりを支援するブックスタート事業をはじめ、家庭教育について学ぶ機会の充実など、子育て力を高める環境づくりを推進します。

(1)子育て力を高める家庭教育の推進

取組事業	事業内容	担当課
ブックスタート事業の実施	●町立図書館は、絵本を通じた親子のふれあいを支援するため、生後5か月頃に、地域の民生委員・児童委員を通じて絵本を配布します。絵本の配布により、地域と乳児のいる家庭がつながるきっかけをつくります。	生涯学習課 社会福祉課
家庭教育に関する学習機会の提供	●家庭教育講座等、参加しやすい学習の機会を充実させ、家庭の教育力を支援する学習活動の提供に努めます。今後も家庭教育の向上に向けて講座内容等の検討・充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育支援の推進	●広島県教育委員会生涯学習課が発行している家庭教育支援カードを月齢別教室などで活用し、家庭教育の支援を図ります。	こども課

基本施策⑨ 学ぶ力を育む環境づくり

こども一人ひとりが個性を發揮し、伸び伸びとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育の推進と基礎学力の向上を図ります。また、学校と地域の連携を深め、地域を愛する心を育む教育や多様な体験活動を推進します。

(1)学校教育の充実

取組事業	事業内容	担当課
魅力ある学校づくり	●各校の教育活動について、法令法規に基づき、教育の中立性と公開性を維持します。また、学習指導要領に基づき、各教科等の内容の特色を生かしつつ、実生活や実社会で使える力を養うことができるよう教育活動を行います。 ●教育相談員を配置するとともに、勤務日や時間、業務内容を周知し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	学校教育課

取組事業	事業内容	担当課
教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校において、効率的に働く環境づくりを進め、計画的、定期的に研修を開催します。 ●広島県教育センターなど他の機関の研修に積極的な参加を促進します。 	学校教育課
小中一貫教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各中学校区で定期的に学校運営協議会を開催し、ボランティアの依頼や各中学校区の取組に対しての意見交流を行っており、今後も協議会を通じて町立小中一貫教育の充実を図ります。 	学校教育課
グローバル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●外部講師を招聘して、小学校外国語、中学校英語の指導方法等について教員研修の場を設けます。 ●授業者と外国語指導助手（ALT）との授業の充実に向け、指導改善を図ります。 	学校教育課
情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員のICT活用指導力向上研修を行い、各教科等の特質に応じて、適切な学習場面で、児童生徒が効果的に活用できる力を身に付けることができる授業展開を構築します。 ●児童生徒用タブレット端末等のICT機器を町立全小中学校に整備し、それらを活用して、児童生徒の学習内容の定着を図ります。 	学校教育課
職場体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●町立中学校2年生の総合的な学習の時間を中心に、キャリア教育として、職場体験を実施するとともに、受入先の確保に努めます。 	学校教育課
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●町立小学校体育科及び中学校保健体育科の学習内容を充実させ、健康に生きる力を育成します。 	学校教育課
読書活動の推進 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●町立全小中学校に学校司書を配置し、計画的な学校図書館運営を図ります。学校間や学校と町立図書館が連携し、児童生徒の読書活動を推進できる環境づくりに努めます。 	学校教育課 生涯学習課
就学指導の充実 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●通級指導教室を開設し、障がいのある児童生徒や保護者の要望に寄り添った支援を行います。 ●発達障がいの傾向がある児童生徒とその保護者を関係機関とつなぎ、より積極的な教育相談を実施するとともに、教育相談員等の活用を促進します。 	学校教育課
不登校児童・生徒への支援の充実 【新規】居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●心配ごとや不安、悩みなどいろいろな理由で学校に行けないこどもたちが、安心して活動できる場所として、適応指導教室「さんさんルーム」を開室します。 	学校教育課

(2)多様な体験やふれあいの機会づくり

取組事業	事業内容	担当課
体験活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育施設等において、多様な体験活動の実施に取り組みます。 ●青少年が主体的に文化・スポーツ活動に取り組めるよう、広報やチラシ、インターネット等を活用し、PRを行うなど、様々な機会を通じて情報提供に努めます。 	生涯学習課
郷土を愛する心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と地域の連携を深めるため、学校運営協議会を開催し、地域を知り郷土を愛する心を育む教育を推進します。 ●地域の人材を把握し、児童生徒の学びが充実していくように努めます。 	学校教育課
中学生幼児触れ合い体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●町立中学校と保育所、幼稚園、認定こども園が連携し、幼児との交流を通して思いやりや生命の尊さを学ぶ場の充実を図ります。 	学校教育課 こども課



▲中学生幼児触れ合い体験

(3)幼保小連携の強化

取組事業	事業内容	担当課
保育・幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校就学前の教育・保育を一体のものとして取り組むため、幼保小連携協議会において、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校関係者の交流や連携を図ります。 ●子育て支援ネットワーク会議（子育て部会）における、小学校と保育所等の相互参観の実施を通じて、幼保小の接続についての検討や現場職員間の直接交流による連携体制の構築に取り組みます。 	こども課

取組事業	事業内容	担当課
小学校教育への円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ●育てにくさのあるこどもや、子育てに不安を感じている保護者に対して、集団及び個別の支援を行います。また、町内保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談を実施し、幼児期から就学に向けて継続的な支援を行います。 ●小学校において、幼保小の円滑な接続に向け、スタートカリキュラムの充実を図り、具体的な指導の方向を整理して町内の関係機関での共有を図ります。 	こども課 学校教育課

基本施策⑩ 健全育成の推進

健全育成に向けた児童生徒への指導や相談体制の充実を図り、思春期の心身の健康づくりを推進します。また、有害環境対策に努め、児童生徒の健全な育成を推進します。

(1)こども・若者の健全育成の推進

取組事業	事業内容	担当課
思春期の保健対策の強化	●学習指導要領の内容を踏まえ、年間指導計画に基づき、各学校において児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導を計画的に推進します。	学校教育課
学校カウンセリング等の充実	●スクールカウンセラー及び教育相談員を配置し、勤務日や時間、業務内容を広く周知し、児童生徒一人ひとりの状況に応じて支援します。また、教職員のカウンセリング技能の向上を図ります。	学校教育課
立ち入り調査の実施	●有害図書類の陳列等について、広島県青少年健全育成条例に基づく事業所への立ち入り調査を実施し、青少年の健全な育成の推進に取り組みます。	こども課
情報メディアの安全・安心な利用方法の指導	●各町立小中学校において、インターネットや携帯電話の適切な利用方法に関する教育・啓発を図ります。	学校教育課
適応指導教室事業の推進	●適応指導教室について、パンフレットやホームページ等を通じて、周知を図ります。	学校教育課
生徒指導等の強化	●中学校区での生徒指導連絡会議を実施し、小学校と中学校が共通認識を持って一貫した指導につながるよう、連携を強化します。	学校教育課
教育相談員による教育相談	●教育相談員との連携による教育相談や家庭訪問を実施し、支援が必要な児童生徒や家庭に対して、必要に応じて関係機関へつなぎます。	学校教育課

取組事業	事業内容	担当課
非行防止活動等の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や地域との連携強化により、児童生徒に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。 ●関係機関と連携しながら非行防止の啓発を行います。 	学校教育課

基本施策⑪ こども・若者が希望を持てる環境づくり

こどもの頃からのボランティアへの参加やキャリア教育、社会人の学びなど、こども・若者が希望を持って学び、働けるよう支援します。

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、支援に努めます。

(1)こども・若者が活躍できる環境づくり

取組事業	事業内容	担当課
キャリア教育の推進【新規】	●児童生徒が勤労観や職業観を養い、職業に関する知識や技能を身につけることができるよう、発達段階を通じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
職業能力開発に関する情報提供【新規】	●児童生徒が、自ら適切な職業選択や職業能力開発、スキルアップ、学び直しなどが行えるよう情報を提供します。	学校教育課
青少年の社会参加、体験活動の機会づくり【新規】	●青少年の異年齢交流、自然体験・社会体験の機会提供及び地域ボランティア、関係団体の支援を行います。	生涯学習課
若い世代におけるボランティアや福祉活動への参加促進【新規】	●ボランティアや福祉活動について、若い世代に興味を持ってもらえるよう、小中学校、社会福祉協議会と連携しながらボランティア団体との交流を含めて活動を周知し、ボランティアや福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉課 学校教育課

(2)こどもを持つことへの支援

取組事業	事業内容	担当課
里親制度の周知【新規】	●様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育する里親制度について周知を行います。	こども課

基本施策⑫ こどもまんなか社会に向けた環境づくり

こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え，こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて，こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を推進します。

(1)こどもまんなか社会に向けた取組の推進

取組事業	事業内容	担当課
こども・若者の意見聴取【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●本町の将来を担う児童生徒の代表が集まり，海田町がよりよいまちとなるよう，町に対して提言を行うこども議会を開催します。こども議会を通じて，ふるさと海田を再発見し，行政の仕組みや議会の役割に関心を持ってもらうとともに，こどもから様々な意見や提案を聴取し，今後の施策に反映します。 ●様々な機会を通じて，こどもや若者から意見聴取を行い，施策に反映できるように努めます。 	こども課 学校教育課 地域みらい課
こども施策に関する情報発信【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●こども施策に関して，理解・関心が深められるよう年齢や発達の程度に応じた情報提供に努めます。 	こども課

こども議会

町立の小学校と中学校の児童生徒が各学級で行う総合的な学習の時間等で海田町の課題や解決案について学習をしています。その内容を基に，小学校と中学校の代表者が議員となり，町政について質問する「こども議会」を開催しています。

「こども議会」では少子高齢化に対する対策や安全・安心に関すること，環境美化活動など児童生徒が授業の中で考えたテーマについて質問し，町長や教育長など町職員が答弁しています。児童生徒からの提言を受けて，町として今後施策に反映していく場とするとともに，児童生徒が行政や議会を身近に感じ，関心を持つことができるような取組となっています。



放課後作戦会議

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)をテーマに、町内中学生と放課後作戦会議を実施しました。

参加していただいた生徒からは、若者ならではの利用者目線の思い出や面白いアイデアを数多くいただきました。みんなで考えた作戦を基に今後の児童クラブの運営に活かしていきます。



基本施策⑬ 地域全体で子育てを支える環境づくり

子育て支援活動を行う地域の団体等への支援を行い、地域共生社会の実現に向けて、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。また、多様化する保護者のニーズに対応できるように、安全に活動できるこどもの居場所づくりを推進します。

(1)地域における子育て支援活動の促進

取組事業	事業内容	担当課
地域での子育て意識の醸成	●保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域ぐるみで児童生徒の健全育成に取り組む意識の醸成を図ります。	こども課
世代間交流の推進 居場所	●児童館活動を通じて、地域での世代間交流を推進します。 ●自治会の運営を支援します。	こども課 地域みらい課
シルバー人材センターによる子育て支援 居場所	●豊かな子育て経験を持つシルバー人材センターの会員が、託児センターひまわりランドでこどもを預かる事業を支援するとともに、有資格者の確保に努めます。 ●シルバー人材センターの会員が、自宅でこどもの預かりなどを行う育児支援サービスを支援するとともに、有資格者の確保に努めます。	長寿保険課
青少年育成団体の支援	●青少年育成海田町民会議の支援に努めます。	生涯学習課

取組事業	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	●子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員間の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施するとともに、会員数の増加と利用しやすい環境づくりを目指します。	こども課
ブックスタート事業の実施【再掲】	●町立図書館は、絵本を通じた親子のふれあいを支援するため、生後5か月頃に、地域の民生委員・児童委員を通じて絵本を配布します。絵本の配布により、地域と乳児のいる家庭がつながるきっかけをつくります。	生涯学習課 社会福祉課

(2)こども・若者の居場所づくりの充実

取組事業	事業内容	担当課
余裕教室等の活用 居場所	●各小学校の余裕教室等について、放課後児童クラブ等への活用を検討します。夏季休業中は、児童クラブの希望者数が増えるため、各校の状況により余裕教室を有効に活用できるようにします。	学校教育課 こども課
児童館機能の充実 居場所	●児童館におけるこどもの遊びや学習の場などの充実を図ります。	こども課



▲海田児童館



▲海田東児童館

取組事業	事業内容	担当課
放課後子供教室の実施 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のボランティアとの連携を図り、学校や社会教育施設等を活用し、こどもが安全に安心して活動できる居場所をつくれます。 ●定期プログラムでは、参加したくなる新しいメニューの検討を行います。 ●学びの広場では、「わかるってたのしいね、できるってうれしいね。」を合言葉に学習支援を行います。 	生涯学習課
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子供教室と放課後児童クラブの連携を図り、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室に参加しやすいよう配慮します。 	生涯学習課 こども課
居場所づくりの充実【新規】 居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●こども議会で要望のあった、学習スペースやスポーツ施設の充実について、役場庁舎1階交流スペース、ひまわりプラザ及び福祉センターの活用により充実を図ります。 ●こどもや若者の要望を基に、多様な居場所づくりの充実を図ります。 	総務課 こども課 長寿保険課



▲放課後子供教室(学びの広場)



▲放課後子供教室(七夕かざり)

基本施策⑭ 安全・安心な生活環境づくり

関係機関と連携した地域の防犯対策や公園の整備など、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

(1)安全・安心なこども・若者の生活環境づくり

取組事業	事業内容	担当課
防犯灯の整備	●基準に基づき防犯灯の設置及び自治会への補助を行います。	地域みらい課
子ども・女性 110番の家の充実	●「子ども・女性 110番の家」への協力を得られるよう、ホームページ等で周知に努めます。	地域みらい課 生涯学習課
不審者対策の整備	●こどもの安全確保を最優先し、的確で迅速な対応ができるよう、一斉メールの配信を行うとともに、全ての保護者の登録を目指し周知を図ります。	学校教育課 こども課
こどもの見守り活動の推進	●学校だよりや各地区の回覧板等で呼び掛け、地域住民による見守り活動を促進します。	学校教育課
公園の整備 居場所	●安全で魅力のあるこどもたちが遊びたくなるような公園，広場の充実に努めます。 ●公園の管理については，住民の主体的な参加を促進し，愛着を持てる公園を目指します。 ●公園施設の維持管理，修繕等を行い，利用環境の整備に努めます。	まち デザイン課
子育てに配慮した生活環境整備 居場所	●広島県福祉のまちづくり条例に基づき，バリアフリー施設の整備など，子育てに配慮した生活環境の整備が図られるよう，指導や助言を行います。	まち デザイン課 建築営繕室



取組事業	事業内容	担当課
防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等，学校，児童クラブにおいて，避難確保計画に基づく，避難訓練を実施し，防災意識の醸成を図ります。 ●保育所等，学校，児童クラブを通じて，海田町防災メールの登録を推進します。 ●児童生徒が地域の課題を自分事として捉えることができるように学習課題を設定していきます。 ●災害時における危険個所や避難等の情報を提供します。 	防災課 こども課 学校教育課
消費生活相談及び講座の実施【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活トラブルにあったときの相談対応を行います。また，希望に応じて悪質商法の対応策等についての出前講座を実施します。 	地域みらい課



▲防災教育

(2)こども・若者の安全確保のための取組の推進

取組事業	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故のない安全・安心なまちづくりを実現するために，引き続き関係機関と連携し，こどもに交通安全に関する教育や啓発を行います。 ●交通安全月間等による啓発活動により，若者の交通安全意識の向上に努めます。 	地域みらい課
安全で快適な交通環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し，交通安全対策を図り交通事故の防止に努めるとともに，街路整備等により安全で快適な交通環境の整備に努めます。 	地域みらい課 建設課 まちデザイン課

第6章 教育・保育事業等の提供体制

1 教育・保育の提供区域の設定について

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件や人口、交通等の社会的条件、教育・保育施設の配置状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることが求められています。

本町では、保育所、幼稚園、認定こども園の配置状況や、各施設の入所児童数を勘案し、第2期計画に引き続き教育・保育の提供区域については、町全域を1区域として設定します。

2 量の見込みの算出についての考え方

「子ども・子育て支援法」では、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。見込量の算出にあたっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、令和2年度以降の「本町における各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めま

【参考：対象となる施設，事業】

特定教育・保育施設	
幼稚園	<p>小学校入学以降の学習や生活の基礎を作るため，幼稚園でこどもを預かり，就学前の教育を提供します。また，降園時間以降，保育が必要な場合に，こどもを預かる預かり保育事業を実施しています。</p> <p>（町より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）</p> <p>全てのこどもの利用料が無料となります。</p>
認可保育所	<p>保護者の就労等により保育が必要な場合に，認可を受けた保育所でこどもを預かり，乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。</p> <p>0～2歳児は住民税非課税世帯のこども，3歳児以上は全てのこどもの利用料が無料となります。</p>
認定こども園	<p>保護者の就労状況に関わらず，幼稚園と保育所が一体となった施設でこどもを預かり，教育・保育を提供する施設です。</p> <p>0～2歳児は住民税非課税世帯のこども，幼稚園部分については満3歳以上，保育所部分については3歳児以上は，全てのこどもの利用料が無料となります。</p>
確認を受けない幼稚園	
旧制度幼稚園（私学助成園）	<p>小学校入学以降の学習や生活の基礎を作るため，幼稚園でこどもを預かり，就学前の教育を提供します。また，降園時間以降，保育が必要な場合に，こどもを預かる預かり保育事業を実施しています。</p> <p>（町より施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営（私学助成を受けて運営）を行う幼稚園）</p> <p>全てのこどもの利用料が無料となります（上限あり）。</p>
地域型保育事業	
地域型保育事業	<p>認可を受けて，少人数の単位で，0～2歳児のこどもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて，保育の場を確保します。小規模保育，家庭的保育，事業所内保育，居宅訪問型保育の4つの事業があります。</p>

【教育・保育の認定（保育の必要性の認定）】

子どものための教育・保育給付認定
<p>子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合は，以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。</p> <p>【1号認定】教育を必要とする3～5歳児（幼稚園，認定こども園（教育部分））</p> <p>【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（認可保育所，認定こども園（保育部分））</p> <p>【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（認可保育所，認定こども園（保育部分），地域型保育事業）</p>

【人口推計】

(人)

	実績←					→推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～5歳小計	1,904	1,898	1,897	1,854	1,873	1,854	1,830	1,810	1,795	1,780
0～2歳小計	950	934	924	915	937	965	947	920	905	901
0歳	310	300	308	316	328	315	311	306	301	301
1歳	322	304	309	295	315	332	316	311	306	304
2歳	318	330	307	304	294	318	320	303	298	296
3～5歳小計	954	964	973	939	936	889	883	890	890	879
3歳	325	319	331	295	303	290	309	309	293	291
4歳	318	321	318	332	299	293	283	301	300	288
5歳	311	324	324	312	334	306	291	280	297	300
6～11歳小計	1,703	1,739	1,797	1,855	1,846	1,927	1,913	1,865	1,783	1,759
6歳	279	319	338	323	311	338	303	287	276	295
7歳	285	280	316	341	319	321	337	301	284	277
8歳	321	287	278	314	338	326	316	331	295	282
9歳	258	315	289	276	313	339	318	307	321	289
10歳	276	261	313	286	279	309	334	311	301	318
11歳	284	277	263	315	286	294	305	328	306	298
0～11歳合計	3,607	3,637	3,694	3,709	3,719	3,781	3,743	3,675	3,578	3,539

注1：各年度4月1日現在人口

注2：人口の推計にあたっては「住民基本台帳」を用いたコーホート変化率法で算出しています。コーホート変化率法とは、コーホート（同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり）ごとの、5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して、将来人口を推計します。出生するこどもの人口（0歳児の人口）については、15～49歳女子の人口と過去の出生数等から推計します。

3 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

(1)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

①施設等利用給付（1～3号認定の見込み）

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に推進します。

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	420	460	107	165	178	380	490	110	170	185
②確保方策	特定教育・保育施設	412	436	103	155	165	292	511	112	173	183
	確認を受けない幼稚園	280	0	0	0	0	280	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	692	436	103	156	167	572	511	112	174	185
過不足(②-①)		272	▲24	▲4	▲9	▲11	192	21	2	4	0

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	350	520	112	173	185	350	520	112	173	185
②確保方策	特定教育・保育施設	412	535	112	173	183	412	535	112	173	183
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	412	535	112	174	185	412	535	112	174	185
過不足(②-①)		62	15	0	1	0	62	15	0	1	0

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	350	520	112	173	185
②確保方策	特定教育・保育施設	412	535	112	173	183
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型保育	0	0	0	1	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	412	535	112	174	185
過不足(②-①)		62	15	0	1	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- 1号認定のニーズは減少しており、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。2号認定については、共働き世代の増加によりニーズが高くなっており、現時点では必要利用定員総数を下回る状況です。3号認定については、育休復帰の時期となるため、年度末に向けて復帰に伴う待機児童が生じており、2号認定同様に現時点では必要利用定員総数を下回る状況です。待機児童や育休退所の解消に向けて、施設整備の支援や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等を通じて、0～2歳の保育の受け皿を確保します。

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込み

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

単位:時間,人			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	受入可能時間数	—	1,430	1,430	1,430	1,430
		利用定員数	—	9	9	9	9
	確保方策	受入可能時間数	—	1,430	1,430	1,430	1,430
		利用定員数	—	9	9	9	9
1歳児	量の見込み	受入可能時間数	—	1,530	1,530	1,530	1,530
		利用定員数	—	9	9	9	9
	確保方策	受入可能時間数	—	1,530	1,530	1,530	1,530
		利用定員数	—	10	10	10	10
2歳児	量の見込み	受入可能時間数	—	760	760	760	760
		利用定員数	—	5	5	5	5
	確保方策	受入可能時間数	—	760	756	756	756
		利用定員数	—	5	5	5	5

【提供体制・確保方策の考え方】

- 令和8年度から保育所等の余裕教室を活用して実施します。また、利用状況に応じて、必要な利用定員の受入体制を整えていきます。

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

①利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談、助言等を行い、関係機関との調整を図る事業です。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談 機関	量の見込み	か所	3	3	3	3	3
	確保方策	か所	3	3	3	3	3
特定型	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
こども家庭セン ター型	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談 支援事業型	量の見込み	回	900	900	900	900	900
	確保方策	回	900	900	900	900	900
	こども家庭 センター	回	900	900	900	900	900
	その他	回	0	0	0	0	0
【提供体制・確保方策の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> ●ひまわりプラザ(基本型, 母子保健型)とこども課(母子保健型)の2か所に, ネウボラ相談員(保健師, 保育士等)が常駐し, 教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行う体制を継続します。 ●妊婦等包括相談支援事業型については, 妊婦等の心身の状況, その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか, 母子保健及び子育てに関する情報の提供, 相談その他の援助を行います。 							

②地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を促進し、子育ての不安軽減や仲間づくりを支援する事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人(年間)	36,912	38,539	39,921	41,168	42,224
確保方策	か所	3	3	3	3	3
【提供体制・確保方策の考え方】						
●ひまわりプラザ, 海田児童館, 海田東児童館の3か所の地域子育て支援センターにおいて, 引き続き, 親子の交流の場の提供や子育て関連情報の提供等を実施し, 地域の子育て支援の充実を図ります。						

③妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において母体や胎児の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	健診回数	回	3,780	3,732	3,672	3,612
	健診者数	延べ人	315	311	306	301
確保方策	実施場所	－	委託医療機関			
	検査項目	－	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	－	通年			
【提供体制・確保方策の考え方】						
●国が定める望ましい基準の健診について, 全ての妊婦が受診できるよう, 体制及び受診回数, 検査項目を確保します。						

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	315	311	306	301	301
確保方策	－	地区担当保健師				
【提供体制・確保方策の考え方】						
●地区担当保健師が, 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問できるよう, 必要な職員体制を確保します。						

⑤産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		人	84	84	84	84	84
確保方策	宿泊型	人	6	6	6	6	6
	日帰り型	人	4	4	4	4	4
	訪問型	人	74	74	74	74	74
【提供体制・確保方策の考え方】							
●安心して子育てできるように、医療機関、助産院、自宅等で助産師や保健師等が心身のケア、授乳指導、育児相談等を実施します。							

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		延べ人	157	157	157	157	157
確保方策		延べ人	157	157	157	157	157
【提供体制・確保方策の考え方】							
●会員確保と利用促進を図りながら、現行体制で継続実施します。							



⑦家庭支援事業

◆養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための相談や育児、家事援助などの支援を行う事業です。

◆子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

◆児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

◆親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	量の見込み	人	315	311	306	301	301
	確保方策	人	315	311	306	301	301
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	人日	60	60	60	60	60
	確保方策	人日	60	60	60	60	60
児童育成支援拠点事業	量の見込み	人	-	-	-	-	-
	確保方策	人	-	-	-	-	-
親子関係形成支援事業	量の見込み	人	5	5	5	5	5
	確保方策	人	5	5	5	5	5

【提供体制・確保方策の考え方】

- 養育支援訪問事業は、関係機関と連携し、現行体制で継続して実施します。
- 子育て世帯訪問支援事業は、引き続き、子育てヘルパー派遣事業により継続して実施します。
- 児童育成支援拠点事業は、現時点では実施予定はありませんが、今後のニーズを踏まえながら関係機関と連携して今後の対応について検討します。
- 親子関係形成支援事業は、ペアレント・トレーニング講座により継続して実施します。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産，冠婚葬祭やその他の理由で，家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に，宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人	6	6	6	6	6
確保方策	か所	1	1	1	1	1
【提供体制・確保方策の考え方】						
●委託での実施を継続します。						

⑧一時預かり事業

保護者の就労や疾病，出産などにより，保育が一時的に困難となった場合に，保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し，保育所，幼稚園，認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
幼稚園・ 認定こども園短時間 在園児 対象	量の見込み	延べ人	20,000	18,000	16,000	16,000	16,000	
		1号認定	20,000	18,000	16,000	16,000	16,000	
		2号認定	—	—	—	—	—	
	確保方策	延べ人	20,000	18,000	16,000	16,000	16,000	
		か所	6	6	6	6	6	
保育所等 における 一時保育	量の見込み	延べ人	1,578	1,647	1,720	1,795	1,780	
	一時預かり	延べ人	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
		か所	8	8	8	8	8	
	確保方策	ファミリー・ サポート・ センター	延べ人	157	157	157	157	157
		トワイライ トステイ	延べ人	1	1	1	1	1
			か所	1	1	1	1	1
	【提供体制・確保方策の考え方】							
●一時預かり事業のニーズに対応するため，引き続き提供体制の確保に努めます。								

⑨時間外保育事業（延長保育：保育所，認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	人	147	145	141	133	132
確保方策②	人	161	170	170	170	170
	か所	10	11	11	11	11
過不足(②-①)	人	14	25	29	37	38
【提供体制・確保方策の考え方】						
●町内全ての保育所等において、保護者ニーズに対応するため、引き続き提供体制の確保に努めます。						

⑩病児・病後児保育事業

こどもが病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師，保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	延べ人	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	か所	1	1	1	1	1
【提供体制・確保方策の考え方】						
●町内病児保育施設を支援し、広島広域都市圏広域利用協定に参加することで引き続き提供体制を確保します。						



▲病児保育室ぽかぽか(きらきらこどもクリニック)

⑪放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	375	425	435	443	450
低学年	人	337	384	393	400	405
1年生	人	144	167	169	172	174
2年生	人	114	130	133	135	137
3年生	人	79	87	91	93	94
高学年	人	38	41	42	43	45
4年生	人	35	38	39	40	41
5年生	人	3	3	3	3	4
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	380	420	420	420	430
過不足(②-①)	人	5	▲5	▲15	▲23	▲20
【提供体制・確保方策の考え方】						
●民間事業者への放課後児童健全育成事業委託及び事業者による施設整備により、指導員の確保と質の向上を図りながら、提供体制を確保します。						

※最大来会人数

【公立（学区別）】

海田小学校区

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	56	59	63	65	65
低学年	人	49	52	55	57	57
1年生	人	20	21	22	23	23
2年生	人	16	17	18	18	18
3年生	人	13	14	15	16	16
高学年	人	7	7	8	8	8
4年生	人	6	6	7	7	7
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	人	4	1	▲3	▲5	▲5

※最大来会人数

海田東小学校区

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	90	101	104	108	111
低学年	人	79	89	92	95	97
1年生	人	32	36	37	38	39
2年生	人	26	29	30	31	32
3年生	人	21	24	25	26	26
高学年	人	11	12	12	13	14
4年生	人	10	11	11	12	13
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	100	100	100	100	110
過不足(②-①)	人	10	▲1	▲4	▲8	▲1

※最大来会人数

海田西小学校区

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	44	43	45	45	46
低学年	人	39	38	40	40	40
1年生	人	16	16	16	16	16
2年生	人	13	12	13	13	13
3年生	人	10	10	11	11	11
高学年	人	5	5	5	5	6
4年生	人	5	5	5	5	5
5年生	人	0	0	0	0	1
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	人	▲4	▲3	▲5	▲5	▲6

※最大来会人数

海田南小学校区

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	105	102	103	105	108
低学年	人	92	89	90	92	95
1年生	人	37	36	36	37	38
2年生	人	30	29	29	30	31
3年生	人	25	24	25	25	26
高学年	人	13	13	13	13	13
4年生	人	12	12	12	12	12
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	100	100	100	100	100
過不足(②-①)	人	▲5	▲2	▲3	▲5	▲8

※最大来会人数

【私立】

みどりのもり児童クラブ

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	40	40	40	40	40
低学年	人	39	39	39	39	39
1年生	人	20	20	20	20	20
2年生	人	14	14	14	14	14
3年生	人	5	5	5	5	5
高学年	人	1	1	1	1	1
4年生	人	1	1	1	1	1
5年生	人	0	0	0	0	0
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

※最大来会人数

こうわ児童クラブ海田

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	40	40	40	40	40
低学年	人	40	40	40	40	40
1年生	人	20	20	20	20	20
2年生	人	15	15	15	15	15
3年生	人	5	5	5	5	5
高学年	人	0	0	0	0	0
4年生	人	0	0	0	0	0
5年生	人	0	0	0	0	0
6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策②	人	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

※最大来会人数

私立児童クラブ③（整備予定）

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①※	人	-	40	40	40	40
低学年	人	-	39	39	39	39
1年生	人	-	20	20	20	20
2年生	人	-	14	14	14	14
3年生	人	-	5	5	5	5
高学年	人	-	1	1	1	1
4年生	人	-	1	1	1	1
5年生	人	-	0	0	0	0
6年生	人	-	0	0	0	0
確保方策②	人	-	40	40	40	40
過不足(②-①)	人	-	0	0	0	0

※最大来会人数

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、令和元年10月1日から、旧制度幼稚園（私学助成園）利用者を対象に、年収約360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童の給食費（副食材料費）助成を実施しています。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本町では、引き続き検討を進めます。



第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

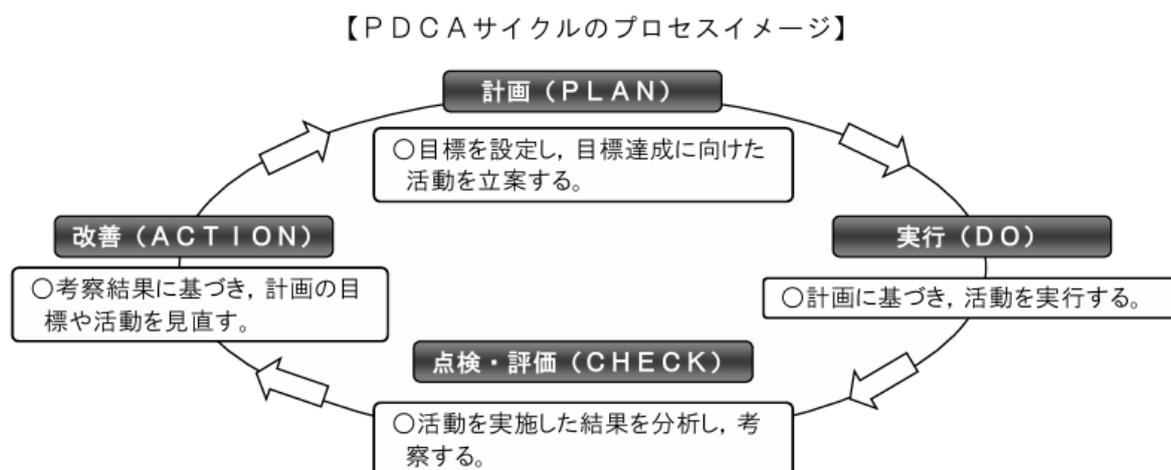
本計画は、教育・保育のみならず保健、医療、福祉、まちづくり等多分野にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。そのため、庁内の関係部署が十分に連携し、分野横断的に施策を推進する体制の充実を図ります。また、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など専門職の技術や専門性の向上を図り、多様化する保護者のニーズに的確に対応できるよう努めます。

2 関係機関との連携強化

社会全体で子育て支援を推進していくためには、町民や関係団体、サービス提供事業所、行政の協働により施策を推進していく必要があります。町民及び関係機関等への子育て支援に対する意識の醸成をはじめ、地域における担い手の育成や確保を図り、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。また、地域福祉の視点に立って、地域で見守り、支え合う意識の醸成に努め、社会全体で子育てを推進する気運を高めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づく進行管理により、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに「海田町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況の検証を行い、今後の取組への反映に努めます。



資料編

1 海田町子ども・子育て会議条例

○海田町子ども・子育て会議条例

平成25年9月12日

条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海田町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年海田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表保育所運営審議会委員の項の次に次のように加える。

海田町子ども・子育て会議委員	〃	6, 100円
----------------	---	---------

2 海田町子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名	備考
子どもの保護者	海田幼稚園保護者会 (私立幼稚園保護者会)	米谷 結花	
	さいわい保育園保護者会 (私立保育所保護者会)	岳田 有麻	
	つくも保育所保護者会 (公立保育所保護者会)	油布 拓也	
	海田町 PTA 連合会	小沢 豊	
	海田町 PTA 連合会	松浦 義剛	
	ひまわりプラザ子育て支援サークル すまいるあっぷ	熊埜御堂 咲	
事業に従事 する者	海田みどり幼稚園 さいわい保育園 みどりのなあーさりい みどりのもりこどもえん	住田 直之	
	海田幼稚園 海田保育園	三宅 雄次郎	
	東海田幼稚園	京極 真	
	明光保育園	米田 公子	
	龍洞保育園	小川 照信	
	小さくら保育所	宗像 久美子	副会長
	こうわ認定こども園海田 こうわ認定こども園海田第二	溝上 郁子	
学識経験の ある者	広島大学大学院人間社会科学研究科教授	七木田 敦	
	県立広島大学保健福祉部教授	菅井 敏行	
町長が必要と 認める者	海田町教育委員会教育委員	米丸 禎宏	
	海田町民生委員児童委員協議会主任児童委員	堂免 寛	会長
	海田町民生委員児童委員協議会主任児童委員	中神 裕子	

海田町こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：海田町福祉保健部こども課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

TEL：082-823-9227

FAX：082-823-9627
